

高知県南海トラフ地震対策行動計画

(平成25年度～平成27年度)

平成25年6月

高 知 県

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、多くの尊い命が犠牲となるなど、太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたことは、記憶に新しいところです。

南海地震は、これまで概ね 100～150 年周期で発生し、その都度本県に大きな被害をもたらしてきました。昭和の南海地震からすでに 70 年近くが経過し、その切迫度は徐々に高まっているうえ、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されています。

高知県では、南海地震への備えを進めていくための拠り所として、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を平成20年 4 月に施行しました。また、条例の実効性を高めるため、被害の軽減や地震発生後の応急、復旧・復興のための事前の準備など、県として実施すべき取り組みをまとめた行動計画を平成21年 4 月に作成し、ハードとソフトの両面から様々な対策を進めてきたところです。

このたび、東日本大震災の教訓や、最新の知見に基づいた地震・津波とその被害についての新たな想定を踏まえ、対策の充実と強化を図ることとし、平成25年度から平成27年度までの3年間に取り組む第2期の行動計画を作成しました。

この計画では、避難路や避難場所の整備などは最大クラスの津波からも命を守ることができるように最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための発災直後から応急期にかけての対策については、規模の異なる2つの地震を前提において対策に幅を持たせることとし、この3年間で概ね完了させます。

また、行政の責務としての公助を強化することに加え、県民、事業者、自主防災組織等の皆様が行う自助、共助の取り組みの後押しを充実させています。

なお、県民の皆様にも、南海地震に加え、東海、東南海地震が同時に発生すれば、人的支援や物流などの面において本県にも大きな影響があるとの意識を持っていただきたいことから、名称は、「南海トラフ地震対策行動計画」と改めることといたしました。

県民の皆様一人ひとりが自らできる対策を着実に進め、いざという時のために備えることが何より大切です。

今後、この計画に掲げた自助、共助、公助の183項目の取り組みを市町村や事業者、地域の皆様とともに全力で推進してまいります。

平成25年 6 月

高知県知事 尾崎 正直

高知県南海トラフ地震対策行動計画

- 目次 -

1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

(1) 高知県南海トラフ地震対策行動計画の作成の趣旨	1
(2) 想定する地震及び被害想定について	2
ア 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波	2
イ 発生頻度の高い一定程度の地震・津波	5
(3) 南海トラフ地震対策の基本理念と方向性	8
ア 南海トラフ地震対策の基本理念	8
イ 今後の南海トラフ地震対策の方向性	8
ウ 計画期間	9
エ 対策の実施による減災効果	9
オ 行動計画のPDCAサイクルを通じた点検、見直し	10

2 具体的な取り組み

(1) 想定される被害シナリオに応じた対策	11
ア 地震発生から概ね6時間以内	11
イ 発災後3日間まで	14
ウ 発災後2週間まで	16
エ 発災後2週間以降	17
(2) 行動計画の体系とその考え方	18
ア 4つの視点	18
イ 重点課題	18
(3) 行動計画の体系表（取り組み一覧）	22
(4) 項目別の具体的な取り組みの内容（個表）	25
(5) これまでの取り組み状況	102

参考資料

- 1 高知県の南海トラフ地震対策の計画体系
- 2 高知県南海トラフ地震対策行動計画における長期浸水対策

1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

(1) 高知県南海トラフ地震対策行動計画の作成の趣旨

東日本大震災では、沿岸部を襲った想定を大きく上回る津波により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。

このため、県では大震災直後から従来の対策を今一度見直すこととし、その教訓を踏まえながら、「今すぐできること」として避難場所や避難路の再点検、学校などにおける避難訓練などに取り組むとともに、住宅の耐震対策に対する支援の拡充や、避難路、避難場所の整備を急ピッチで進めてきました。

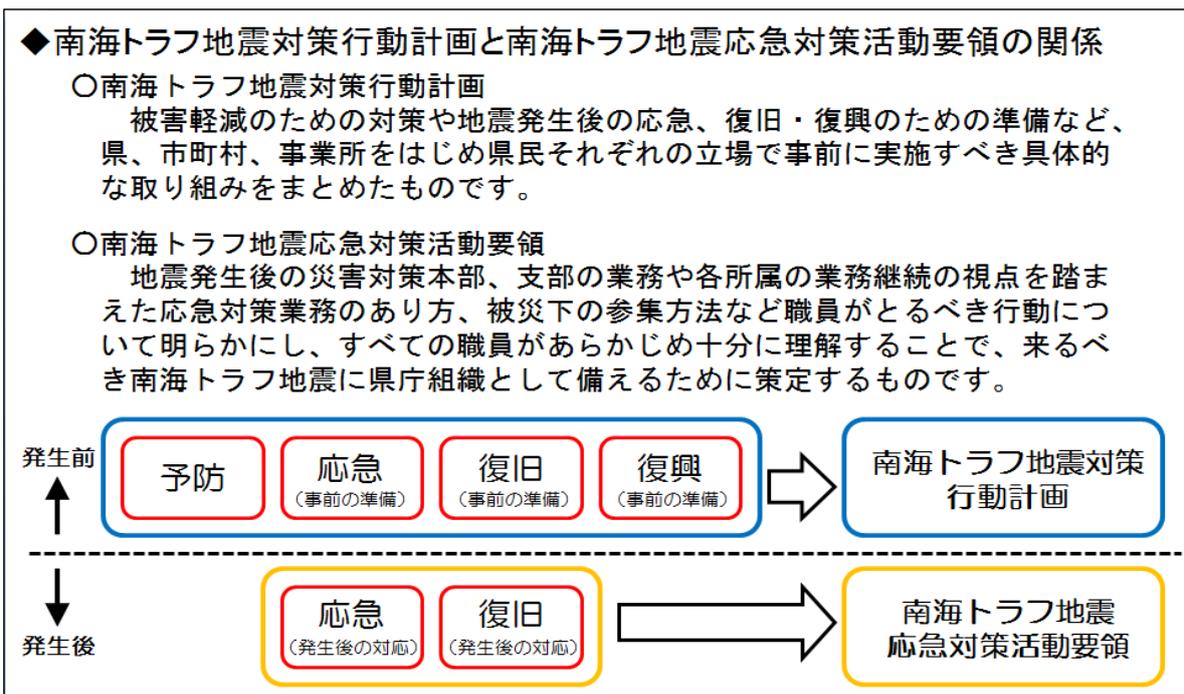
また、「命の道」としての緊急輸送道路の確保対策を加速化するとともに、津波による被害を軽減するため海岸堤の整備や浦戸湾内の排水機場の耐震化や耐水化等の対策をできる限り前倒しして実施するなど、南海地震対策の加速化と抜本強化に取り組んできました。

こうした中、昨年3月及び8月に国が公表した「南海トラフの巨大地震による地震・津波想定及び被害想定」を基に、12月にはより精緻な震度分布・津波浸水予測（以下「高知県版予測」という。）を作成し、また本年5月には高知県版予測に基づく人的・物的被害などの想定も行いました。

本計画は、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランであり、大震災で得られた教訓や県の新たな想定を基に、専門家や市町村等の意見も踏まえて作成したものです。

また、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」第43条の規定に基づき作成するもので「高知県地域防災計画（地震・津波対策編）」に定める基本事項を具体化するための行動計画として位置付けられるものです。

今後、県では本計画に基づき、避難路や避難場所の整備などは最大クラスの津波からも命を守ることができるように最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための発災直後から応急期にかけての対策については、規模の異なる2つの地震を前提において対策に幅を持たせることとし、この3年間で概ね完了させます。また、その他の防災・減災対策についても計画的に実施していきます。



(2) 想定する地震について

南海トラフを震源とする南海地震は、これまで概ね100年から150年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきました。また、南海トラフでは、南海地震だけではなく、東海地震や東南海地震なども発生します。その上、過去には何度もこの3つの地震が連動して発生しており、西日本の太平洋側はそのたびに大きな被害を受けています。

1946年(昭和21年)に発生した昭和南海地震からは66年が経過し、本年5月に国から示された南海トラフ地震の発生確率*は、今後30年以内で60~70%となっています。

このように、周期的に発生し、切迫度も高まってきている南海トラフ地震ですが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震を特定することはできません。

このため、本県の南海トラフ地震対策を進めていく上で、対策に幅を持たせて万全を期していくために、規模の異なる2つの地震を想定することとします。

※南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)平成25年5月24日地震調査研究推進本部地震調査委員会

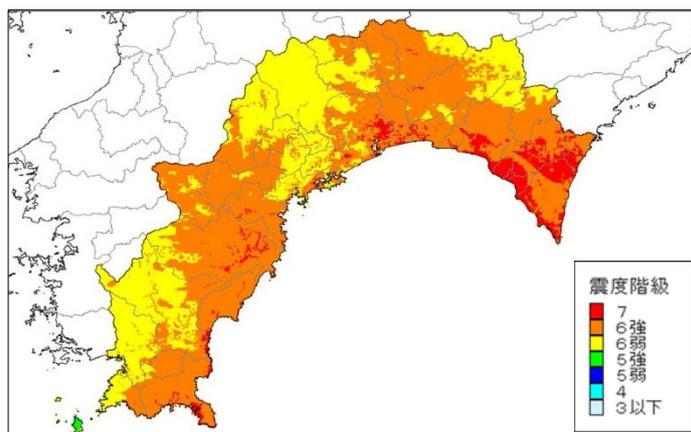
ア 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波

国が東日本大震災の発災を受け平成24年3月以降に公表した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波をベースに、最新の地形データや構造物データを反映したものです(高知県版予測)。

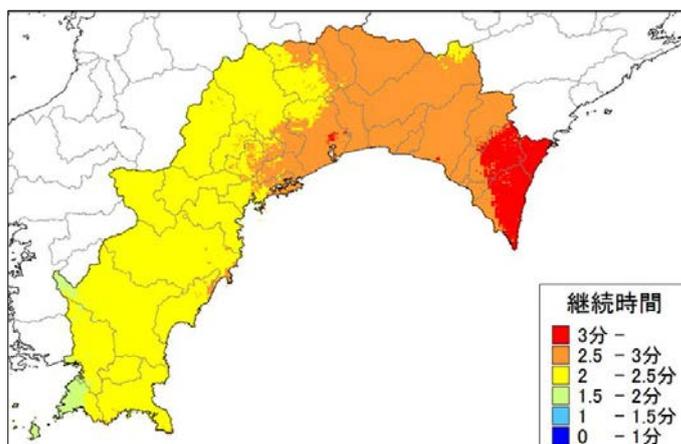
今後、県としては最大クラスの地震・津波は、高知県版予測を念頭に対策を進めます。

<地震の揺れの想定>

○震度分布図(震度7:26市町村、震度6強:8市町村)

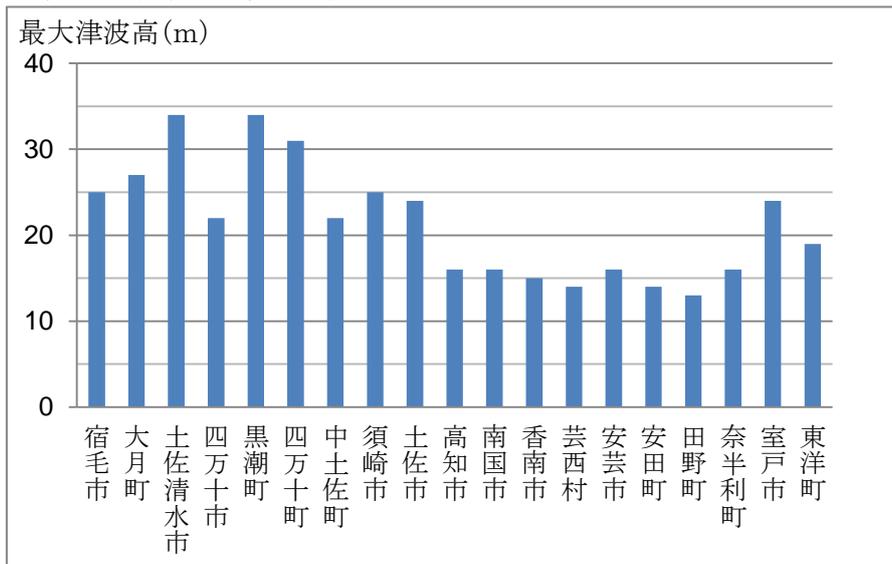


○地震継続時間分布図(体を感じる揺れ(震度3相当以上)の継続時間)

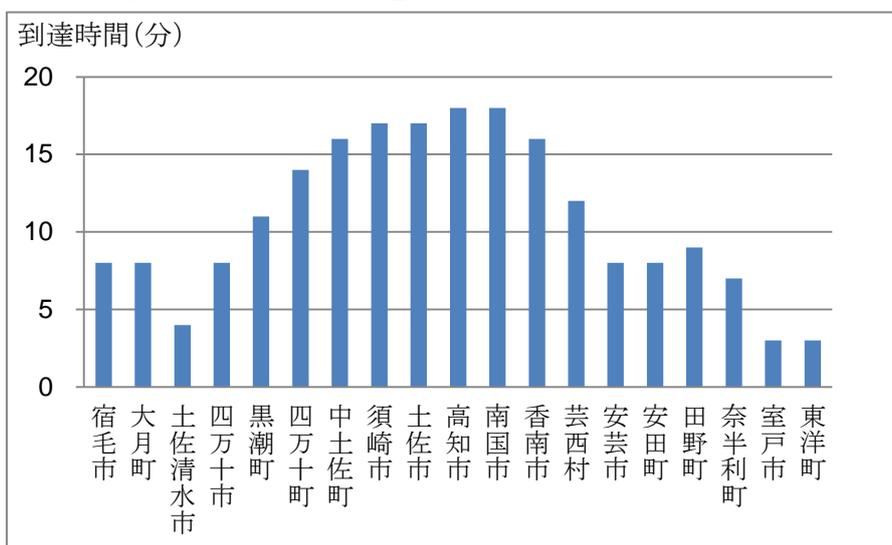


<津波・浸水の想定>

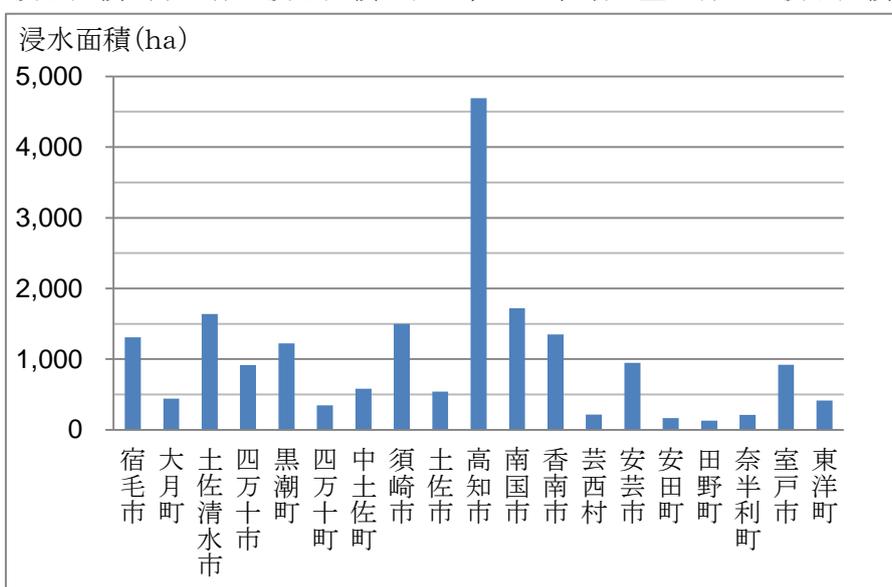
○各市町村の海岸線での最大津波高



○海岸線への津波（津波高1m）到達時間



○津波浸水面積（県全体の浸水面積 約 19,000ha、最大重ね合わせ浸水面積）



<人的・物的被害の想定（H25. 5 高知県）>

人的被害（死者数）が最大となるケースで想定

○地震・津波の設定
・揺れ：陸側ケース（高知県の直下で強い揺れが発生するケース）
・津波：ケース④（四国沖で大きな津波が発生するケース）
○時間・条件の設定
・時間帯：冬深夜
・住宅の耐震化率：74%
・津波早期避難率：20%

○死者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 5,200 人	約 110 人	約 500 人	約 36,000 人	若干数	約 42,000 人

○負傷者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 33,000 人	約 140 人	約 300 人	約 2,900 人	若干数	約 36,000 人

○避難者数

	1日後	1週間後	1か月後
避難所	約 280,000 人	約 243,000 人	約 127,000 人
避難所外	約 158,000 人	約 127,000 人	約 296,000 人
合計	約 438,000 人	約 370,000 人	約 423,000 人

○全壊建築物数

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによる 建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 80,000 棟	約 5,500 棟	約 710 棟	約 1,100 棟	約 66,000 棟	約 153,000 棟

○ライフライン被害数（被災直後）

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 575,000 人	約 244,000 人	約 521,000 軒	約 217,000 回線	約 28,000 戸

イ 発生頻度の高い一定程度の地震・津波

本県では、これまで地震・津波対策の基礎資料として、平成 16 年 3 月にとりまとめた南海地震が単独で発生した場合の地震・津波予測と被害想定である「第 2 次高知県地震対策基礎調査」の結果を用いてきました。

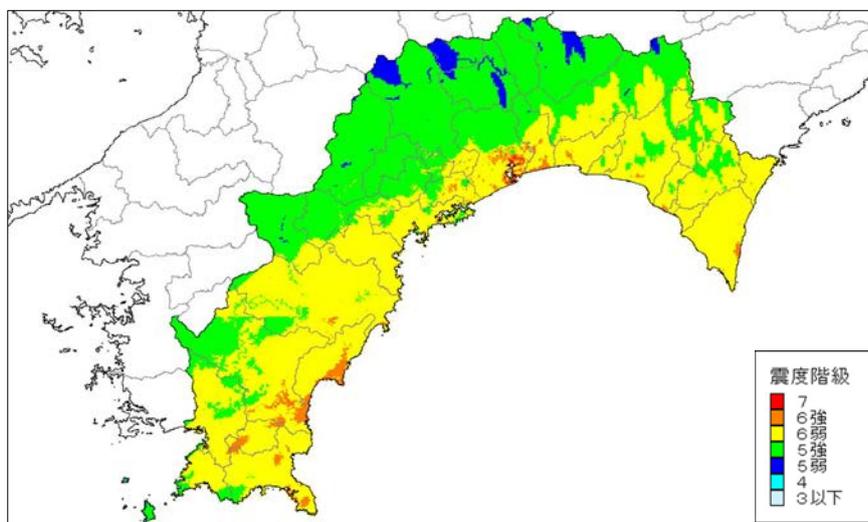
高知県版予測では、この地震・津波予測に最新の地形データや地盤の情報を反映し、再度推計を行いました。

今後、本県としては発生頻度の高い一定規模の地震・津波は、この再度推計した予測を念頭に対策を進めます。

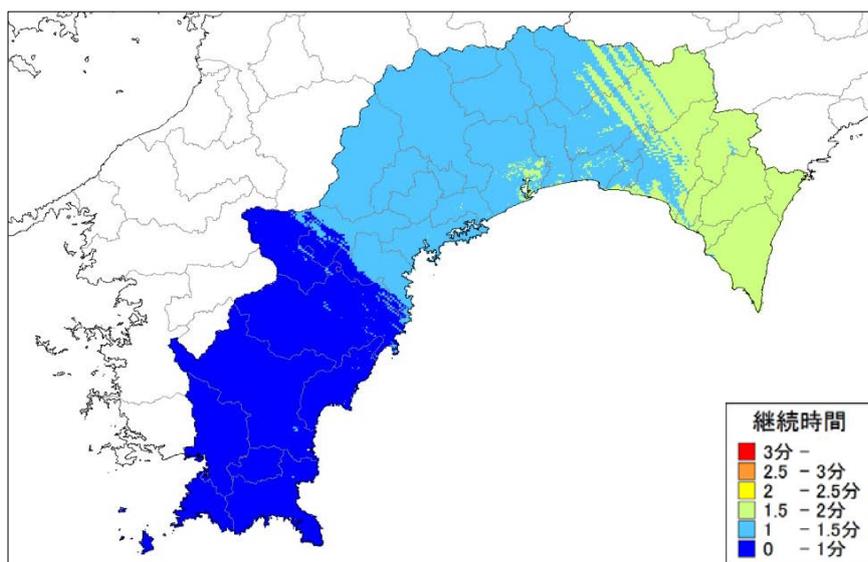
<地震の揺れの想定>

○震度分布図

(震度 7 : 3 市町、震度 6 強 : 15 市町村、震度 6 弱 : 10 市町村、震度 5 強 : 6 町村)

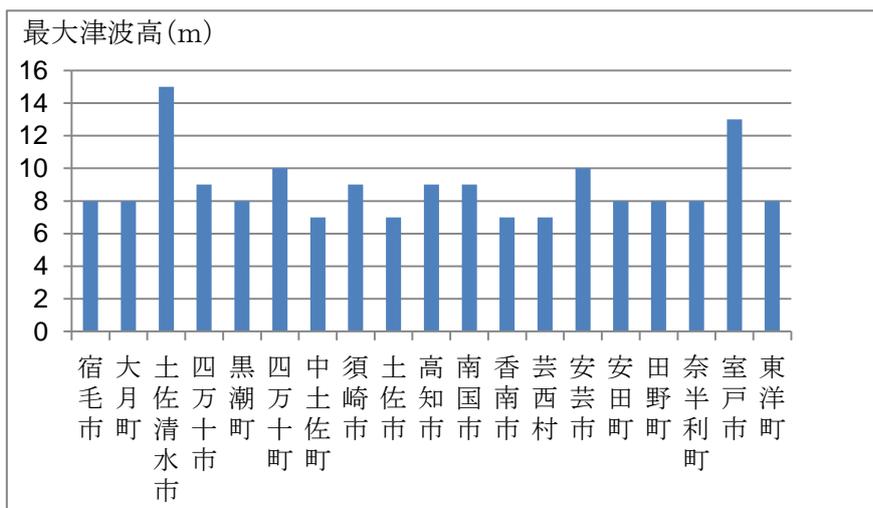


○地震継続時間分布図 (体に感じる揺れ (震度 3 相当以上) の継続時間)

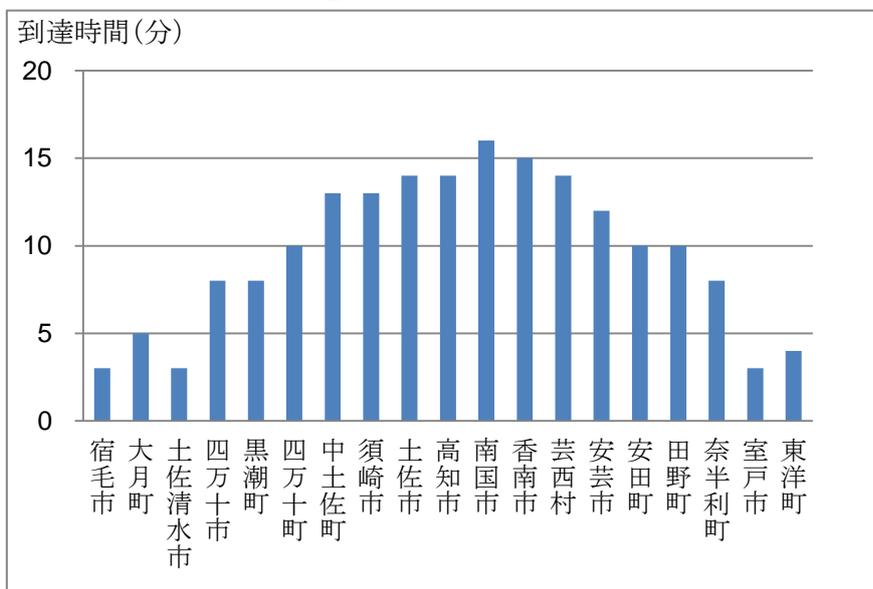


<津波・浸水の想定>

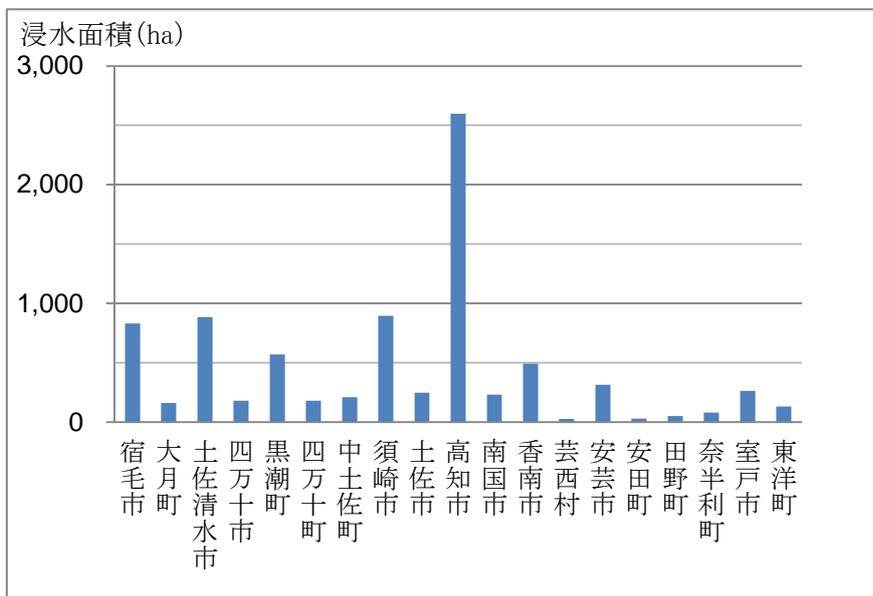
○各市町村の海岸線での最大津波高



○海岸線への津波（津波高 1m）到達時間



○津波浸水面積（県全体の浸水面積 約 8,400ha、最大重ね合わせ浸水面積）



<人的・物的被害の想定（H25. 5 高知県）>

○地震・津波の設定
・揺れ：想定南海地震（M8.4相当）
・津波：安政南海地震クラスの津波
○時間・条件の設定
・時間帯：冬深夜
・住宅の耐震化率：74%
・津波早期避難率：20%

○死者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 940 人	約 20 人	約 30 人	約 9,900 人	若干数	約 11,000 人

○負傷者数

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 12,000 人	約 30 人	約 90 人	約 2,000 人	若干数	約 14,000 人

○避難者数

	1日後	1週間後	1か月後
避難所	約 120,000 人	約 90,000 人	約 34,000 人
避難所外	約 65,000 人	約 56,000 人	約 79,000 人
合計	約 185,000 人	約 146,000 人	約 113,000 人

○全壊建築物数

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによる 建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 15,000 棟	約 3,000 棟	約 170 棟	約 1,100 棟	約 17,000 棟	約 36,000 棟

○ライフライン被害数（被災直後）

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 439,000 人	約 234,000 人	約 360,000 軒	約 156,000 回線	約 40,000 戸

(3) 南海トラフ地震対策の基本理念と方向性

ア 南海トラフ地震対策の基本理念

南海トラフ地震による被害の最小化を図るために、地震への備えを全県的な運動として展開し、習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化*を根付かせ、震災に強い地域社会を実現します。

※防災文化とは

繰り返し自然災害に見舞われる地域において、人々が災害から地域社会を守りながら、避けられない自然災害と共存していくために培い、世代から世代へと時代の変化や社会構造の変化に合わせながら伝承してきた知恵、技術、習慣などを指します。

イ 今後の南海トラフ地震対策の方向性

<その1> 想定する地震に対して幅を持った対策を実施する

東日本大震災では、これまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生しました。また、大震災を踏まえ、国が公表した「最大クラスの地震・津波」の想定は、今までの想定を大幅に上回るものでした。想定は現時点の科学的知見に基づき、南海トラフ沿いで起こり得る最大クラスの地震・津波を想定したものであり、決して次に起こる地震・津波を予測したものではないとはいえ、こうしたことも起こり得るということを念頭に置きつつ対策を進めなければなりません。

何より尊い人命は最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取り組みを進めます。また、仮設住宅の供給体制など助かった命をつなぐための、応急、復旧・復興期への対策については、発生頻度の高い一定程度の地震・津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震・津波に対応できるよう取り組んでいきます。

<その2> 自助、共助、公助が一体となって県全体の防災力を高める

地震・津波対策において、発災前の予防対策や発災直後の救助救出活動を担う応急救助機関などの公助の役割は重要ですが、阪神・淡路大震災以降、自助、共助を担う県民、事業者、自主防災組織、NPO組織などの取り組みが大きな効果を発揮することが認識され、また、東日本大震災によってあらためてその重要性が認識されました。

南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるため、県民の皆様には津波からの迅速な避難や耐震化の実施など自らの生命は自らで守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていただくとともに、行政としてもその取り組みを後押しするための施策を強化します。このような取り組みを通じて、自助、共助、公助を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、県全体の防災力向上に取り組んでいきます。

<その3> 多重的な対策を講じ早期の復旧・復興につなげる

東日本大震災では、津波防波堤などのハード施設が設計上想定する規模を大幅に上回る地震・津波により破壊され、多くの命が奪われるなど甚大な被害が発生しました。この中には、頑丈な施設を過信して避難が遅れたなどの事例もあります。その一方で、堤防がある程度持ちこたえることで結果的に避難時間を稼ぐといった効果を発揮したするなど被害軽減につながった事例も見受けられました。

地震・津波の被害を少しでも軽減できるようハードとソフトを織り交ぜながら多重的に対策を講じていくとともに、被災後、速やかに県民の生活を再建するため、早期復旧・復興に向けた事前の対策にも積極的に取り組んでいきます。

ウ 計画期間

第2期の行動計画の期間は、平成25年度から平成27年度までの3カ年とします。

この期間に、助かった命をつなぐための発災直後から応急期にかけての対策については、概ね完了させるよう取り組みます。

また、堤防の耐震化など整備に長期の期間を要する対策も、完了を目指して計画的に進めていきます。

エ 対策の実施による減災効果

本計画により、地震・津波対策が進み、早期に避難をすれば、以下のとおり確実に被害を縮減することができます。一つひとつの対策を着実に積み重ねていくことが重要です。

<建物耐震化、津波早期避難意識向上等による被害軽減イメージ>

【現状】

死者数：42,000人

住宅耐震化率：74%
津波早期避難率：20%
津波避難空間整備率：26%

建物の耐震化
津波避難意識の向上
津波避難空間の確保

【3年後】

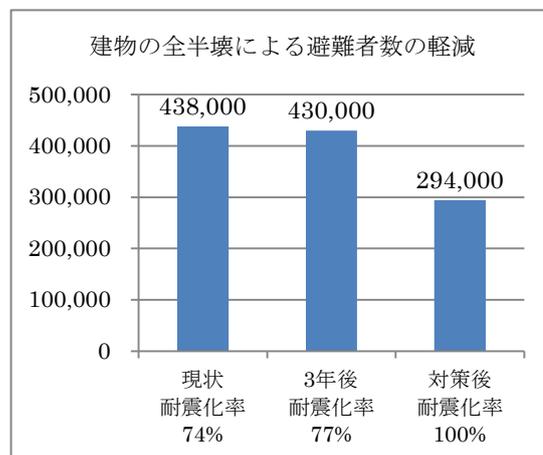
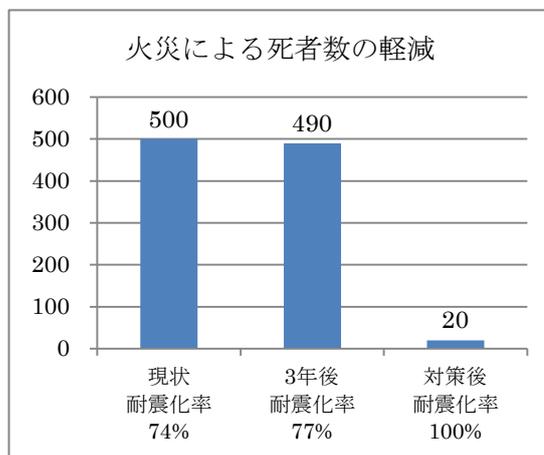
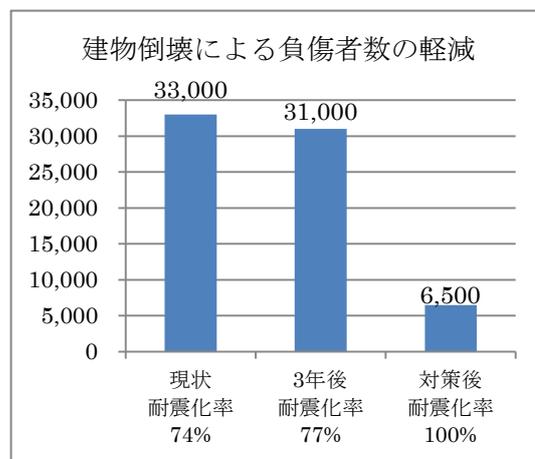
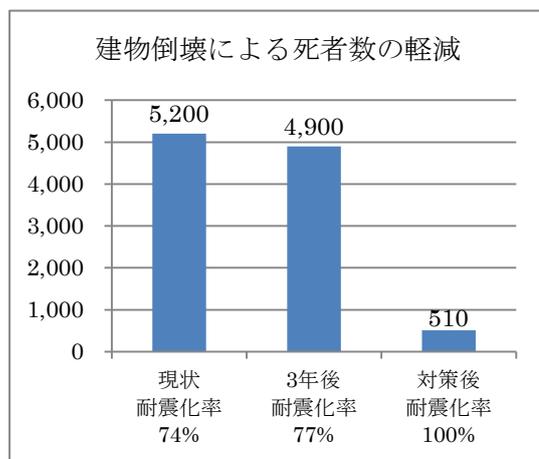
死者数：11,000人

住宅耐震化率：77%
津波早期避難率：100%
津波避難空間整備率：100%*

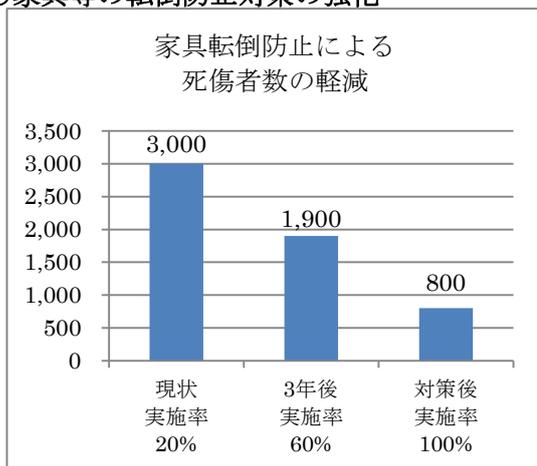
※平成25年2月時点の整備予定数に対する割合

<対策の実施による被害軽減効果>

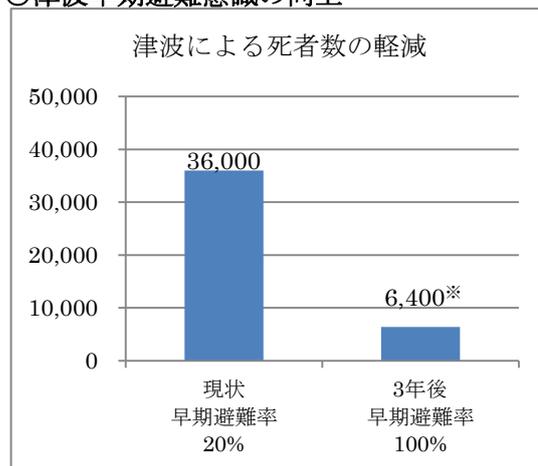
○建物の耐震性の強化



○家具等の転倒防止対策の強化



○津波早期避難意識の向上



※早期避難率が 100%になっても死者がゼロとならないのは、倒壊した建物から脱出することができず、津波に巻き込まれるため

オ 行動計画のPDCAサイクルを通じた点検、見直し

取り組みの進捗状況を毎年点検し公表します。また、その結果を踏まえ必要に応じて行動計画を見直します。

2 具体的な取り組み

(1) 想定される被害シナリオに応じた対策

本計画では地震・津波対策に抜け落ちがないように多岐にわたる被害シナリオを想定し、それに対する対策を進めることとしています。また、揺れや津波等による様々な被害をあらかじめ想定することで、事前の対策が有効であるかを確認でき、防災・減災対策を進めるための県民の理解を深めていくことができます。

ア 地震発生から概ね6時間以内

地震の発生により建物等の倒壊や火災の発生が予想されます。また、沿岸部では津波による被害も想定されます。まずは、これらの事象から県民を守るための対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	強い揺れが発生する	県民自らが身を守る	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備 ⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
	揺れにより死傷者が多数発生する (庁舎が被災する) (学校等が被災する) (医療、福祉機関が被災する) (事業所が被災する)	建物倒壊を防ぐ	⇒ 2-5 既存住宅の耐震化の促進 ⇒ 2-6 県・市町村有建築物の耐震化の推進 ⇒ 2-1 学校等の防災対策の促進 ⇒ 2-7 学校等の耐震化の促進 ⇒ 2-2 医療機関の防災対策の促進 ⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ⇒ 2-9 事業者施設の耐震化等の促進
	(室内の転倒落下物で負傷する)	室内転倒落下物に対する安全を確保する	⇒ 2-12 家庭や事業所における室内の安全対策の促進 ⇒ 2-11 学校等の室内の安全対策の促進 ⇒ 2-13 県有施設の室内の安全対策の推進
	(屋外の転倒落下物で負傷する) (医療機関が被災する)	屋外転倒落下物に対する安全を確保する(ケガを防ぐ) 医療機能を確保する	⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進
	(医療機関に負傷者が集中する) (要援護者が逃げ遅れる) (要継続治療患者の治療が中断する)	負傷者を受け入れる 要医療者、要援護者を救護する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備 ⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 3-16 災害時要援護者の避難対策の推進 ⇒ 3-17 災害時要援護者の支援
	火災が発生する	早期に消火活動を実施する	⇒ 1-5 消防団体制の充実 ⇒ 1-3 自主防災組織の活性化
	(木造住宅密集地で火災が発生し、延焼する)	延焼を防ぐ空間を確保する	⇒ 2-24 市街地における火災対策
	(石油・ガスの流出や火災が発生する)	石油・ガス等の流出を防ぐ	⇒ 2-23 燃料タンク等の安全対策の推進
	(避難場所へ延焼する)	市街地火災にあわない場所へ避難する	⇒ 2-24 市街地における火災対策

区分	何が起こるか(事象)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)	
いのちを守る	土砂災害、水害(ダム、ため池決壊等)が発生する	災害を未然に防ぐ	⇒ 2-25 土砂災害対策	
			⇒ 2-26 ダム等の耐震化	
			⇒ 2-27 ため池の地震防災対策の推進	
		(液化化や地盤沈下が発生する)	堤防等の液化化対策や排水機能を確保する	⇒ 2-19 河川等における津波浸水対策の推進 ⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
	(土砂ダムが発生する)	安全な場所へ避難する	⇒ 2-25 土砂災害対策	
	(孤立集落が発生する)	連絡方法、手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進	
	津波や火災などから逃げる	津波や火災などから逃げる	県民が津波の発生を迅速に知る	⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備
			県民自らが避難する	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進 ⇒ 2-15 津波避難路・避難場所の整備
		(避難路が閉塞する)	避難路を確保する	⇒ 2-16 避難路・避難場所の安全の確保
		(避難場所で被災する)	避難場所の安全を確保する	⇒ 2-16 避難路・避難場所の安全の確保
		(津波火災が発生する)	石油・ガス等の流出を防ぐ	⇒ 2-23 燃料タンク等の安全対策の推進
			津波火災にあわない場所へ避難する	⇒ 2-24 市街地における火災対策
		(漂流物による被害が発生する)	漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-21 津波による漂流物対策の推進
		(保管庫等から有害物質が流出する)	有害物質の流出を防ぐ	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
		(避難が遅れて被災する)	津波を防ぎ避難時間を確保する	⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
				⇒ 2-20 陸こうの常時閉鎖の推進
				⇒ 2-19 河川等における津波浸水対策の推進
				⇒ 2-17 重要港湾の防波堤等の整備 ⇒ 2-29 防災関係の製品、技術の地産地消・研究開発、産業育成の促進
		(海岸堤防が壊れる)	耐震化を実施する	⇒ 2-18 海岸等の地震・津波対策の推進
		(水門、陸こうの閉鎖が間に合わない)	自動閉鎖化、常時閉鎖を行う	⇒ 2-20 陸こうの常時閉鎖の推進
				⇒ 2-17 重要港湾の防波堤等の整備
		(災害時要援護者が逃げ遅れる)	要援護者の避難を支援する	⇒ 3-16 災害時要援護者の避難対策の推進
	⇒ 3-17 災害時要援護者の支援			
	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進			
	(船舶で航行中に津波警報が出る)	適切な避難行動を知る	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
	(海でレジャー中に津波警報が出る)	適切な避難場所へ誘導を行う	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進				
(避難場所、方法が分からない)		県民が適切な避難行動をとる	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練	
		適切な避難場所へ誘導を行う	⇒ 2-14 津波からの避難対策の推進	
	津波からの事前避難を行う	⇒ 2-22 高台移転に向けた取り組み		

区分	何が起こるか(事象)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	孤立者、行方不明者が発生する (行方不明者の捜索、救出活動)	早期に救助救出を行う	⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-5 ヘリ運航体制の整備
		負傷者の受け入れ体制を整備する	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
くらしを守る	ライフラインが停止する	早期復旧に向け備える	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	交通網の混乱で移動が困難となる	緊急輸送路を確保する	⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保
	多数の被災者や、帰宅困難者が発生する	避難所を整備・確保する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
			⇒ 3-16 災害時要援護者の避難対策の推進
避難所以外へ避難する	避難所を周知する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進	
その他	揺れや火災、津波などにより文化財が被災する	文化財を災害から守る	⇒ 2-28 文化財の地震対策の促進
	通信が途絶する	早期に復旧させる	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
		代替機能を確保する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
(道路閉塞や、浸水等で孤立する)	連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進	

イ 発災後 3 日間まで

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動と、被災地域内での負傷者等への医療救護活動とともに、県外からの支援を受け入れるための対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	救助・救出活動が本格化する (行方不明者の捜索や救出活動を行う)	初動応急体制を整える	⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-3 総合防災拠点の整備
		(孤立住民を救出する)	⇒ 3-5 ヘリ運航体制の整備
	(重症者の広域搬送を行う)	広域医療搬送体制を早期に整える	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
	(活動員が被災する)	活動員の安否確認を行う	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討
		災害時に対応できる人材を育成する	⇒ 1-4 防災人材の育成
	(被災状況の情報を入手する)	他機関へ応援を依頼する	⇒ 3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備 ⇒ 3-2 応急対策活動体制の整備
		情報の収集伝達体制を整備する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
	(職員の食糧が不足する)	職員用備蓄品を確保する	⇒ 3-8 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進
		応急活動拠点を確保する	⇒ 3-11 災害時における公共用地利用計画の策定
	救助・捜索中に被災する(二次被害)	余震や津波の情報を迅速に周知する	⇒ 2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備
		安全確保のための資機材を整備する	⇒ 1-5 消防団体制の充実
		救援活動の安全を確保する	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練
	避難者が二次災害で被災する	被災宅地・建築物の危険度を判定する	⇒ 3-22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	被災者が避難所へ移動する	避難所運営を円滑に行う	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進 ⇒ 1-1 県民への情報提供・広報の推進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 1-3 自主防災組織の活性化
		(避難所が不足する)	避難所を確保する
	(要援護者の避難所が不足する)	福祉避難所を確保する	⇒ 3-16 災害時要援護者の避難対策の推進
		災害時要援護者への支援を行う	⇒ 2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進 ⇒ 3-17 災害時要援護者の支援
	(環境悪化により疫病、感染症が発生する)	保健師の巡回等を実施する	⇒ 3-18 保健衛生活動の推進
		防疫、消毒作業を実施する	⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
	医療機関が被災する	DMATなど医療救護チームを受け入れる	⇒ 3-6 災害時の医療救護活動体制の整備
	原子力発電所が被災する	県民の安全を確保する	⇒ 高知県原子力事故災害対策行動計画により対応

区分	何が起こるか(事象)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)	
くらしを守る	輸送路が寸断する	輸送路を早期に啓開する	⇒ 3-23 緊急輸送のための啓開活動	
	(漂流物により船舶の航行が困難となる)	漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-21 津波による漂流物対策の推進	
		輸送手段を確保する	⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保 ⇒ 3-25 海上における緊急輸送の確保	
	災害廃棄物が大量発生する	救助の妨げにならないよう災害廃棄物の移動を行う	⇒ 3-11 災害時における公共用地利用計画の策定 ⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備	
	給油所の被災や供給ルート途絶で燃料が不足する	災害時の燃料を確保する	⇒ 3-9 災害対応型給油所整備の支援	
	支援物資の搬出入が滞る	拠点体制を整え物資を安定供給する	⇒ 3-3 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備	
	(備蓄食料が不足する)	十分な食糧等の備蓄をする	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進	
		集落が孤立する	連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-10 孤立対策の推進 ⇒ 3-24 陸上における緊急輸送の確保
	(通信、交通の遮断)	ライフラインの停止が続く	事業者が業務継続計画を策定する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
		(トイレが使用できない)	下水道施設の機能を確保する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進
	衛生状態を確保する		⇒ 3-12 避難体制づくりの推進	
	簡易トイレを備蓄する		⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進	
	処理体制を確保する		⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備	
	避難場所・避難所以外へ避難する	衛生状態を確保する	⇒ 2-10 ライフラインの地震対策の推進 ⇒ 3-12 避難体制づくりの推進	
		食料・飲料水等を備蓄する	⇒ 3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進	
		企業活動が停止する	事業者が業務継続計画を策定する	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
ボランティアが集まりはじめる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3-15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援		
治安の悪化により不安が増大する	警ら活動を行う	⇒ 通常業務の中で活動を実施		
多数の遺体が発生する	遺体の処置を迅速に行う	⇒ 3-7 遺体に対する対策の推進		
その他	情報の入手が難しい	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保	

ウ 発災後 2 週間まで

人命救助活動の規模が縮小し、避難者対策と復旧対策に移行していきます。特に発災後 1 週間までは、被災者の生活支援対策が中心となります。

区分	何が起こるか(事象)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	被災によるショックやストレスによる心身に不調が生じる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3 - 19 災害時の心のケア対策の推進
	医療従事者の被災により医療機能が低下する	医療機能を確保する	⇒ 3 - 6 災害時の医療救護活動体制の整備
	過酷な災害対応業務によって救援活動従事者が疲弊する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3 - 19 災害時の心のケア対策の推進 ⇒ 4 - 4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4 - 5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	避難所の衛生環境が悪化する	防疫、消毒作業を実施する	⇒ 3 - 12 避難体制づくりの推進
		保健師の巡回等を実施する	⇒ 3 - 18 保健衛生活動の推進
くらしを守る	ライフラインの復旧が遅れる	早期普及のための事前準備を行う	⇒ 2 - 10 ライフラインの地震対策の推進
	(下水道が機能せず公衆衛生が悪化する)	下水道施設を早期復旧する	⇒ 2 - 10 ライフラインの地震対策の推進
	飼い主不明のペットが放置される	保護体制を整える	⇒ 3 - 20 ペットの保護体制の整備
	災害廃棄物が復旧の妨げとなる	廃棄物処理の場所や手順を検討する	⇒ 3 - 11 災害時における公共用地利用計画の策定 ⇒ 4 - 2 災害廃棄物の処理体制の整備
	ガレキ等の散乱により衛生環境が悪化する	ガレキの撤去を行う	⇒ 4 - 2 災害廃棄物の処理体制の整備
	(汚水、堆積物等で疫病発生の危険)	防疫、消毒作業を実施する	⇒ 応急対策活動要領に基づき対応
	ボランティアが多く集まる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3 - 15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援
	不正確な情報やデマで混乱が起きる	正確な情報提供を行う	⇒ 3 - 1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保
生活物資が不足し・価格が高騰する	価格の監視・指導を行う	⇒ 4 - 3 災害時の消費生活の安定	
その他	復旧活動が本格化する	活動体制を整える	⇒ 4 - 4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4 - 5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	り災証明を求め被災者が窓口によく集まる	円滑にり災証明書等を発行できる体制を整える	⇒ 3 - 14 避難者支援のためのシステム整備
	通電に伴い火災が発生する	家庭でブレーカーを落とすなど、適切な行動をとる	⇒ 1 - 1 県民への情報提供・広報の推進
	避難者が自宅を確認するため帰る	被災建築物の危険度の判定を行う	⇒ 3 - 22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	支援物資の仕分けに時間がかかる	効率的な仕分け体制を整える	⇒ 3 - 3 総合防災拠点の整備

エ 発災後2週間以降

発災後2週間までの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など県民の生活再建や復旧・復興に向けた対策が始まります。

区分	何が起こるか(事象)	何をすべきか(課題)	行動計画での対応(対策)
いのちを守る	先行きの不安や、これまでの緊張や過労の蓄積による心身の不調がおこる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進
	災害対応に従事する職員の精神的ストレスが深刻化する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3-19 災害時の心のケア対策の推進 ⇒ 4-4 市町村の業務継続計画の検討 ⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
くらしを守る	避難所生活が長引く (避難所内でトラブルが発生する)	仮設住宅の建設等を行う 避難所運営を円滑に行う	⇒ 3-21 被災後の速やかな応急仮設住宅の供給 ⇒ 3-12 避難体制づくりの推進
	住居の復旧が進まない	被災者用の公営住宅等を確保する	⇒ 4-1 災害公営住宅の早期建設のための事前準備 ⇒ 3-11 災害時における公共用地利用計画の策定
		被災した土地の境界を復元する	⇒ 4-7 地籍調査の推進
		復旧を支援する	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	地盤沈下した所や低地の排水が進まない	堤防の強化や排水機場の整備等を行う	⇒ 長期浸水対策の推進(参考資料2)
	職場が再開せず生計に不安を持つ	職場の再開(収入の安定)を図る	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	生活再建に向けた情報が求められる	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ⇒ 3-14 避難者支援のためのシステム整備
その他	経済が停滞する	民間事業者等が事業を早期に再開する	⇒ 4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定
	廃棄物、浸水堆積物、汚水の流出など、環境汚染が深刻化する	速やかに汚染処理を進める	⇒ 4-2 災害廃棄物の処理体制の整備
	被害が大きく復興が進まない	復興シナリオを早期に示す	⇒ 4-6 地震からの復興の事前検討

(2) 行動計画の体系とその考え方

被害シナリオに対応した183の「具体的な取り組み」を、南海トラフ地震に備える上で重要となる4つの「視点」に分類し、その中に13の「重点課題」、29の「施策のテーマ」を設けました。

ア 4つの視点

【視点1】 震災に強い人づくりのために（県民みんなが南海トラフ地震に備える）

自分の命は自分で守り、共に助け合うことが重要であるという視点から、正しい知識を身につけ、地震発生時に自分の命を守るために適切な行動をとることができるように、啓発や訓練を行う。

【視点2】 被害を軽減するために（発生時の被害を最小化する）

地震・津波の被害を軽減する視点から、ハードとソフト対策を織り交ぜながら地震の揺れや、津波などに備える。

【視点3】 応急対策の速やかな実行のために（救助救出、救護活動を行い、被害の拡大を防ぐ）

地震・津波から助かった命をつなぐ視点から、迅速な救助救出を行うための体制整備や被災者の生活を支援する準備を行う。

【視点4】 着実な復旧・復興のために（巨大災害から一日も早く立ち直る）

災害から一日も早く立ち直る視点から、被災者の住居の確保や、生活支援のための準備を行う。

イ 重点課題

＜県民みんなが「正しく恐れ」適切に行動する＞ 25～29ページに取り組みを記載

地震による被害を軽減するためには、県民みんなが地震・津波を「正しく恐れ」、適切に行動することが重要となります。

このため、県民一人ひとりが正しい知識を身につけることができるように、情報提供や啓発活動を進めます。さらに、身につけた知識が習慣となり、地震発生時に適切な行動をとることができるように、市町村などが実施する訓練への支援を行います。

また、地震によって、建物の倒壊や火災、津波などが同時多発的に発生し、公的な救助機関の活動が困難となるとともに、対応能力を超えることが想定されるため、地域で協力して避難や救助などを行うことが重要となります。

このため、地域において防災活動に従事する人材を育成するとともに、自主防災組織の設立や活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや、体制づくりを進めます。

＜災害に備える＞ 30～34ページに取り組みを記載

地震の発生を防ぐことはできませんが、正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことで被害を最小化することは可能です。特に子どもたちへの防災教育は防災力の高い人を育むとともに、家庭の防災意識を高めることにもつながり、大変重要です。

このため、学校などにおける安全で迅速な避難のためのマニュアル作成の支援を行うなど事前の防災対策を進めます。

また、地震の揺れから身を守る行動や、津波からの避難行動を迅速に行うためには、地震・津波の早期検知及び情報の伝達が重要となります。このため、国が整備する「地震・津波観測監視システム（DONET）」が検知した情報を伝達するシステムの構築など観測及び情報伝達の体制を強化します。

<揺れに備える> 35～43ページに取り組みを記載

地震により建築物が全半壊するなど大きな被害を受けることが想定されます。さらに揺れによって建築物が被害を受けた場合、すぐに襲ってくる津波から避難することが困難となり、人的被害をさらに拡大させる要因となります。

このため、建築物の倒壊などによる人的被害を軽減するために、住宅や学校、医療施設、社会福祉施設、その他県や市町村の建築物などの耐震診断や耐震化を推進します。

また、被災時に県民の生活を守るためには、電気、ガス、水道などのライフラインが重要となることからそれらの施設の被害を軽減するための対策を行います。

さらに、建築物の倒壊を免れても、家具の転倒や家電製品の落下、ガラスの飛散などによって室内で怪我をすることが考えられます。地震の揺れによる学校や、家庭、県有施設などの建物内での死傷者を減らし、迅速な避難行動を可能とするため、家具の転倒やガラスの飛散防止など室内の安全対策を進めます。

<津波に備える> 44～54ページに取り組みを記載

地震発生後に津波が沿岸域を襲うまでにはほとんど時間の猶予がないため、日頃から避難路や避難場所を実際に確認しておくことが、いざという時の一人ひとりの迅速な避難行動につながります。

このため、地域ごとに津波からの避難計画を作成し、計画に基づく訓練の実施や安全な避難路、避難場所の整備を進めます。

また、津波による被害を軽減するため、防波堤の整備や堤防の耐震化などを行い、津波から避難するための時間を少しでも長く確保するとともに、被害を拡大する要因となる漂流物などの流入を防ぐ対策にも取り組みます。

さらに、地震が発生してから逃げる対策に加え、事前に高台へ移転することや現位置での建物の高層化を視野に入れた検討も進めます。

<火災に備える> 55～57ページに取り組みを記載

東日本大震災では津波による火災が発生し、小学校などの避難所も被害を受けました。

このため、燃料タンクや高圧ガス施設などの転倒や流出による火災などの二次被害を防止できるように、現状の把握や課題の抽出などの検討を行い事前の安全対策を進めます。

また、地震の発生直後から、同時に多くの場所で火災が発生し、特に市街地においては大規模な火災となることも想定されますので、市街地における避難場所の検討や、延焼を防ぐための密集市街地の解消を進めます。

<土砂災害等に備える> 58～60ページに取り組みを記載

宮城・岩手内陸地震（平成20年）などでは、多くの箇所です砂災害が発生し、人的・物的被害や地域の孤立が発生しました。

高知県版予測でも土砂災害による建物被害が想定されており、降雨の多い時期に発生すれば、さらに被害が拡大することも懸念されます。

このため、土砂災害等の発生を未然に防ぐことができるように、地すべり対策や、ダム、ため池の耐震化を進めます。

<災害に強くなる> 61～62ページに取り組みを記載

文化財への被害を防ぎ、次の世代に残すため、文化財建築物の耐震対策や文化財所有者への防災意識の向上を図ります。

また、防災に関する技術の開発や防災関連産業を育成するなど、県内の産業強化を図る視点を持ちながら南海トラフ地震対策を進めます。

<早期の救助救出と救護を行う> 63～75ページに取り組みを記載

迅速かつ的確な応急活動を行う上で、被災現場の情報を早く正確に入手することは非常に重要です。また、入手した情報を防災関係機関が共有することで迅速な応急活動に繋がります。

このため、地震発生時においても混乱なく情報の収集や伝達ができるように、体制づくりを進めます。

また、助かった命をつなぐための応急活動体制の整備を進めるとともに、速やかに被災地支援を行うため、県外からの自衛隊や消防などの応急救助機関や支援物資などを円滑に受け入れることができるように、総合防災拠点の整備を進めます。

加えて、医療従事者の確保や、医薬品の備蓄など医療救護を迅速かつ適切に実施できる体制づくりを進めます。

さらに、応急活動や復旧・復興対策を円滑に進めるためには避難所や応急救助機関の活動拠点、遺体安置所、ガレキの仮置き場などが必要であるため、事前に必要な用地の調整を進めます。

<被災者の支援を行う> 76～88ページに取り組みを記載

地震が発生することで県民のほとんどが大きな影響を受け、日常の生活とは異なった厳しい環境での生活を余儀なくされることが考えられます。

このため、被災された方が、避難所などにおいて安全で健康的な避難生活を過ごすことができるように、避難所の環境整備を進めます。

また、ボランティアの受け入れや、活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティアセンターの体制整備などを進めます。

さらに、被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるようにすることや、建築物や宅地などが余震に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施する体制づくりを進めます。

<輸送手段を確保する> 89～93ページに取り組みを記載

地震の発生後は、道路の損傷や港の施設、空港などに被害が発生し、救助活動や救援物資の輸送に支障が生じることが想定されます。

このため、地震の発生直後において、必要となる輸送手段を確保できるように、陸上においては緊急輸送道路の橋梁や鉄道の橋梁等の耐震化などを進めます。また、海上においては防災拠点港の耐震強化岸壁の整備や、内航貨物船、フェリーなどによる緊急輸送活動を円滑に行うための体制づくりを進めます。

<被災者の生活環境を確保する> 94～96ページに取り組みを記載

地震の被害から一日も早く立ち直るためには、被災者の住居など生活環境を確保することが重要となります。

このため、早期に災害公営住宅を建設できるように事前に準備を進め、住居の確保を行います。さらに、円滑に災害廃棄物を処理できるように災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村の計画策定を支援します。

また、災害時の物価の高騰や便乗値上げなどを防止し、食料品や日用品などの生活物資の安定的な供給を確保するため、監視指導マニュアルを作成します。

<事業活動を継続する> 97～99ページに取り組みを記載

地震の発生時に事業所が甚大な被害にあえば、業務を中断せざるを得なくなり、時には事業所の存続が困難となるような事態にも発展するおそれがあります。

このため、事業者が被害を最小限にとどめ、早期に事業活動を再開できるように、事業継続計画の策定支援を行います。

<復旧・復興に備える> 100～101ページに取り組みを記載

地震の発生により県全域で甚大な被害が発生し、その復興までには長い時間と多大な労力が必要となります。復興への歩みは地震発生直後から始まりますが、被災者である県民の理解と協力のもとに進めていくことが不可欠です。

このため、地震発生後に速やかに復興に着手できるように、地籍調査を進めるとともに、あらかじめ復興の際の課題や手順などについて検討を進めます。

(3) 行動計画の体系表 (取り組み一覧)

【視点1】震災に強い人づくりのために (県民みんなが南海トラフ地震に備える)

重点課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取り組み
県民みんなが「正しく恐れ」適切に行動する	情報提供・防災訓練	1-1	県民への情報提供・広報の推進 ①地震・津波への備えについての啓発活動
		1-2	県民の防災教育・訓練 ①県下一斉避難訓練 ②総合防災訓練
	防災人材の育成	1-3	自主防災組織の活性化 ①組織の設立支援・強化 ②消防学校での訓練
		1-4	防災人材の育成 ①県職員研修 ②防災士の養成 ③救急救命講習 ④防災活動への女性の視点反映
		1-5	消防団体制の充実 ①消防団員の定数確保 ②女性防火クラブ活動支援

●…新規	101 取り組み
○…継続	82 取り組み
計	183 取り組み

【視点2】被害を軽減するために (発生時の被害を最小化する)

重点課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取り組み
災害に備える	事前の防災対策	2-1	学校等の防災対策の促進 ①防災マニュアル作成・避難訓練 ②公立学校マニユアル・防災教育 ③私学マニユアル・教育・訓練 ④放課後子ども教室等
		2-2	医療機関の防災対策の促進 ①医療機関の防災計画策定・防災訓練
		2-3	社会福祉施設における地震防災対策の促進 ①防災マニュアル作成 ②避難階段、避難器具等の整備
		2-4	地震津波の早期検知・伝達体制の整備 ①地震・津波観測監視システム構築 ②GPS波浪計の設置 ③緊急地震速報受信機の設置
		2-5	既存住宅の耐震化の促進 ①住宅耐震化 ②住宅部分的な耐震検査
		2-6	県・市町村有建築物の耐震化の促進 ①県有建築物の耐震化の推進 (県立学校含む) ②市町村の建築物(小中学校除く)
		2-7	学校等の耐震化の促進 ①保育所・幼稚園 ②小中学校 ③私立学校
		2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ①医療施設 ②社会福祉施設
		2-9	事業者施設の耐震化等の促進 ①製造業等 ②融資制度
		2-10	ライフラインの地震対策の促進 ①ライフライン事業者との連携 ②水道施設 ③下水道施設
	2-11	学校等の室内の安全対策の促進 ①保育所・幼稚園等 ②公立小中学校 ③私立学校	
	2-12	家庭や事業所における室内の安全対策の促進 ①家具転倒防止	
	2-13	県有施設の室内の安全対策の促進 ①室内の安全対策	
津波に備える	避難対策	2-14	津波からの避難対策の促進 ①市町村津波避難計画 ②地域津波避難計画 ③観光客避難対策 ④漁業関係者避難対策 ⑤港湾利用者避難対策
		2-15	津波避難路・避難場所の整備 ①一時避難場所の確保(避難タワー等) ②農村地域整備(避難タワー等) ③漁村地域整備 ④急傾斜地避難対策 ⑤津波避難施設(民間) ⑥津波避難シェルター ⑦道路法面避難階段 ⑧港湾避難場所整備
		2-16	避難路・避難場所の安全の確保 ①ブロック塀の安全対策 ②老朽住宅の除却 ③山地災害危険地の避難路等の保全
		2-17	重要港湾の防波堤等の整備 ①高知港・宿毛湾港の整備 ②須崎港津波防波堤の整備
		2-18	海岸等の地震・津波対策の促進 ①浦戸湾口・湾内の整備 ②県中央部海岸の整備 ③県管理海岸の整備 ④保安施設堤防の整備
		2-19	河川等における津波浸水対策の促進 ①河川堤防の耐震化 ②河川排水機場の耐震化・耐水化 ③高知港排水機場の耐水化 ④堤防嵩上げ調査検討
		2-20	陸ごうの常時閉鎖の促進 ①海岸堤防 ②保安施設堤防
		2-21	津波による漂流物対策の促進 ①沈没船対策 ②港湾等の対策 ③丸太対策
		2-22	高台移転に向けた取り組み ①高台移転についての勉強会 ②工業団地の高台整備 ③幼児施設の移転検討、補助支援 ④社会福祉施設の移転検討、補助支援
		2-23	燃料タンク等の安全対策の促進 ①タナスカ地区等対策 ②農業タンク対策 ③漁業タンク対策 ④港湾タンク対策 ⑤高圧ガス対策 ⑥車両火災対策
	2-24	市街地における火災対策 ①避難場所の検討 ②密集市街地の整備	
	2-25	土砂災害対策 ①砂防等対策 ②農地すべり対策 ③山地災害危険地区地すべり対策	
	2-26	ダム等の耐震化 ①県管理ダム ②国・事業者管理ダム ③県営企業局管理ダム等	
2-27	ため池の地震防災対策の促進 ①ため池の耐震性の検証 ②ため池整備補強工事		
2-28	文化財の地震対策の促進 ①文化財建造物耐震化 ②津波対策等		
2-29	防災関係の製品、技術の地産地消・研究開発、産業育成の促進 ①製品開発・導入 ②新技術・新製品研究開発		

【視点3】 応急対策の速やかな実行のために（救助救出、救護活動をを行い、被害の拡大を防ぐ）

重点課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取り組み
早期の救助救出と救護を行う	情報の収集・伝達対策	3-1	情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保 ①総合防災情報システム整備 ②情報伝達手段の多様化 ③県庁ホームページ再構築 ④庁内クラウド・情報ハイウェイ整備
		3-2	応急対策活動体制の整備 ①県応急対策活動要領 ②職員待機宿舎整備 ③県退職者の協力体制の検討 ④浸水域の救出活動体制の整備
		3-3	総合防災拠点の整備 ①運営マニュアル作成、訓練、通信手段及び機動力確保 ②施設設備の整備
		3-4	県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備 ①広域受援計画 ②緊急消防援助隊受援計画 ③広域緊急援助隊へリ運航体制の整備 ④消防防災ヘリ航空隊基地移転整備 ⑤警察ヘリ基地の整備 ⑥ヘリサイン設置
		3-5	災害時の医療救護活動体制の整備 ①DMAT ②災害時医薬品等の供給・確保体制の整備 ③災害時歯科医療体制整備
		3-6	遺体に対する対策の推進 ①検視用機材備蓄・検視場所選定 ②広域火葬計画
		3-7	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ①県職員用備蓄 ②県立学校備蓄 ③県警災害警備部隊用備蓄
		3-8	災害対応型給油所整備の支援 ①災害対応給油所の整備
		3-9	孤立対策の推進 ①緊急時ヘリコプター離着陸場の整備 ②集落への連絡通信体制の整備
		3-10	災害時における公共用地利用計画の策定 ①災害時の公共用地利用計画
		3-11	避難体制づくりの推進 ①避難所の立地条件の確認 ②広域避難調整 ③避難所運営マニュアル ④県立学校避難所対応マニュアル ⑤避難時交通啓発
		被災者の支援を行う	ポランティアの活用 災害時要援護者の支援 被災者の健康の維持保全
3-13	被災者支援のためのシステム整備 ①被災者支援システム ②被害認定調査、り災証明書発行体制整備		
3-14	災害ボランティアセンターの体制整備等への支援 ①ボランティアセンターの体制整備		
3-15	災害時要援護者の避難対策の推進 ①市町村避難プランの策定 ②福祉避難所指定支援 ③在宅障害者向け避難スペースの確保		
3-16	災害時要援護者の支援 ①在宅難病患者災害支援 ②措置入院対策 ③情報支援ボランティア ④災害時語学ボランティア		
3-17	保健衛生活動の推進 ①市町村災害時保健活動マニュアル ②災害時栄養・食生活支援ガイドライン		
3-18	被災者の心のケア対策の推進 ①研修会開催、心のケア活動人材育成		
3-19	ペットの保護体制の整備 ①ペット同行避難所 ②災害時動物救護マニュアル、動物愛護団体等協定		
3-20	被災後の速やかな応急仮設住宅の供給 ①応急仮設住宅 ②応急借上げ住宅 ③県外への被災者受入検討 ④復旧資材(木材)の安定供給		
3-21	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備 ①被災建築物の判定 ②被災宅地の判定		
3-22	緊急輸送のための啓開活動 ①緊急輸送道路確保計画 ②港湾BCP策定、訓練 ③高知空港の早期機能復旧対策		
3-23	陸上における緊急輸送の確保 ①橋梁の耐震化 ②法面防災対策 ③道路付属施設・橋梁の点検 ④道の駅防災拠点化 ⑤8の字ネットワーク早期整備 ⑥鉄道橋梁等の耐震化 ⑦緊急通行訓練・信号機電源対策		
3-24	海上における緊急輸送の確保 ①防災拠点港整備 ②防災拠点漁港整備 ③漁船での緊急輸送体制整備 ④内航貨物船等での緊急輸送体制整備		

【視点4】 着実な復旧・復興のために（巨大災害から一日も早く立ち直る）

重点課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取り組み
被災者の生活環境を確保する	住居の確保 生活支援	4-1	災害公営住宅の早期建設のための事前準備 ①災害公営住宅建設計画
		4-2	災害廃棄物の処理体制の整備 ①県災害廃棄物処理計画 ②市町村災害廃棄物処理計画
		4-3	災害時の消費生活の安定 ①需給・価格動向の監視指導マニュアル
		4-4	市町村の業務継続計画の策定
		4-5	事業者の業務継続計画(BCP)の策定 ①事業者全般 ②商工業者 ③交通事業者 ④JA等 ⑤木材産業・森連 ⑥漁協 ⑦建設業
		4-6	復興計画
		4-7	地籍調査

<参考> 個表の見方

1-1 県民への情報提供・広報の推進

【対応レベル】
 具体的な取り組みを進める上で念頭に置くべき地震の規模を記載しています。
 ・L2…最大クラス地震の地震・津波 →命を守る対策（避難場所の整備など）は最大クラス地震・津波に備えます。
 ・L1…発生頻度の高い一定程度の地震・津波 →堤防などのハード対策は発生頻度の高い地震・津波に備えます。
 ・共通…レベルに関係なく対応 →避難所運営マニュアルの改訂など地震・津波のレベルに関係なく対策を行うものです。
 ※L2, L1を併記しているものは、両方のレベルに対応した取り組みを行うことを表しています。

【区分】
 この取り組みが、自助、共助、公助のどこに効果があるのかを記載しています。
 自助…住宅の耐震化など自らの命を自らで守るものなど
 共助…地域での支え合い・助け合いなど
 公助…社会基盤の整備や応急救助機関による救助・救出など公の取り組みなど

【関連する計画】
 本行動計画以外に関連する計画がある場合に記載しています。
 津波避難計画、高知県災害時医療救護計画など

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組みができるよう、情報提供や広報を行います。	①	パンフレットや広報誌、メディア等の様々な媒体を通じて、地震に対する備えへの啓発活動を行います。	共通	自助 共助	—	県	南海地震対策課

【実施主体】
 取り組みを実施する機関等を記載しています。

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	H27年度	
①	パンフレットや広報誌、メディア等の様々な媒体を通じて、地震に対する備えへの啓発活動の実施 ・「南海地震に備えよき」の改訂 ・メディア ・ホームページ ・講演会の開催 ・避難意識の把握のため県民意識調査の実施(津波からの早期避難の意識率 100%)	新たな想定により地震啓発パンフレット(南海地震に備えよき)を改訂し全戸配布 学習と体験を融合した効果的な啓発の実施 体験 24,000人 意識率 70% 県民意識調査実施	パンフレットを活用した啓発の実施 体験 30,000人 意識率 100% 県民意識調査実施	目標の達成によって得られる効果(アウトカム) 県民全体の防災への意識を高め、地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保	

【これまでの実績】
 これまでの取り組みの実績について記載しています。

【計画スケジュール】
 年度ごとの目標と取り組み内容を記載しています。

【取り組み内容】
 取り組みの具体的な内容と、カッコ内には平成27年度までの目標を記載しています。県が間接的に関与する取り組みについては、「～の支援、促進」と記載しています。

(4) 項目別の具体的な取り組みの内容 (個表)

1-1 県民への情報提供・広報の推進

【概要】

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えにに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	パンフレットや広報誌、メディア等の様々な媒体を通じて、地震や津波に対する備えへの啓発活動を行います。	共通	自助 共助	—	県	南海地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度		
①	パンフレットや広報誌、メディア等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えへの啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「南海地震に備えよき」の改訂 ・ メディア ・ ホームページ ・ 講演会の開催 ・ 避難意識の把握のため県民意識調査の実施(隔年実施) 	<p>これまで</p> <p>東日本大震災の教訓をいち早く伝えるため「南海地震に備えよき」を改訂し全戸配布(H23)</p> <p>ラジオ・テレビ等での広報の実施(複数回)</p> <p>地震啓発HP「南海地震に備えてGOOD!!」の改修(H24)</p> <p>震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会開催 1回(H24)</p> <p>起震車による強い揺れ体験 20,216人(H23年度)</p> <p>津波からの早期避難の意識率 (20%(H22.9))</p>	<p>H25年度</p> <p>新たな想定により地震啓発パンフレット「南海地震に備えよき」を改訂し全戸配布</p> <p>パンフレットを活用した啓発の実施</p> <p>テレビ・ラジオ等の報道機関を通じた啓発の実施</p> <p>ホームページの改訂(完了)</p> <p>年1回実施</p> <p>年1回実施</p> <p>2台目の起震車導入 学習と体験を融合した効果的な啓発の実施 体験 24,000人 体験 30,000人</p> <p>意識率 70%</p> <p>県民意識調査実施</p>	<p>H27年度</p> <p>年1回実施</p> <p>年1回実施</p> <p>意識率 100%</p> <p>県民意識調査実施</p>	<p>啓発活動の継続</p>	<p>県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保</p>

1-2 県民の防災教育、訓練

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県民が地震に対する正しい知識を持ち、事前の備えや地震時の適切な行動を行えるよう、避難訓練や防災学習会等を行います。また、一人でも多くの被災者を救助・救出し、命をつなぐ支援を円滑に行えるよう、消防や警察、自衛隊、ライフライン機関などの防災関係機関と連携した訓練を行います。	①	県民の防災力向上のため、市町村や地域が行う避難訓練への支援を行います。	共通	自助 共助	—	県民 市町村	南海地震対策課
	②	防災関係機関や国と連携した広域的な訓練を実施します。	共通	公助	災害対策基本法	防災関係機関 県	危機管理・防災課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度	H27年度		
①	県下一斉避難訓練の実施 (参加者 76,000人 県人口の1割)	H24訓練参加者 45,309人	県下一斉避難訓練及び地域のみなどで自主防災訓練の実施(年1回) 参加者 56,000人；参加者 66,000人；参加者 76,000人			災害発生時に迅速な避難行動の実施	
	県民参加型の情報伝達訓練の実施 (毎年1回実施)	H24年度派遣実績 76回	エリアメールによる情報伝達訓練の実施(毎年1回)				
	こうち防災備えちよき隊による地域防災活動のサポート (のべ300回)	H24年度派遣実績 66回 (1月末現在)	派遣 100回 派遣 100回 派遣 100回				取り組みの継続
	実践的な訓練(DIG)の実施 (毎年4回実施)	DIGの講習会の実施(年1回)	DIGの訓練研修(年4回)				
②	総合防災訓練の実施	県内を4ブロックに分け、順次訓練を実施(H24は宿毛湾港)	関係機関との訓練の継続 (中央東ブロック) (中央ブロック) 奈半利港			訓練を通じて事前の備えを点検すること、災害発生時の円滑な応急活動の実施	

1-3 自主防災組織の活性化

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
自主防災組織の設立・活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。	①	自主防災組織の設立や、それらを含む連絡協議会の設立等を支援し、活動強化を図ります。	共通	共助	—	県 市町村	南海地震対策課
	②	自主防災組織のメンバー等を対象とした、震災時に対処するための実践的な一日震災訓練を実施します。	共通	共助	—	県	消防政策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	自主防災組織の設立の支援 (組織率 平成26年度末 100%) 市町村単位の自主防災組織の協議会設立の支援 (全市町村での協議会の設立)	自主防災組織率 83.3% (H24末) 自主防災組織協議会設立済 市町村数 9市町村 (H23末)	組織率 100% 自主防災組織設立を啓発 (完了)	協議会設立を啓発 (完了)		地域防災力の向上による円滑な避難や避難所運営の実施
	自主防災組織活動事例集の作成 (事例集の完成 H25年度) 自主防災リーダー育成研修の実施 (年3回開催) 4県連携自主防災組織交流大会の実施 (毎年4県持ち回りで1回開催) 自主防災組織へのニュースレターの発行 (年3回発行)	活動事例集作成(H19) 年3回実施(H24) 毎年4県持ち回りで1回実施	事例集の改訂・配布 自主防災組織を中心として事業者や学校などと協力した体制づくりを進める (完了)	リーダー育成研修の実施(年3回) 交流大会の実施(4県持ち回りで年1回) ニュースレターの発行(年3回) 県の取り組みを自主防役員に直接発信 (完了)	取り組みの継続 取り組みの継続	
②	自主防災組織のメンバー等を対象とした消防学校での訓練の実施 (年2回開催)	200人参加(H24)	一日震災訓練の実施(年2回・参加者数200人/年)		取り組みの継続	自主防災組織の災害対応力が高まることによる、地域防災力の向上

1-4 防災人材の育成

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
危機事象の発生時に円滑に対応ができるよう、県・市町村職員や県民の危機管理能力の向上を図ります。	①	危機事象への対応力を強化するため、県職員の専門研修への派遣や、県・市町村職員への研修会を開催します。 地域における防災活動を担う人材に対する研修会を開催し、防災士の資格取得を促進します。 消防機関が実施する救急救命講習を支援し、救急救命に関する普及啓発を行います。 女性の参画や男女双方の視点を防災の取り組みに反映させるために、啓発を行います。	共通	自助	—	県	南海地震対策課 人事課
	②		共通	共助	—	県	南海地震対策課
	③		共通	共助	—	市町村	消防対策課
	④		共通	自助 共助	こうち男女共同参画プラン	県	県民生活・男女共同参画課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		計画期間以降	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度		
①	災害対策専門研修(人と防災未来センター主催)への派遣 地域防災実務者セミナー(京都大学防災研究所主催)等への派遣 内閣府主催研修への派遣 危機管理担当職員を対象とした研修会の開催(県・市町村職員の危機管理能力の向上) 各年代への恒久的な地震対策研修の実施	2名派遣(H24) 2名派遣(H24) 1回開催(H24) 新採職員を対象に実施	H25年度	H26年度	H27年度	職員の危機事象への対応力向上による危機管理体制の充実
			専門研修への派遣:5人/年	実務者セミナー等への派遣:2人/年	内閣府主催研修への派遣:5人/年	
			研修会の開催:1回/年(参加者数200人/年)	職位毎の指名研修により実施		
			防災士養成研修の開催(防災士600人養成)	防災士100人養成!防災士200人養成!防災士300人養成		
②	救急救命講習の実施の支援(90,000人受講) 救急救命フェアの開催	毎年度:受講者数30,000人 毎年度:県内3箇所開催				地域における防災力の向上
③	女性の参画や男女双方の視点を防災の取り組みに反映させるために、講演会等を開催(年1回以上の講演会等の実施)	男女共同参画推進月間講演会開催(H24) 男女共同参画センター機関誌に防災の啓発記事を掲載(H24)				応急手当や心肺蘇生法を多くの県民が理解することによる救命率の向上
④	女性の参画や男女双方の視点を防災の取り組みに反映させるために、講演会等を開催(年1回以上の講演会等の実施)	講演会等の実施(年1回以上) 男女共同参画センター機関誌での啓発				防災の取り組みに女性の参画や男女双方の視点が反映されることによる適切な避難生活等の確保

1-5 消防団体制の充実

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地域防災の要である消防団について、団員の確保や、活動中の安全を確保するための装備品の整備に対して支援するなど、地域における防災力向上のための取り組みを進めます。	①	消防団員の確保及び、消防団員の活動中の安全を確保するため市町村等が実施する安全装備品の整備を支援します。	共通	共助	—	市町村	消防政策課
	②	地域における防災力向上のために、女性防火クラブの活動に対する支援や女性防火クラブトップリーダー研修事業を実施します。	共通	共助	—	市町村 県	消防政策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	消防団員定数確保対策事業の実施 消防団員の活動中の安全を確保のための装備品の整備の支援 女性防火クラブ活動の支援	消防団員数【速報値】 8,201人(H25.4.1現在) 充足率 93% (条例定数 8,823人)	団員確保のための支援地区を選定(年3箇所程度) 助言や情報提供など加入促進への支援	消防団員の確保対策を継続	消防団員の確保することによる地域の防災力の向上	
②	女性防火クラブ活動の支援	防災訓練の実施や資器材の整備等活動支援 (平成24年度:安芸市、土佐清水市、香美市、高浜北広域町村事務組合、幡多中央消防組合)	消防団員の活動時の安全装備充実(市町村への補助)	市町村等への活動支援を実施	震災時の消防団活動の安全性向上	
	女性防火クラブトップリーダー研修事業の実施	研修会の実施による防災及び発災時の活動の知識の向上及び、他の地域との活動内容の情報交換による地域での活動の活性化 平成24年度:2回開催	研修会の実施による防災、発災時の対応力の向上 研修会の開催:2回/年	取り組みの継続	女性ならではの活動を通じた共助の仕組みづくりによる地域防災力の向上	

2-1 学校等の防災対策の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
学校等で地震や津波から児童生徒、園児等の命を守るよう、事前のマニュアル作成や避難訓練・防災学習会等を行います。	①	保育所・幼稚園等が行う、防災対策に関する研修会の実施や防災訓練、防災マニュアルの策定と改善を通じて、防災力向上を進めます。	共通	自助	—	市町村 私立保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
	②	公立学校が作成する学校防災マニュアルの点検、見直しを行い、安全教育プログラムに基づく防災教育を進めます。	共通	自助	—	市町村 県	学校安全対策課
	③	私立学校が行う、防災訓練や防災教育の実施、防災教育マニュアルの見直し等を進めます。	共通	自助	—	学校法人	私学・大学支援課
	④	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等での防災マニュアルの策定や避難訓練を進めます。	共通	自助	—	市町村 県	生涯学習課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度 H27年度	
①	<p>保育所・幼稚園等における地震防災対策への支援</p> <p>避難場所の確保・避難訓練の定着・防災マニュアルの改善状況の把握・検証 (防災マニュアル作成チェックシートによる項目が全て記載されている園 100%) (南海トラフ地震を想定した訓練の定着 全園年3回以上実施)</p>	<p>「防災マニュアル作成の手引き」の作成(H24)</p> <p>防災マニュアルに関する研修会の実施(H24 4回)</p> <p>年3回以上訓練実施率 98%(H24)</p>	<p>H25年度</p> <p>H26年度 H27年度</p> <p>マニユアル策定率 100%</p> <p>年3回以上訓練実施率 100%</p> <p>防災マニュアル等の研修会実施による防災対策促進 (年1回以上)</p> <p>訓練定着、マニュアル改善状況の把握・検証 (アンケート年1回)</p>	<p>計画期間以降</p> <p>取り組みの継続</p>	園児の安全の確保

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	<p>学校における地震防災対策への支援 (学校における必要項目が網羅された防災マニュアル策定率 100%)</p> <p>安全教育プログラムに基づく防災教育の実施の支援 (安全教育プログラムに基づく防災教育実施率100%)</p> <p>【参考】安全教育プログラムとは ・各学校における指導内容や指導方法を盛り込んだ教職員用指導資料</p>	<p>必要項目が網羅されたマニュアル策定率 37.3%</p> <p>安全教育プログラム策定(H24)</p> <p>指導内容の明確化 (防災教育の質的向上)</p> <p>学校安全対策チェックリストの作成(H24)</p>	<p>H25年度 マニユアル策定率 100%</p> <p>H26年度 学校安全対策チェックリストによる点検・見直し指導による学校防災マニユアルの見直し(職員の体制等)</p> <p>H27年度 安全教育プログラムに基づく児童・生徒への防災教育の実施率 100%</p> <p>教職員への研修強化 学校安全対策チェックリストによる防災教育取り組み状況の点検</p>	<p>学校安全対策チェックリストによる点検・見直し指導による学校防災マニユアルの見直し(職員の体制等)</p> <p>安全教育プログラムに基づく児童・生徒への防災教育の実施率 100%</p> <p>教職員への研修強化 学校安全対策チェックリストによる防災教育取り組み状況の点検</p>	<p>学校安全対策チェックリストによる点検・見直し指導による学校防災マニユアルの見直し(職員の体制等)</p> <p>安全教育プログラムに基づく児童・生徒への防災教育の実施率 100%</p> <p>教職員への研修強化 学校安全対策チェックリストによる防災教育取り組み状況の点検</p>	<p>児童生徒の安全の確保</p>
③	<p>私立学校における継続した防災教育の実施の促進 (年1回以上の防災教育実施率 100%)</p> <p>学校防災マニユアルの見直しや継続的な避難訓練の実施の促進 (防災マニユアルの策定率 100%)</p>	<p>年1回以上の防災教育実施率 100%</p> <p>防災マニユアルの策定率 100%</p>	<p>防災教室の実施を要請</p> <p>実施率 100%</p> <p>学校防災マニユアルの見直し、継続的な訓練の実施要請</p>	<p>防災教室の実施を要請</p> <p>実施率 100%</p> <p>学校防災マニユアルの見直し、継続的な訓練の実施要請</p>	<p>防災教室の実施を要請</p> <p>実施率 100%</p> <p>学校防災マニユアルの見直し、継続的な訓練の実施要請</p>	<p>児童生徒の安全の確保</p>
④	<p>放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における地震防災対策への支援 指導員等や市町村担当者への研修会の実施 (県主催の防災研修会 年1回)</p> <p>防災マニユアルの作成の支援(策定率100%) 連絡体制、対応(支援)体制、避難(訓練)計画、非常持ち出し品(引き渡しカード)等を備える</p> <p>避難訓練の促進(訓練の実実施率100%) 学校や地域と連携した取り組みの推進</p>	<p>県から実施市町村へ訓練実施等の働きかけ、情報提供 防災マップ作成研修(H23) 防災マニユアル作成研修(H24)</p> <p>「防災マニユアル作成の手引き」の作成(H24)</p> <p>避難訓練の実実施率 70%</p>	<p>県から実施市町村への支援を継続 防災研修会の実施(年1回)、情報提供、対策状況把握</p> <p>防災マニユアルの作成を支援 策定率 100%</p> <p>避難訓練の実施を働きかけ 実施率 100%</p>	<p>県から実施市町村への支援を継続 防災研修会の実施(年1回)、情報提供、対策状況把握</p> <p>防災マニユアルの作成を支援 策定率 100%</p> <p>避難訓練の実施を働きかけ 実施率 100%</p>	<p>県から実施市町村への支援を継続 防災研修会の実施(年1回)、情報提供、対策状況把握</p> <p>防災マニユアルの作成を支援 策定率 100%</p> <p>避難訓練の実施を働きかけ 実施率 100%</p>	<p>児童生徒の安全の確保</p>

2-2 医療機関の防災対策の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
医療機関の防災対策を進めることで、患者や医療従事者の安全を確保し、医療機能の維持継続ができる体制を整備します。	①	医療機関向けの災害対策指針を周知するとともに必要な施設設備の整備に対して補助による支援を行うこととで医療機関の防災対策を進めます。	共通	公助 自助	高知県災害時医療 救護計画	県 医療機関	医療政策・医師確保課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	医療機関の防災計画策定の支援 (防災計画策定率 100%)	医療機関災害対策指針の作成 (H24) 防災計画策定率 77% (H24)	対策指針の周知 ↑(完了)	専門家派遣等による計画策定支援 ↑(完了)	実施率 100% ↑(完了)	患者、医療従事者等の安全確保 と、被災後の医療機能の維持継続
	医療機関の防災訓練の支援 (防災訓練実施率 100%)	防災訓練実施率 70% (H24)	専門家派遣等による訓練実施を支援 ↑(完了)	実施率 100% ↑(完了)		
	医療機関が防災対策として行う施設設備の整備の支援	補助制度の創設(H24)	必要な施設改修・資機材の整備を促進 ↑		取り組みの継続	
	災害時に備えた診療情報の保全		バックアップシステムの構築・開発 ↑	システム運用 ↑		

2-3 社会福祉施設における地震防災対策の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
社会福祉施設の地震防災対策を進めることで、入所者の安全を確保するとともに、あわせて地域の避難体制を整備します。	①	社会福祉施設の防災対策マニュアルの作成を支援し、防災対策を促進します。	共通	自助	—	社会福祉法人	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課
	②	社会福祉施設事業者が行う避難階段等の設置など、施設の防災対策に対して支援を行います。	共通	自助	—	社会福祉法人	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	社会福祉施設の防災マニュアルの作成の支援 (高齢者施設 100% 障害者施設 100%)	【防災マニュアルの作成率】 高齢者施設 96.2% (326/339施設)(H24) 障害者施設 98.8% (85/86施設)(H24) 児童関係施設 100% 11施設(H23完了)	H25年度 防災マニュアルの作成に向けた支援を実施 100%	H26年度 防災マニュアルに基づく対策の実行支援(こうち防災備え ちよき隊による支援など)	計画期間以降 支援の継続	入所者、従事者の安全の確保と介 護・福祉事業の継続
②	社会福祉施設の設備改修への支援 避難階段、避難器具、自家発電装置	補助制度(H27までの創設 (H24) 入所型施設に対し補助を実施 (88施設)	入所型施設に通所型施設も加え補助を実施 (終了)	入所型施設30施設 通所型施設35施設		

2-4 地震津波の早期検知・伝達体制の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当部課名
地震の揺れから身を守る行動や、津波からの避難行動が迅速に行えるよう、地震・津波の観測及び情報伝達の体制を強化します。	①	地震・津波観測監視システム(DONET II)が検知した地震・津波の発生を瞬時に伝達するためのシステムを構築します。	共通	公助	—	国 県	南海地震対策課
	②	室戸岬沖にGPS波浪計を設置し、既存の足摺岬沖GPS波浪計とセットで高知県沿岸の津波観測システムの強化を図ります。	共通	公助	—	国	港湾・海岸課
	③	県有施設への緊急地震速報受信機の設置を検討します。また、地震発生時の震度情報の収集のための仕組みを確保します。	共通	自助	—	県	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	室戸岬沖への地震・津波観測監視システム(DONET II)の構築 足摺岬沖への観測網の構築に向けた取り組み 瞬時に伝達するためのシステムの構築 (平成27年度末の情報伝達システム構築)	陸上局舎の整備(旧室戸東中: H24)	国による室戸岬沖への観測網の構築	早期の構築を要請 観測データの伝達 方法の検討・協議 情報伝達システムの構築	早期の構築を要請 観測データの伝達 方法の検討・協議 情報伝達システムの構築	早期の危険回避行動による迅速な 避難行動の実施
②	GPS波浪計設置 (室戸岬沖 1基)	詳細設計(H23) 設置工事着手(H24)	国によるGPS波浪計設置 (完了)			
③	緊急地震速報受信機の設置 震度情報ネットワークの維持・確保	本庁舎・西庁舎・北庁舎・県警本部への設置済み(H20) 緊急地震速報訓練の実施(H24)	対象施設等の検討・検討の結果により設置	震度情報ネットワークの保守点検	早期の構築を要請 観測データの伝達 方法の検討・協議 情報伝達システムの構築	早期の危険回避行動による迅速な 避難行動の実施

2-5 既存住宅の耐震化の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震時に倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、耐震診断や耐震補強を進めます。	①	既存住宅の耐震化促進事業(診断、設計、改修)に対して補助を行うことにより耐震化を促進します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 住生活基本計画	県民	住宅課
	②	既存住宅の部分的な耐震対策や耐震ベッド等について、制度化の検討を行います。	共通	自助	—	県	南海地震対策課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	既存住宅の耐震化の支援 (既存住宅の耐震化 4,400棟) 【参考】 建替えを含む既存住宅の耐震化 (耐震化率95%(H32)/耐震化必要数約25,400戸) ※住生活基本計画による	累計耐震改修棟数 2,313棟 (H24) (74%: H24)	H25年度 3,510棟(累計) (75%)	H26年度 啓発・PR 4,910棟(累計) (76%)	H27年度 6,510棟(累計) (77%)	住宅の倒壊を防ぐことによる、県民の生命の安全の確保
②	部分的な耐震対策の検討	先進事例の情報収集	情報収集、 工法、制度の検討		取り組みの継続	安全な居室の確保

2-6 県・市町村有建築物の耐震化の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震により倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前の県・市町村の建築物の耐震化を進め、来庁者や職員を確保します。	①	県有建築物の耐震化を進めます。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 県有建築物耐震化実施計画 地震防災緊急事業5箇年計画	県	南海地震対策課ほか
	②	市町村有建築物の耐震化を進めるために、耐震化実施計画の策定を促進します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画	市町村	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県有建築物耐震化実施計画の見直しと整備の 実施 (県立学校と災害業務を実施する庁舎の耐震化の完了)	〔現行計画に基づく耐震化〕 対象262棟中141棟が耐震化済み(H24) 〔主な建築物〕 江の口養護学校(H22) 県民文化ホール(H23) 本庁舎(H24)	12棟の診断 41棟の設計 32棟の工事 計画の見直し	3棟の診断 27棟の設計 43棟の工事 新たな計画に基づく耐震化の促進	現行計画	来庁した県民の安全の確保 職員の安全の確保と防災対策の拠点となる庁舎を確保し、早期の災害対策業務の実施
②	市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く) (耐震化実施計画の策定率 100%)	〔耐震化の状況〕 庁舎:50.8% 消防本部・消防署:67.0% 社会福祉施設:80.4% 公営住宅等:73.1% (H23.3現在)	耐震化の状況調査	市町村有建築物の耐震化実施計画の策定の働きかけ 策定率 100%	計画期間以降 計画に基づいた耐震化の促進	取り組みの継続

2-7 学校等の耐震化の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
子どもや教職員を地震の強い揺れから守るために、学校等の施設の耐震診断や耐震化を進めます。	①	保育所・幼稚園の耐震化を促進するため、施設の設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行い支援します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業五箇年計画	市町村 私立保育所・幼稚園設置者	幼保支援課
	②	公立小中学校の耐震化を促進するため、市町村等が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業五箇年計画	市町村	学校安全対策課
	③	私立学校の耐震化を促進するため、施設設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画	学校法人	私学・大学支援課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
① 保育所・幼稚園の耐震化の支援 (耐震診断率 100%) (全体数 139棟)(H24.4.1現在) (耐震化率 90%) (全体数 254棟)(H24.4.1現在)	耐震診断率 63.3% (H24.4) 139棟中88棟実施済み 耐震化率 70.9% (H24.4) 254棟中180棟実施済み	9棟実施 81% 14棟実施 78%	13棟実施 90% 16棟実施 84%	13棟実施 100% 15棟実施 90%	(H27完了) H28年度以降速やかに100%を目指す	施設の倒壊からの子どもや教職員の安全の確保
② 公立小中学校の耐震診断の支援 (耐震診断率 100% (603棟中603棟)) 公立小中学校の耐震化の支援 (耐震化率 95.8%) (984棟中943棟の耐震化完了)	耐震診断率 96.7% 603棟中583棟実施済み 耐震化率 83.4% 995棟中830棟実施済み	15棟実施(99.2%) 41棟実施(88.2%)	5棟実施(完了) 32棟実施(91.4%)	33市町村等で耐震化完了 40棟実施(95.8%)	H30年度までに100%を目指す	
③ 私立学校の耐震診断の支援 (耐震診断率 100% (30棟中30棟)) 私立学校の耐震化の支援 (耐震化率 86.3%)(73棟中63棟の耐震化完了)	耐震診断率 78.8% 33棟中26棟実施済み 耐震化率 80.8% 73棟中59棟実施済み	4棟実施 改築1棟、耐震工事1棟(83.6%)	耐震工事1棟(84.9%)	3棟が使用廃止及び改築(完了) 耐震工事1棟(86.3%)	(完了) H28～H29耐震工事2棟 以降100%を目指して引き続き取り組みの継続	

2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進

〔概要〕

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	病院や社会福祉施設(高齢者施設・障害者施設・利用者等)の耐震化を進めることで、患者や施設利用者等の安全を確保するとともに、医療や介護等を継続して提供します。	①	医療機関が実施する耐震化に対して補助等により支援を行います。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 高知県災害時医療救護計画	医療機関	医療政策・医師確保課
		②	社会福祉施設へ働きかけを通じて耐震化を促進します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業五箇年計画	社会福祉法人	高齢者福祉課 児童家庭課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H27年度		
①	医療施設の耐震化の支援 (全病院の耐震化率 90%)	<p>【耐震化の状況】</p> <p>災害拠点病院 80%(8/10施設) (H24)</p> <p>救護病院 61%(30/49施設) (H24末)</p> <p>その他病院 49%(36/74施設) (H24末)</p> <p>全病院の耐震化率 56% (74/133施設)</p>	<p>H25年度</p> <p>耐震化に向けた取り組みの支援</p>	<p>H27年度</p> <p>全病院 90%</p>	<p>計画期間以降</p> <p>未耐震の施設への働きかけ</p>	<p>要医療者(患者)や要援護者、従事者の安全の確保と医療・介護事業の継続</p>
②	社会福祉施設の耐震化の促進 (高齢者施設 100% 児童関係施設 100%)	<p>【耐震化の状況】</p> <p>高齢者施設 97.4%(114/117施設)</p> <p>児童関係施設 90.9%(10/11施設)</p> <p>障害者施設 100% (30施設完了)</p>	<p>H25年度</p> <p>高齢者施設3施設、児童関係施設1施設の耐震化</p>	<p>H27年度</p> <p>100%</p>	<p>(完了)</p>	

2-9 事業者施設の耐震化等の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
事業者の従業員の安全を確保するとともに、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進します。	①	事業者が実施する耐震化の取り組みに対して国の助成制度を活用し支援します。	共通	自助	高知県耐震改修促進計画	事業者	商工政策課
	②	事業者に対して、金融機関が行う県制度融資「南海地震・節電対策融資」の周知を行い、その活用により地震対策を支援します。	共通	自助	—	事業者	経営支援課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県内で製造業を営む事業者の特定建築物に該当する工場・事業所等を対象とする耐震化工事等への助成 (計画期間での耐震化率 90%) (全体期間 平成18年度 — 平成27年度)	特定多数の者が利用する建築物の耐震化率(H22年度末) 事務所(製造業以外も含む) : 51.7% 工場 : 69.6%	H25年度	H26年度	H27年度	事業者の安全の確保と工場・事業所の維持による事業の早期復旧
			助成制度の市町村への周知や個別企業訪問等の実施 ↑ 県内で製造業を営む事業者の特定建築物に該当する工場・事業所等の耐震化率: 90%(H27年度末) ↑			
②	県制度融資「南海地震・節電対策融資」の活用促進	制度創設 H24.4.1~27.3.31 融資実績 5件(うち地震対策4件) (H25年3月末現在)				
				パンフレット配布などによる事業者への周知 ↑ (終了)		

2-10 ライフラインの地震対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
ライフライン施設の被害を軽減し、早期に復旧できるように設備の耐震化や、事業者との調整を事前に行います。	①	「高知県ライフライン連絡会」を設立し、速やかなライフライン復旧のための対策を検討します。	共通	自助	—	県 事業者	南海地震対策課
	②	市町村の水道施設の耐震化を促進します。	共通	自助	地震防災緊急事業 五箇年計画	市町村	食品・衛生課
	③	下水道施設について、県施設の耐震・耐浪化と業務継続のための対策を行うとともに、市町村が地震・津波対策を進めるためのガイドラインを策定します。	L1 L2	自助	—	県 市町村	公園下水道課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	速やかなライフラインの復旧のための対策の検討	—	連絡会の設立 課題整理、対応の検討	支援策の検討	具体策の推進	ライフラインの早期の復旧による県民生活の回復
②	市町村が行う配水池等の耐震化の促進 (貯水配水施設 16基新設 H23-27)	配水池 1基 貯水施設1基 (H23-H24)	配水池1基 緊急遮断弁2基 貯水施設3基	配水池2基 貯水施設3基	配水池2基 貯水施設3基	被災後の飲料水の確保
③	県の下水道施設の耐震化の実施 最低限の機能確保と安全確保を図る 県の下水道施設の耐浪化の実施 業務継続(下水道BCP)への取り組みの実施 高知県下水道地震・津波対策ガイドライン(下水道の最低限の機能確保)の策定 ※下水道区域における仮設トイレの必要数の検討を含む	幹線管路L=315m マンホールN=2個所の耐震化 業務継続計画の作成(H24) 下水道台帳電子化(H21-H24) 検討委員会設立 (H24-H25)	管理棟・ポンプ棟(建築)・管廊の耐震化、送水管の二重化 管理棟・電気棟・ポンプ棟・管廊の防水化 災害時支援協定の締結、流域関係3市との調整 ガイドライン策定・公表	管理棟(基礎) 消毒池の耐震化、管廊の防水化 水処理施設、汚泥処理施設の防水化 市町村の下水道BCP策定支援	取り組みの継続 H26までに機能確保と安全対策を実施 H27からは処理場内の他の施設を順次耐震化	下水道施設の機能維持を図ること で汚水の排除と簡易処理後の放流を可能とするとともに、管理従事者・施設利用者の安全を確保

2-11 学校等の室内の安全対策の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震によって学校等の施設内で子どもたちが負傷しないよう、室内の安全対策を促進します。	①	保育所・幼稚園等が実施する室内安全対策について補助を行います。	共通	自助	—	市町村 私立保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
	②	公立小中学校が実施する室内安全対策を促進します。	共通	自助	—	市町村	学校安全対策課
	③	私立学校が実施する室内安全対策について補助を行います。	共通	自助	—	学校法人	私学・大学支援課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	保育所・幼稚園等の窓ガラス飛散防止対策の支援 (窓ガラス飛散防止対策率 100%) (全体数 315園)(H24.4.1現在)	対策実施率 56.5%(H24.9) 実数(178/315園) 補助制度設立(H24)	42園実施(80%)	63園実施(100%)	(完了)	地震による施設の破損からの子どもたちの安全の確保
②	公立小中学校が行う室内安全対策の促進 天井材・照明器具・窓ガラス・外壁・内壁等 (非構造部材の耐震化率 90.9% 289/318校)	対策実施率 20.4%(H24.4) 実数(65/318校)	期間内に33市町村等で対策を実施(予定) 90.9%			
③	私立学校の室内安全対策の支援 (非構造部材の耐震対策率 83.3% 15/18校)	非構造部材(天井材・照明器具・窓ガラス・外壁・内壁等)の耐震対策率 27.7%(5/18校)	非構造部材耐震対策率 83.3%(15/18校)			

2-12 家庭や事業所における室内の安全対策の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震による建物内での死傷者を減らし、迅速な避難行動を可能とするため、家具転倒防止などの室内安全対策を進めます。	①	家具転倒防止対策についての啓発と、高齢者世帯などへの設置費の補助を行い、安全対策を進めます。	共通	自助	—	県民事業者	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	室内の安全対策の支援 (対策実施率 60%)	対策実施率20% (H24県民世論調査)	対策実施率30%	対策実施率45%	対策実施率60%	家具の転倒による死傷者の減少
			<p>室内安全対策の必要性や効果の啓発活動(ホームセンター等と連携)</p> <p>↑</p> <p>福祉部署と連携した対策実施困難者への支援</p> <p>↑</p> <p>取り組みの継続</p>			

2-13 県有施設の室内の安全対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県有施設の室内において、地震時の家具類の転倒やガラスの飛散から来庁者・職員の安全を確保します。	①	キャビネット等の固定及びガラスの飛散防止対策を行います。	共通	自助	—	県	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	<p>キャビネット等の固定 (固定実施率 100%)(325箇所) 県有施設308箇所, 県立学校17箇所</p> <p>ガラスの飛散防止対策 (飛散防止実施率 100%)(258箇所) 県有施設243箇所, 県立学校15箇所</p>	<p>転倒、落下防止対策の完了 (耐震化未実施、改築予定の建物除く) H24年度未完了: 77.2%(見込み) 325箇所中251箇所実施済み 県立学校: 対策完了</p> <p>H24年度未完了: 69.8%(見込み) 258箇所中180箇所実施済み 県立学校: 14箇所実施済み</p>	<p>H25年度</p> <p>H26年度</p> <p>H27年度</p>	<p>32箇所実施(90%) ↑ 32箇所実施(100%) (完了)</p> <p>39箇所実施(90%) ↑ 39箇所実施(100%) (完了)</p>	<p>計画期間以降</p>	<p>目標の達成によって得られる効果(アウトカム) 地震発生時の怪我のリスク軽減による迅速な避難行動の実施</p>

2-14 津波からの避難対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
沿岸地域において、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう津波避難計画の策定や避難方法の周知、避難訓練などを行います。	①	市町村が作成する市町村津波避難計画について、策定を支援します。	L2	公助	地域津波避難計画	市町村	南海地震対策課
	②	地域が作成する地域津波避難計画について、補助等を行い策定を支援します。また、策定後の地域津波避難計画の実効性について確認を行います。	L2	自助 共助	市町村津波避難計画	地域 県	南海地震対策課
	③	津波に対する地域の危険性や避難場所に不案内である観光客の安全を確保するために、関係者への啓発や研修会を行います。	L2	自助 共助	—	県	観光政策課 おもてなし課
	④	漁業関係者への防災意識の向上を図るために、研修会の開催や訓練の実施を促進します。	L2	自助 共助	—	漁業協同組合	漁業振興課
	⑤	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画を策定するとともに、定期的な避難訓練を実施します。	L2	自助 共助	高知新港振興プラン	事業者 県	港湾・海岸課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	
①	市町村津波避難計画の見直しの支援 (全19市町村の計画の見直し完了)	市町村津波避難計画の見直し 完了率 14市町村 74% (H24末)	H25年度 5市町村で見直し 策定率100% ↑(完了)	H26年度	計画期間以降 計画を策定することによる、円滑な 避難路・避難場所の整備
②	地域津波避難計画の策定の支援 (策定率100%) 避難計画の見直しの支援 ・ 避難路、避難場所の点検 ・ 計画内容の妥当性の確認 ・ 避難をあらかじめ人を出さない仕組みの検討	地域津波避難計画の策定率 431/508計画 85%(H24末)	津波避難計画完成(100%) ↑(完了) チェックリスト作成 ↑ 計画点検 ↑ 見直しの継続		

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
③	観光客の津波からの避難に係るガイドラインの周知 観光ガイドへの研修	ガイドライン作成(H24) 東部・中部・西部で各1回の研修を実施	H25年度 ↑ ガイドラインの配布・説明 ↑ 関係者の理解等の状況を調査 (ガイドラインの周知を含む) ↑ 東部・中部・西部で 各1回の研修を実施			関係者の理解等の促進による速やかな避難誘導の実施
④	漁業関係者・漁協による地震・津波防災マニュアルに基づく避難訓練の促進 (全漁協及び支所) 漁業関係者の地震・津波防災マニュアルに基づいた研修会の実施(避難訓練に合わせた実施)及びマニュアルの更新の促進 (全漁協及び支所)	独自の避難訓練を県内2箇所 で実施 県内全70漁協及び支所において地震・津波防災マニュアルを策定	H25年度 ↑ 避難訓練実施の呼びかけ ↑ 研修会実施等の呼びかけ	H26年度 ↑ 漁協や支所に訓練実施の呼びかけ ↑ 研修会開催の要望等への対応		漁業関係者の防災意識が向上し、円滑な避難行動に寄与することによる、漁業関係者の人命の安全の確保
⑤	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画の策定・更新、避難訓練の実施 (高知港、須崎港、宿毛湾港)	高知新港振興プラン策定 津波避難対策概略決定(高知新港)	H25年度 ↑ 高知新港避難対策協議会による津波避難・避難訓練等を通じて津波避難計画の実効性を検証し、継続的な更新を実施(高知新港) ↑ 津波避難計画策定(高知新港内港、須崎港、宿毛湾港)	H26年度 ↑ 津波避難計画策定(高知新港内港、須崎港、宿毛湾港)		津波避難計画を策定し、定期的な訓練等を実施することで、港湾で働く人々や利用者の避難意識の向上と早期の避難行動につながることに よる死傷者の減少

2-15 津波避難路・避難場所の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
津波から安全に避難できるよう津波避難計画をもとに、市町村（一部は県、事業者）が国の事業や県の補助金を活用して避難路や避難場所等の確保を進めます。	①	市町村が行う避難空間の整備に対して補助を行い支援します。また、県有施設への避難施設整備を行います。	L2	公助	津波避難計画	市町村 県	南海地震対策 都市計画課
	②	農村地域において避難タワーを整備をします。	L2	公助	津波避難計画	県	農業基盤課
	③	漁村地域において市町村が行う避難路・避難場所の整備に対して補助を行います。	L2	公助	津波避難計画 地震防災緊急事業5 箇年計画	市町村	漁港漁場課
	④	急傾斜地崩壊対策擁壁へ避難階段等の整備を行います。	L2	公助	津波避難計画	県	防災砂防課
	⑤	民間事業者が、従業員と地域住民の生命を守る津波避難施設の整備を行う場合に、その経費の一部を助成します。	L2	自助 公助	津波避難計画	事業者 市町村	商工政策課
	⑥	避難先の選択肢の一つとして、津波避難シェルターの検討を進め、実用化を目指します。	L2	公助	津波避難計画	県	南海地震対策課
	⑦	沿岸道路通行時に緊急的に避難できるよう、既道路敷内で可能な場所について、山側法面への階段等を設置します。	L2	公助	-	県	道路課
	⑧	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画に基づき、避難路・避難場所・誘導標識等を整備します。	L2	自助 公助	高知新港振興プラン	事業者 県	港湾・海岸課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	H27年度	
①	避難路・避難場所の整備の支援 (安全な一時避難場所の確保の完了)	これまでの実績			津波からの県民の生命の確保
		整備済の避難空間数 (H25.3見込)			
		自然地形の避難場所 361箇所	整備数 1,033箇所	整備数 1,354箇所	
		避難タワー 15箇所	整備数 87箇所	整備数 106箇所	
	避難ビル指定 178箇所		指定数 300箇所		
	避難階段等の整備7施設	1施設整備	必要に応じて整備	必要に応じて検討を継続	

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	農村地域における津波避難タワーの整備 (8基整備)	3基整備(H24末)	4基整備 (四万十町,安芸市) (安芸市,南国市)	4基整備 (安芸市,南国市)	計画期間以降 計画策定中(香南市)	津波からの県民の生命の確保
③	漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援 (7地区完了(全11地区))	2地区完了(H24末) (安田地区、古満目地区)	7地区完了 (竜・井尻、宇佐、上ノ加江、佐賀、志和浦、周防形、柏島)		2地区H28完了予定 (羽根、橋浦)	
④	急傾斜地などにおける避難路や避難場所等の整備 市町村が整備を検討中の50箇所から選定	避難階段整備着手 2箇所(H24末)	30箇所 必要に応じて整備を検討		市町村からの整備要望箇所に対して整備 を検討	
⑤	民間事業者が行う津波避難施設整備の支援	民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金の創設 (H24) 3件整備(H24)	助成制度の市町村への周知、 個別企業訪問等の実施 津波避難施設の整備の促進			
⑥	津波避難シェルターの実用化	シェルターの構造、設計法の検討	詳細設計 施工			
⑦	道路法面への緊急避難階段等の整備 (整備計画を策定しH27末までに完了)	モデル実施 山手側階段等2箇所 津波浸水予測を受け設置可能 箇所の洗い出し	津波浸水予測公表を受け整備計画の策定 山手側階段設置の推進	整備目標:100%		道路利用者の津波避難の円滑化
⑧	港湾の堤外地における避難路、避難場所等の整備	高知新港振興プラン策定 津波避難対策概略決定(高知新港)	高知新港避難施設整備・高知新港における避難路・避難場所等の整備計画の策定			港湾における避難困難地域の解消と、港湾従事者や利用者の早期の避難行動につながるることによる、死傷者の減少 津波避難場所を兼ねた高台企業用地の確保により、企業の津波に対する懸念が解消され、企業誘致の促進に寄与

2-16 避難路・避難場所の安全の確保

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
避難路の閉塞によって津波や火災からの避難に支障がでることがないよう、ブロック塀の倒壊防止や老朽住宅の事前除去などの安全対策や、避難場所の安全対策を進めます。	①	ブロック塀等の点検方法の周知を行うとともに、市町村を通じてブロック塀等の安全性の確保のための補助を行い支援します。	共通	自助 共助	津波避難計画	県民	建築指導課 住宅課
	②	緊急輸送道路や避難路に面している倒壊の危険性の高い老朽住宅の除却を行う市町村に対して補助を行う支援します。	共通	共助 公助	—	県民 市町村	住宅課
	③	山地災害危険地に近接する避難路や避難場所の安全確保を行います。	共通	公助	津波避難計画	県	治山林道課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	ブロック塀等の点検方法の周知 ブロック塀の安全対策の支援 (安全対策実施数 1,500件)	安全対策実施済数 45件 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 (ブロック塀耐震対策事業を追加H24)	550件(累計)	1,050件(累計)	1,550件(累計)	安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施と、避難場所の安全を図ることによる被災者の減少
②	老朽住宅の除却の支援 (除却数 250棟)	支援制度の策定(H23)	50棟	150棟(累計)	250棟(累計)	必要に応じて安全対策の実施を継続 引き続き老朽住宅対策の支援を検討
③	山地災害危険地における避難路・避難場所の安全確保	2箇所対策実施 避難路・黒潮町浮鞭 避難場所：室戸市市当	1箇所実施 (室戸市津呂)	事業計画に基づき 避難路や避難場所 の保全対策を実施	事業計画に基づき 避難路や避難場所 の保全対策を実施	山地災害危険地に近接する避難路や避難場所を把握 地元市町村等と山地保全対策について協議し、事業計画を作成

2-17 重要港湾の防波堤等の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の防波堤を、津波に対して粘り強い構造へ整備・改良します。	①	高知港、宿毛湾港について、国直轄事業による第一線防波堤の延伸と、津波に対して粘り強い構造への改良を進めます。	共通	公助	—	国	港湾・海岸課
	②	須崎港の津波防波堤を、粘り強い構造とするとともに、防潮施設の改良を進めます。	L1	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	国 県	港湾・海岸課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	高知港の防波堤整備・改良 (東第1防波堤L=41m延伸(H26概成)) 宿毛湾港の防波堤整備・改良 (池島第2防波堤L=291m延伸(H27概成))	高知港南防波堤L=1,000m整備済 東第1防波堤L=859m整備済 (H24末) 池島第2防波堤 L=89m概成 (H24末)	(国直轄事業により対策を実施) 東第1防波堤L=900m概成 (L=41m延伸) (上部コンクリート工) 南防波堤・東第1防波堤の延伸粘り強い化 (国直轄事業により対策を実施) L=187m概成 L=284m概成 L=380m概成 (L=98m延伸) (L=97m延伸) (L=96m延伸)	H25年度 H26年度 H27年度	延伸の継続及び粘り強い構造への改良 粘り強い構造への改良(予定)	重要港湾3港の第一線防波堤(須崎港は津波防波堤)の整備を進めることで、港内の水位上昇を遅らせることによる避難時間の確保 防潮堤を粘り強い構造へ改良し、また、陸こうの動力化を進めることによる、津波からの人命・財産の保護
②	須崎港の津波防波堤を粘り強い構造へ改良 (粘り強い化L=1,420m) 陸こうの動力化 (6門整備(H27完了))	津波防波堤1,420m概成(H24末) (粘り強い化は未整備) 防潮堤6,568m整備済(H24末) 陸こう動力化 全10門中4門完了(H24末)	(国直轄事業により「粘り強い化」対策を実施) 陸こう動力化 2門 陸こう動力化 2門	H25年度 H26年度 H27年度	対策の継続 防潮堤の嵩上げ等の対策を検討	

2-18 海岸等の地震・津波対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
本県の経済機能が集中している浦戸湾をはじめ、復興拠点となる港湾、空港、緊急輸送路などの機能の集中する県中央部の海岸を中心に、海岸堤防等の津波対策を進めます。	①	高知港海岸(浦戸湾)において、国が実施する湾口部対策と湾内の護岸改良(耐震・液状化対策)を組み合わせた地震・津波対策を進めます。	L1	公助	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業5箇年計画	国 県	港湾・海岸課
	②	県中央部の海岸(十市前浜海岸・直轄高知海岸・宇佐漁港海岸)において、海岸堤防の補強(液状化対策)を実施します。	L1	公助	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業5箇年計画	国 県	港湾・海岸課
	③	県内の海岸堤防の耐震性や高さを評価し、必要に応じて対策を実施します。	L1	公助	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業5箇年計画	県	港湾・海岸課
	④	県内の保安施設堤防の耐震性や高さを評価し、必要に応じて対策を実施します。	L1	公助	—	県	治山林道課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度 H27年度	
①	国直轄湾口部対策 国管理護岸、防潮堤の耐震化(液状化対策)	対策検討調査実施(H24) 海岸保全施設の耐震照査(H22)	国において湾口部対策の工法、実施時期を検討中 高知県海岸耐震化計画を作成し、耐震工事を推進 若松工区に着手	計画期間以降	地震発生時の堤防・防潮堤の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興
②	国直轄海岸堤防の耐震化(液状化対策) 国管理防潮堤耐震化	護岸、防潮堤整備 仁ノ工区 全延長(1,590m)完了 海岸保全施設の耐震照査(H24)	国直轄事業により対策を実施 新居工区に着手 高知海岸耐震化計画を作成し、耐震工事を推進 十市前浜海岸・宇佐漁港海岸に着手	耐震化の継続 時期 未定 十市前浜海岸 L=4,612m(全体予定) 高知海岸 L=13,341m(全体予定) 宇佐漁港海岸 L=4,911m(全体予定)	
③	国管理護岸、防潮堤耐震化(液状化対策)	海岸保全施設の耐震照査(H24)	高知海岸耐震化計画を作成し、耐震工事を推進	耐震化の継続	
④	保安施設堤防の耐震化(液状化対策)	保安施設堤防の耐震照査(H24)	耐震化計画を作成し、耐震工事を推進	耐震化の継続	

2-19 河川等における津波浸水対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
河川堤防の機能を維持し、津波による被害を軽減するとともに、すみやかに内水を排除できるよう、堤防の耐震化と水門・排水機場の整備を進めます。	①	重要度の高い河川(鏡川、国分川等)の堤防の耐震化を実施します。	L1	公助	地震防災緊急事業 5箇年計画	県	河川課
	②	水門・排水機場の開閉部からの津波の侵入を防ぐため、施設の自動降下化・耐震化を実施します。	L1	公助	—	県	河川課
	③	河川の排水機能の確保のために排水機場の耐水化を実施します。	L1	公助	—	県	河川課
	④	重要度の高い河川の堤防の嵩上げに向け、調査・設計を実施します。	L1	公助	—	県	河川課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	河川堤防の耐震化 (2.55km完了(鏡川左岸・国分川右岸等))	浦戸湾内の河川44.8km中 7.6km実施済み(H24末)	H25年度 江ノ口川と鏡川に挟まれた市街地を守る 0.85km完了 重要区間1工区 完了	H26年度 0.85km完了	H27年度 0.85km完了	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧着手
②	浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化 (3機場完了)	全4機場耐震化に着手(H24)	4機場耐震化 (完了)	鹿兒川排水機場 本江田川排水機場 下田川排水機場 3機場耐水化完了	残34.6kmについて 整備を継続する	
③	高知港における排水機場の耐水化 (1機場完了)	全5機場中4機場完了(H24末)	江ノ口川排水機場 耐水化 1機場 (完了)		鹿兒第2排水機場 の整備を継続する	
④	河川堤防の嵩上げの調査・設計	—	調査・設計		重要度の高い河川 から、河川堤防の 嵩上げに着手する	

2-20 陸ここの常時閉鎖の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
津波の浸水による被害軽減や避難時間の確保のため、地元の利用者等と協議を行い、海岸などの陸ここの堤防等に設けられた門扉の常時閉鎖(コンクリート閉鎖、施錠閉鎖、利用時のみ開放)を進めます。	①	県管理海岸保全区域内堤防の陸ここのについて、地元の利用者等と協議し、必要に応じて階段の設置等を行い、常時閉鎖を推進します。	共通	公助	—	県	港湾・海岸課
	②	保安施設堤防の陸ここのについて、地元の利用者等と協議し、必要に応じて階段の設置等を行い、常時閉鎖を推進します。	共通	公助	—	県	治山林道課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	〔県管理海岸保全区域内〕(土木部所管) 陸ここの常時閉鎖の推進 (60箇所閉鎖)	閉鎖数 541箇所(46.1%)(H24末) (全1,173箇所中541箇所完了)	H25年度 常時閉鎖に向けた利用者協議 常時閉鎖計画 H24-25(目標601箇所完了) 60箇所実施 H26年度以降の常 時閉鎖計画策定	H26年度 新計画による閉鎖	H27年度 陸ここのコンクリート閉鎖をはじめとした常時閉鎖増のため地元協議を継続、利用時のみ開放箇所の常時閉鎖の徹底	陸ここの常時閉鎖箇所数を増加させることで、津波の浸水地域の縮減や避難時間の確保につながり、死傷者を抑え、家屋等の被害を減少
②	〔保安施設堤防〕(林業振興・環境部所管) 陸ここの常時閉鎖の推進 (34箇所閉鎖)	閉鎖数22箇所(H24末) (全閉鎖数69箇所中22箇所完了)	H25年度 地元利用者等との協議	H26年度 7箇所実施	H27年度 15箇所実施	H30迄に全箇所の閉鎖を完了

2-21 津波による漂流物対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。	①	津波の際に漂流物となる、沈没船の処分を実施します。	共通	公助	—	県	漁港漁場課
	②	港湾及び海岸の漂流物を防止する津波バリアー等の検討を継続するとともに、コンテナ、木材等の野外地蔵置貨物の流出防止対策の検討を行います。	L1	公助	—	国 県	港湾・海岸課
	③	沿岸部に貯留する材木(丸太)の流出防止策について検討を行います。	L1	自助	—	県	木材産業課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	沈没船の処分 (72隻処分(H26完了))	19隻処分(H24末) (全91隻中19隻処分完了)	33隻処分	39隻処分	(完了)	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化
②	港湾及び海岸の津波漂流物対策の推進	須崎港(津波バリアー、原木固縛) 野見海岸(津波バリアー) (H24末)	津波バリアーの現地耐久性試験の継続	対象港湾・海岸、対策工法の検討	国の検討状況等を見極めながら、対応策を決定し、必要な対策を順次実施	
③	沿岸部に貯留する材木(丸太)の流出防止策についての検討	県外の事例について情報収集 県内4団地を対象とした現状の把握	効果的な防止策について検討			

2-22 高台移転に向けた取り組み

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
事前復興の観点から、産業基盤や公的施設等の高台等へ移転を進め、津波による人命などの被害を軽減させる。	①	高台への集団移転について理解を深めるため、地域での勉強会を開催します。	L2	公助	—	県	南海地震対策課 都市計画課
	②	地震や津波に強い産業基盤づくりを進めるために、高台での工業団地の開発を進めるとともに、次の開発候補地の条件整備や適地調査を行います。	L2	公助	—	県 市町村	企業立地課
	③	保育所・幼稚園等の高台移転の検討や、高台移転に伴う施設整備に対して補助を行います。	L2	自助	—	市町村 私立保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
	④	社会福祉施設等の高台移転を進めるため、モデル施設を選定し、高台移転に向けた具体的検討を行い、その結果を他施設へ周知を行います。 また、社会福祉施設等が、津波浸水対策として高台移転等を行う場合の施設整備に対して補助を行います。	L2	自助	—	社会福祉法人	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	
①	地域における高台移転の勉強会開催	平成24年度開催市町 黒潮町(4回)、室戸市・東洋町(1回) 香南市(1回)	勉強会の開催	H27年度 希望する地域には、引き続き開催	生命の安全の確保と財産や地域コミュニティを津波から保護
②	津波浸水被害のない高台の工業団地開発 (開発面積 20ha)	香南工業団地の開発(H19～) 開発候補地の決定(高知市) その他の開発候補地の検討 (適地調査の実施)	香南工業団地の完成(7.9ha完成) 分譲・移転開始 高知一宮団地の開発(約5ha) 調査、市町村との協議、開発着手	取り組みの継続	早期の産業活動の復旧
③	保育所・幼稚園等の高台移転等の検討の支援 保育所・幼稚園等の高台移転に伴う施設整備への補助	検討経費への補助実施 平成24年度実績 1町	検討経費に対する補助を実施 補助制度の創設 高台移転に伴う施設整備への補助を実施	取り組みの継続	津波から子どもたちの生命の安全を確保
④	社会福祉施設の高台移転等の検討 社会福祉施設の高台移転等の検討の支援	モデル施設を10箇所・15施設を選定し、高台移転等の検討を実施 高台移転等のモデル施設による検討の結果、平成25年度に6施設について具体的に対策を検討	検討結果の社会福祉施設への周知 高台移転等を希望する施設の移転等への補助を実施 6施設(予定)	取り組みの継続 特措法の制定など国による制度ができるまで、引き続き施設移転への補助を実施	津波から施設利用者や職員の生命の安全を確保

2-23 燃料タンク等の安全対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震や津波による燃料タンク・高圧ガス施設等の転倒・流出による、火災などの二次被害を防止するため、事前の安全対策を進めます。	①	タナスカ地区等の石油・ガス施設の地震・津波対策のあり方について有識者を加えた検討会を立ち上げ、検討を行います。	L2	自助 公助	—	事業者 国 県 市町村	危機管理・防災課 南海地震対策課 消防政策課
	②	2kl未満の農業用燃料タンク対策として、国や県の補助事業により、重油流出防止装置付きタンク設備や重油代替暖房機の導入を支援します。	L1 L2	自助	—	農業協同組合等	産地・流通支援課
	③	漁業用屋外燃油タンクの減炎対策工法の検討を行います。い、県内34施設の対策方針策定の支援を行います。	L2	自助	—	漁業協同組合等	漁業振興課
	④	港湾内に設置された燃油タンクについて、関係機関等と連携して対策手法を検討し必要な対策を実施します。	共通	自助	—	事業者	港湾・海岸課
	⑤	高圧ガス施設について、設備の耐震化と被災時の対応力の向上を図るため、事業者に対して保安対策に関する研修会を開催します。	共通	自助	—	事業者	消防政策課
	⑥	車両火災対策について、消防試験研究センターの研究結果や国の動向などについて情報収集を行います。	共通	公助	—	県	消防政策課 南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		これまでの実績	H25年度	H26年度	
①	石油・ガス施設の安全対策検討 現状の把握、課題の抽出、対策の検討を行う	—	検討会開催(3回) 対策の実施	—	被害想定を踏まえた地震・津波被害を防止・軽減するための対策の方向性を見出すことで、二次被害の防止につなげる

2-24 市街地における火災対策

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
市街地で火災が発生した場合を想定した対応を検討するとともに、大規模な火災の可能性のある重点密集市街地において、市町村がその環境改善や安全性の確保に取り組み、公共事業等の実施のための技術的な支援や国との調整などを行います。	①	市街地火災からの避難場所の検討を行います。	共通	公助	—	市町村	危機管理・防災課 南海地震対策課 消防政策課 都市計画課
	②	住宅市街地総合整備事業を活用して密集市街地解消を促進します。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	市町村	住宅課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	市街地火災からの避難場所の検討	—	H25年度 課題の整理 現状の調査	H27年度 対応策について検討	市街地火災による被災を防止
②	住宅市街地総合整備事業の促進 【参考】 重点密集市街地における 不燃領域率40%以上の区域を90%確保(H32)	重点密集市街地における不燃領域率40%以上が確保された区域62.4%	都市再生住宅設計 下島町地区用地買収開始	都市再生住宅建設 工事着手(59戸) 中須賀町地区用地買収開始	市街地火災の延焼防止

2-25 土砂災害対策

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地すべり対策事業の実施など、地震による土砂災害を未然に防ぐことで人的・物的被害を軽減するとともに、孤立地域の発生を抑えます。あわせて、危険箇所の周知や避難場所の検討など地域での避難体制づくりを進めます。	①	土砂災害危険箇所の防災施設整備や、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、地域の避難体制作りを実施します。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県 市町村等	防災砂防課
	②	農地保全に係る地すべり防止対策を実施します。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	農業基盤課
	③	山地災害危険地区の地すべり防止対策を実施します。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	治山林道課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	通常砂防、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策事業の実施 (30箇所概成)	概成箇所数 53箇所(H24末)	10箇所概成	10箇所概成	10箇所概成	土砂災害による被害の軽減と孤立 集落の発生防止
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (3,000箇所指定)	指定箇所数 5,633箇所(H24末) 全18,112箇所中5,633箇所指定済	1,000箇所指定	1,000箇所指定	1,000箇所指定	
②	説明会及び防災学習会の開催 (9,000人参加)	のべ参加者数 12,611人(H24末)	3,000人参加	3,000人参加	3,000人参加	土砂災害による被害の軽減と孤立 集落の発生防止
	深層崩壊による河道閉塞(天然ダム)を想定した 避難訓練及び情報伝達訓練(3回実施)	馬路村において避難訓練及び 情報伝達訓練を実施(H24.9)				
③	農地保全に係る地すべり防止対策の実施 (3箇所概成)	概成箇所数 48箇所(H24末) (全55箇所中)	1箇所概成	1箇所概成	2箇所概成	土砂災害による被害の軽減と孤立 集落の発生防止
	山地治山事業による地すべり対策事業の実施 (3箇所概成)	概成箇所数 9箇所(H24末) 全36箇所中9箇所概成	1箇所概成	1箇所概成	2箇所概成	

2-26 ダム等の耐震化

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震によるダムの倒壊を防ぐため、各管理者におけるダムの耐震照査を行い、必要に応じて対策等を行います。	①	県が管理するダムについて耐震照査を行い、安全性を確認します。	L2	自助	—	県	河川課
	②	国や各事業者が管理するダムにおける耐震照査に関する情報の収集を図ります。	L2	自助	—	国 事業者	河川課
	③	公営企業が管理するダム、発電施設及び工業用水道施設について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施します。	共通	自助	—	県	電気工水課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県管理ダムにおける耐震照査 (全6ダムのうち2ダム) 必要に応じて耐震補強を検討	耐震診断 永瀬ダム、鏡ダム (全6ダムのうち2ダム実施中)	耐震診断2ダム (永瀬ダム、鏡ダム) 他 他のダムについて検証を検討	耐震診断結果に基づき耐震補強を検討・実施	計画期間以降	ダム下流域の安全と、事業を継続 することによる電力や工業用水などの ライフラインの確保
②	国管理ダムにおける耐震照査結果の情報収集 (全2ダムのうち2ダム) 事業者管理ダムにおける耐震照査結果の情報収集 (全15ダムのうち4ダム) <small>※魚梁瀬ダムは、2003年公表の東海・真南海・南海地震の強揺動波形による診断を実施済み</small>	耐震診断 大渡ダム、中筋川ダム (全2ダムのうち2ダム実施中) 耐震診断 早明浦ダム、魚梁瀬ダム他 (全15ダムのうち4ダム実施中)	耐震診断2ダム (大渡ダム、中筋川ダム) 耐震診断結果に基づき対策を検討 耐震診断4ダム (早明浦ダム、魚梁瀬ダム他) 耐震診断の継続及び他のダムについて検証を検討			
③	公営企業局管理ダムにおける耐震照査 (杉田ダム・吉野ダムの耐震照査/全2ダム) 耐震診断 (8施設の耐震診断) 必要に応じた耐震補強	耐震診断 杉田ダム・吉野ダム (一部検討済:対象地震の選定等) 耐震診断 7施設(H16-H24)	耐震診断2ダム (杉田ダム・吉野ダム) 耐震診断1施設 永瀬発電所水圧鉄管他 耐震診断 7施設 耐震診断1施設 耐震診断結果に基づき耐震補強を実施			

2-27 ため池の地震防災対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
ため池下流域の住民の安全を確保するために防災上特に重要な123池について耐震性を検証するとともに、老朽化が進行し決壊の恐れがあるため池の整備補強工事を進めます。	①	堤高15m未満のため池については国の設計基準(ため池)に基づき検証し、堤高15m以上のため池についてダム設計基準を準用して検証します。	L1 L2	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	農業基盤課
	②	堤高15m未満のため池については国の設計基準(ため池)に基づき整備補強工事を実施し、堤高15m以上のため池についてダムの設計基準を準用して整備補強工事を実施します。	L1 L2	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県	農業基盤課

【詳細】

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	<p>【対応レベルL1】(防災上特に重要な122池) 国の設計基準(ため池)に基づく検証の実施 (25池実施)</p> <p>【対応レベルL2】(上記122池のうち堤高15m以上の17池) ダムの設計基準を準用しての検証の実施 (14池実施)</p>	123池中98池検証実施(H24末)	<p>H25年度 21池実施</p> <p>H26年度 4池実施</p> <p>H27年度 1池実施</p> <p>3池実施(ため池の整備補強工事に併せて実施)</p>	<p>H25年度 11池実施 (うち1池は整備補強工事に併せて実施)</p> <p>H26年度 2池実施 (ため池の整備補強工事に併せて実施)</p> <p>H27年度 1池実施</p>	<p>3池実施(ため池の整備補強工事に併せて実施)</p> <p>4池の整備完了</p>	<p>目標の達成によって 得られる効果(アウトカム) ため池下流域の住民の安全と復旧時の農業用水の確保</p>
②	<p>【対応レベルL1】 堤高15m未満のため池について国の設計基準(ため池)に基づく整備補強工事を実施 (3池実施)</p> <p>【対応レベルL2】 堤高15m以上のため池についてダムの設計基準を準用して整備補強工事を実施 (3池実施)</p>	全27池中20池の整備完了(H24末)	<p>H25年度 1池の整備完了</p> <p>H26年度 2池の整備完了</p> <p>H27年度 2池の整備完了</p>	<p>H25年度 3池の整備完了</p> <p>H26年度 4池の整備完了</p> <p>H27年度 4池の整備完了</p>	<p>4池の整備完了</p> <p>4池の整備完了</p>	

2-28 文化財の地震対策の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
文化財の保全を図るため、耐震化等の地震津波対策を進めます。	①	文化財建造物の耐震基礎調査に基づき耐震対策を進めます。	共通	自助	—	文化財所有者	文化財課
	②	文化財に対する防災意識向上に努めるとともに、文化財津波現状調査に基づいた津波対策を進めます。	共通	自助	—	文化財所有者	文化財課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	文化財建造物の耐震対策の検討及び実施の支援	文化財建造物耐震基礎調査の実施(H21:17件、H24:10件) H21年調査で課題のあった高知城黒鉄門の調査・検討	基礎調査結果の所有者への説明 調査結果で課題のある建造物への耐震対策検討	耐震対策支援(補助等)の実施	対策の継続	地震の揺れから文化財建造物の倒壊を防ぎ、次代へ継承
	文化財所有者への啓発	文化財防災マニュアルの検討(H24)	防災マニュアル作成とそれに基づく文化財所有者への啓発			地震や津波から文化財を守り、次代へ継承
	文化財の津波対策の支援	津波現状調査の実施(H24:26件)	浸水区域にある文化財の所有者への寄託要請等の推進		対策の継続	
②	文化財の災害復旧体制整備		市町村や文化財所有者との防災連絡体制の整備 災害復旧体制作りに向けた情報収集	災害復旧体制の構築		

2-29 防災関係の製品、技術の地産地消・研究開発、産業育成の促進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
防災に関する研究開発や防災関連産業を育成することで、減災や被災者への支援に寄与します。	①	地域の実情を踏まえた防災関連製品の試作開発や、有識者との情報交換・専門家による技術的サポートを強化し全国に通用するものづくりを推進します。また、県内製品や技術を活用した地震対策技術の展示PR、公的調達を推進、メイドイン高知の防災製品の外商活動支援などを行います。	共通	公助	-	県 市町村 事業者	工業振興課
	②	産学官の連携により、津波被害を軽減する技術の開発を進めるとともに、機能性を持った保存食の開発などに取り組みます。	共通	公助	-	県 事業者 大学等	新産業推進課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	県内防災関連製品や技術の地産地消の促進 (全市町村役場への県内製品の導入率 100%)	「KOOCHI防災関連製品GUIDE」を作成(県内32社・42製品・技術) 防災関連製品認定制度を創設し42件の製品・技術を認定 ものづくり地産地消補助金(防災枠)による試作開発の支援(22件申請、16件採択)	展示会等での防災関連製品のPRや技術の県内への導入の促進			地産地消による地震対策の推進
	県内防災関連製品や技術の開発支援	防災関連製品認定制度を創設し42件の製品・技術を認定 ものづくり地産地消補助金(防災枠)による試作開発の支援(22件申請、16件採択)	市町村役場への導入率100%	市町村役場への導入率100%	取り組みの継続	
	県内防災関連製品や技術の販路拡大	防災訓練等の会場に展示コーナーを設置しPR(県内23会場(16市町村)延べ223社PR)、県外展示会出展(4ヶ所・延べ28社)	防災関連製品や技術の販路開拓・販売拡大			
②	産学官連携による津波被害軽減と浸水の解消時間を大幅に短縮する技術の開発	県内企業の技術を利用した防波堤補強対策の開発等	実用化研究 (商品化レベルに達した技術から順次 事業化)	事業化研究 (商品化レベルに達した技術から順次 事業化)		人的被害と経済損失、産業活動の停滞を最小限に抑制
	防災食品(機能性保存食)の開発	研究開発・事業化の体制づくり	実施体制づくり、製品の開発・改良、販路の開拓等	事業化研究 (商品化レベルに達した技術から順次 事業化)	取り組みの継続	疾患等を持つ被災者の被災時の生活支援

3-1 情報の収集・伝達体制の整備と情報通信の安全性の確保

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時の応急活動、復旧復興の基本となる災害時の情報を、適切に収集、伝達、共有していくため、総合防災情報システムや各種の県庁情報インフラを整備し、被災者や県民への迅速な情報発信を行うとともに、早期の業務再開にむけた取り組みを進めます。	①	県の総合防災情報システムを充実させて更新し、職員の安否確認情報を迅速に収集できるよう、携帯端末を利用した安否確認システムを導入します。	共通	公助 自助	—	県	人事課 危機管理・防災課
	②	市町村の通信手段の状況を把握し、通信の多重化に向けた整備を進めます。	共通	公助	地震防災緊急事業 五箇年計画	県 市町村	危機管理・防災課
	③	高知県庁ホームページを地震発生後に迅速な情報提供ができる、災害時に利用しやすいものとし、情報発信体制を整備します。	共通	公助	高知県情報化計画 2015 高知県庁内情報システム最適化計画	県	広報広聴課
	④	災害からネットワーク等を守るために、庁内クラウドの整備や災害時における情報通信ネットワーク運用維持、高知県情報ハイウェイの震災対策を推進します。	L2	自助	高知県情報化計画 2015	県	情報政策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	高知県総合防災情報システムの更新 (H25年度更新完了)	システム実施設計(H24)	システム更新完了 運用開始	システム更新完了 運用開始	情報の収集・伝達手段の確保と災害時の情報の共有
	県職員を対象とした携帯端末を利用した安否確認システムの導入	システムの仕様書作成(H24)	システムの開発、 訓練の実施 運用開始	システムの運用 システムの運用	

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	<p>県及び市町村の情報伝達手段の多様化</p> <p>情報伝達訓練の支援</p>	<p>防災行政無線システム携帯型無線機整備(H24)</p>	<p>H25年度 防災情報メディアマップのデータベース化</p> <p>H26年度 ①県と市町村が情報伝達の状態を把握し、現状、課題及び今後の対応を整理②市町村は、対応方針を地域防災計画等に位置付け③市町村は、計画に基づき機器を整備</p> <p>H27年度 実践的訓練の立案と継続した訓練の実施</p>	<p>計画期間以降 訓練の継続</p>	<p>情報の収集・伝達手段の確保と災害時の情報の共有</p>	
③	<p>県庁ホームページの再構築 新総合防災情報システムとの連携、庁内クラウドへの移行 (平成25年度再構築完了)</p>	<p>再構築に向けた検討の実施</p>	<p>H25年度 再構築完了</p> <p>H26年度 運用開始</p> <p>H27年度 運用の継続</p>	<p>運用の継続</p>	<p>災害時の情報共有と情報発信手段の確保</p>	
④	<p>庁内クラウドシステムの整備 (H26までに約50システムをクラウドへ移行)</p> <p>情報システム部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定</p> <p>高知県情報ハイウェイの震災対策 (アクセスポイントの浸水対策の完了、電気通信事業者との被災時の対応について覚書・協定書等の締結)</p>	<p>20システムを移行済み(H24)</p> <p>アクセスポイントの浸水対策等について検討、協議</p>	<p>H25年度 26システム移行完了</p> <p>H26年度 次期クラウドの仕様の検討</p> <p>H27年度 ICT-BCPの策定</p> <p>完了)</p> <p>アクセスポイントの点検</p> <p>アクセスポイントの対策検討、対策実施</p> <p>完了)</p> <p>BCP、被災時の復旧方針について協議</p> <p>完了)</p>	<p>次期クラウドへの移行</p> <p>完了)</p> <p>完了)</p> <p>完了)</p>	<p>ネットワーク及び情報システムの確実な復旧による業務再開の早期化</p>	

3-2 応急対策活動体制の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震発生後の、県の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための資機材整備を行います。	①	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領に基づき災害対策本部体制の強化を図ります。	共通	公助	—	県 防災関係機関	危機管理・防災課
	②	初動時に必要となる本庁要員等を確保するための待機宿舍を整備します。	共通	公助	—	県	危機管理・防災課
	③	職員の不足に備え、行政経験のある県退職者の協力体制を検討します。	共通	公助	—	県	人事課 危機管理・防災課 南海地震対策課
	④	浸水域での救出活動に備え、資機材整備や民間企業が所有するボートの活用を進めます。	共通	公助	—	県	警察本部警備第二課 南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の検証 災対本部事務局の対応業務のマニュアル作成 災害対策本部震災対策訓練の強化 災対本部事務局の初動対応訓練(2回/年) 災対本部図上訓練(1回/年)	H25.3 高知県南海トラフ地震応急対策活動要領(案)の策定 初動対応マニュアル(案)の作成 H25.2 図上訓練の実施	H25年度 要領・対応マニュアルの策定	H26年度 要領・対応マニュアルの検証・見直し	計画期間以降 継続的な訓練の実施と計画の検証	職員の災害対応能力の向上を図る ことによる、迅速な応急活動の実施
②	職員待機宿舍の整備 初動要員の近傍居住	—	旭職員住宅改修工事 (完了)	職員近傍居住実施		職員を本庁舎の近傍に居住させることにより、災害対策本部、災害医療対策本部等、初動時に必要となる要員を確保し、迅速な応急対策活動を実施
③	県退職者の協力体制の検討	—	協力体制の検討	検討状況により県退職者の事前登録		人員を確保することによる、円滑な 応急活動体制の実施
④	救助用ボートの整備 (7艇配備) 民間企業が所有するボートの活用	救助用ボート配備 83艇(H24) 83艇中22艇がFRP製ボート	7艇配備	被害想定結果により増強配備を検討		装備資機材の充実や協力体制を図 ることにより、円滑な救助救出活動 の実施

3-3 総合防災拠点の整備

[概要]

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
県外からの消防や警察、自衛隊などの応急救助機関や医療救護チーム、支援物資等を円滑に受け入れ、速やかな被災地支援を行うため「総合防災拠点」の整備を進めます。	①	運営マニュアルの策定と防災訓練によって、総合防災拠点の運営体制の確立を図ります。	共通	公助	—	県	危機管理・防災課
	②	施設や資機材の整備、燃料の確保に向けた検討を進め、総合防災拠点の整備を進めます。	L2	公助	—	県	危機管理・防災課 公園下水道課 生涯学習課

[詳細]

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	総合防災拠点の運営マニュアルの作成	総合防災拠点の決定(場所、機能ほか)(H24)	マニュアル作成	マニュアルの検証		円滑な応急活動の実施 職員の災害対応能力の向上
	総合防災拠点を活用した訓練の実施 通信手段及び機動力確保の検討		訓練の実施・応急救助機関等との協議 通信手段及び機動力確保の検討	訓練の継続		
②	総合防災拠点の整備 〔広域拠点〕 春野総合運動公園 室戸広域公園 宿毛市総合運動公園 高知県立青少年センター 〔地域拠点〕 安芸市総合運動場 高知大学医学部 四万十緑林公園 土佐清水総合公園	総合防災拠点の決定(場所、機能ほか)(H24)	室戸広域公園の屋内運動場(支援物資拠点)の整備(設計)	非常用電源・通信機器整備 医療向けエアテント等の検討・整備 ヘリ燃料確保の検討・施設等への整備		円滑な応急活動の実施

3-4 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備

[概要]

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
①	災害時に早急な応急活動を実施するために、迅速かつ円滑に県外からの応急救助機関を受け入れられることのできる体制を整備します。	①	自衛隊や警察など応急救助機関の受け入れ体制を確立します。	共通	公助	応急対策活動要領	県	危機管理・防災課
		②	緊急消防援助隊の円滑な受け入れ体制を確立します。	共通	公助	緊急消防援助隊受援計画	県	消防政策課
		③	広域緊急援助隊等の円滑な受け入れ体制を確立します。	共通	公助	高知県警察地震災害警備基本計画	県	警察本部警備第二課

[詳細]

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	応急救助機関など応援部隊の受援計画の策定	東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく受援計画は概成(H23.3)		国(内閣府)の要領・各機関の対処計画の検証 ↑ 受援計画の策定	訓練の継続と計画の検証 ↑	受援計画の見直し及び訓練の実施により、発災時に応急救助機関を迅速に受け入れ、早急な応急活動を実施
②	緊急消防援助隊受援計画の見直し 中四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練への参加及び県単位の受援訓練の実施	中国四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練参加(山口県)(H24.11)	受援計画の見直し ↑ 計画の検証・見直し		訓練の継続と計画の検証 ↑	受援計画の見直し及び訓練の実施により、発災時に緊急消防援助隊を迅速に受け入れ、早急な応急活動を実施
③	中・四国合同広域緊急援助隊等訓練への参加及び受援訓練の実施	中・四国合同広域緊急援助隊等訓練参加(岡山県)(H24.11)	訓練の実施(1回/年) ↑ 愛媛県(H25.10予定)		訓練の継続と計画の検証 ↑	訓練の実施により、発災時に広域緊急援助隊等を迅速に受け入れ、早急な応急活動を実施

3-5 ヘリ運航体制の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時に情報収集や救助救出にヘリコプターが有効活用できるように、体制整備を行います。	①	浸水想定区域にある防災ヘリ航空隊基地について最大クラスの津波に対し安全な場所へヘリ基地を整備するとともに、体制整備を行います。	L2	自助	—	県	消防政策課
	②	浸水想定区域にある警察ヘリ基地について最大クラスの津波に対し安全な場所へ基地を整備します。	L2	自助	—	県	警察本部地域課
	③	応急活動を円滑にするため、目印となるヘリサインの設置に対して補助を行い支援します。	共通	公助	—	市町村	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	防災ヘリ航空隊基地の移転整備 消防庁無償貸与ヘリコプターの導入体制整備 災害時における運航体制の検討	高知空港内での整備について 国と協議	基地整備開始	整備完了	基地機能の移転 (完了)	津波被害のない場所へ移転し、災害時の基地の機能を確保 無償貸与ヘリの導入により、迅速な被害状況の把握や救助活動等の実施
②	警察ヘリ基地の場所を検討・整備	整備場所の検討	格納庫・資機材の整備 慣熟訓練→運行開始			地震及び津波による機体の損傷を防ぐことで、発災直後から被害情報の収集、被災者の捜索・救助、物資等輸送が可能
③	ヘリサインの設置の支援 (県補助金を活用し、表示施設の増加を図る)	県有施設へ設置(17箇所)	早期の施設完成を目指す	設置場所の検討(設置基準作成、希望調査)	ヘリサインの設置	ヘリの運航の効率化による円滑な応急活動の実施

3-6 災害時の医療救護活動体制の整備

〔概要〕

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	医療機関の防災対策を進めることで、災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施できる体制の整備を進めます。	①	DMATの整備をはじめとした災害時の医療従事者の確保、広域医療搬送体制の確立、通信手段の確保など医療救護体制を整備します。	共通	公助	高知県災害時医療救護計画	医療機関	医療政策・医師確保課
		②	災害に備えた医薬品の備蓄や災害薬事コーディネータの研修等を進めます。 また、お薬手帳の電子化を進め、平時から服薬情報を管理することで災害時に医療救護の向上を目指します。	共通	公助 自助	高知県災害時医療救護計画	県 薬剤師会	医事薬務課
		③	各市町村の歯科医療機関施設において、訪問歯科診療のための医療機器を整備するとともに、人材育成を行うことで人材確保を行い、災害時に避難所等への歯科医療チームを派遣し、保健衛生活動を実施する体制を整備します。	共通	公助	高知県歯と口の健康づくり基本計画	県 市町村	健康長寿政策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	災害拠点病院すべてに日本DMAT2チーム以上を整備の支援 救護病院の高知DMAT研修の受講の促進(受講率 50%) 救護病院での一般電話回線以外の通信手段確保の支援(確保率 100%)	2チーム以上ある病院の割合 70% (H24) 研修受講率 20% (H24) 確保率 71% (H24)	研修参加旅費の助成等 救護病院への働きかけの強化 通信手段確保への支援(補助) SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の整備 災害医療コーディネータの養成(研修の実施)	100% 受講率 50% 確保率 100%	(完了) 取り組みの継続 (完了) 取り組みの継続	被災者(要医療者)の迅速な救命、救護の実施による人的被害の軽減

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	災害時に必要となる医薬品の備蓄	12医療機関に12,500人分の医薬品を備蓄(H23) 備蓄医薬品の追加(輸液、破傷風トキソイド)(H24)	新想定や流通状況を踏まえた医薬品確保策の検討と実施	↑	↑	県下81名の災害薬事コーディネーターの下、医薬品の手配や配分、支援薬剤師の派遣等がスムーズに行えることによる、被災者の迅速な医療救護の実施 お薬手帳の情報を活用した必要な医薬品の患者への速やかな処方の実施
	災害薬事コーディネーターの委嘱と研修の実施	37名を委嘱(H24)	医薬品流通状況の調査 (完了)	↑	↑	
	電子版お薬手帳の整備の支援		委嘱 44名 (完了)	研修会の開催	↑	
③	災害時に活用できる在宅歯科医療機器整備	在宅歯科医療機器整備(H22～)	在宅歯科医療機器整備 (完了)	↑	↑	被災者(要医療者)の迅速な保健衛生の確保、救護の実施による人的被害の軽減
	災害時拠点となる「在宅歯科連携室」を中心としたネットワーク構築	在宅歯科連携室の設置(H23) 在宅歯科人材育成研修実施(H24:5回)	在宅歯科連携室によるネットワーク形成	↑	↑	
	災害時に活動できる人材の育成		災害時歯科保健医療従事者(在宅歯科人材)育成研修の実施	↑	↑	
	災害時歯科医療対策のための体制整備		災害時歯科医療対策のための情報収集(完了) 情報災害時歯科医療対策の検討	↑	↑	

3-7 遺体に対する対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時の遺体への対応が円滑に行われるよう、検視や火葬に関する対策を推進します。	①	遺体に対する適切な処置を行うために遺体収納袋や検視用装備資機材の購入備蓄、検視場所の選定を行います。	L2	公助	—	県 市町村	警察本部捜査第一課
	②	葬祭用具や遺体の搬送手段等の確保を含む広域火葬計画を策定し、関係団体への周知を行うとともに、各市町村が想定される最大数の遺体に対応できる安置所及び仮埋葬地を選定できるよう、検討を促進します。	L2	公助	—	県 市町村	食品・衛生課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
①	検視用装備資機材の購入備蓄 (4,000体分の備蓄) 検視場所の選定	5箇年計画配備の1/5(1,000体分)備蓄完了 (H24) 検視場所について自治体からの候補地の報告を受理(H24)	検視用装備資機材の購入備蓄	4,000体分の備蓄完了(全体の4/5)	H28年度末までに5,000体分の備蓄を完了	H28年度末までに5,000体分の備蓄を完了	円滑な遺体への対応により、遺体の埋火葬を迅速に実施
②	広域火葬計画の策定 (計画の策定完了及び関係団体への周知) 安置所及び仮埋葬地の選定促進	広域火葬計画原案作成(H24) 安置所・仮埋葬地について市町村からの候補地の報告を受理(H24)	検視場所の選定、市町村等との協議 (土地利用計画との調整)	検視場所の整備	必要に応じた見直し	必要に応じた見直し	
			計画検討協議会で、関係団体への周知の視察し、計画完成	必要に応じて計画の見直し			
			遺体の安置所、仮埋葬地の選定に対する市町村の検討を支援(土地利用計画との調整含む)				取り組みの継続

3-8 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
応急活動を円滑に行うため、予め県職員の食料品や飲料水等の備蓄を進めます。	①	職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	応急対策活動要領	県	総務事務センター
	②	県立学校等の生徒・職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	—	県	学校安全対策課
	③	県警災害警備部隊員の備蓄の整備を進めます。	共通	自助	—	県	警察本部警備第二課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	職員用備蓄の整備 3日分の水・食料・非常用排便袋の計画的な備蓄を行う	職員用備蓄購入計画の策定 (H24)	職員用備蓄購入計画に基づく整備 必要量の5分の1購入 (水、食料)	必要量の5分の1購入 (水、食料)	必要量の5分の1購入 (水、食料)	円滑な応急活動の実施
②	県立中学校・高等学校等の生徒・職員用備蓄の整備 (1～2日分の水・食料の備蓄)	特別支援学校の児童生徒の3日分の水・食料は整備済み	備蓄の整備 必要量全て購入	備蓄の適正な更新・管理 毎年度必要量の4分の1更新	H29必要量備蓄完了 適正な更新・管理の 継続	
③	県警職員の備蓄の整備 (県警全職員3日分の水・食料の備蓄)	県警災害警備部隊員の3日分の水・食料の備蓄は整備済み 平成24年度末備蓄食糧:15,210食 平成24年度末備蓄飲料水:10,140本	備蓄食糧:611食 備蓄飲料水:407本	備蓄食糧:610食 備蓄飲料水:406本	備蓄食糧:610食 備蓄飲料水:406本	
	備蓄の適正な更新・管理		備蓄の適正な更新・管理 (減耗補充)	備蓄の適正な更新・管理 (減耗補充)	備蓄飲料水:2,028本 備蓄飲料水:2,028本	

3-9 災害対応型給油所整備の支援

〔概要〕

	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	応急活動を円滑に行うために燃料等を継続して供給できる体制を整備します。	①	給油所が自家発電設備等を整備する際に要する費用の一部を補助し整備を支援します。	L1	自助	-	事業者	消防政策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)						
①	災害対応型給油所の整備の支援 (災害対応型給油所 38件補助)	県内給油所の現状等調査 (H24)	<table border="1"> <tr> <td>H25年度</td> <td>H26年度</td> <td>H27年度</td> </tr> <tr> <td>13件補助</td> <td>13件補助</td> <td>12件補助</td> </tr> </table>	H25年度	H26年度	H27年度	13件補助	13件補助	12件補助	災害対応型給油所が増えることで、応急救助機関への燃料供給が可能となることによる円滑な応急活動の実施
H25年度	H26年度	H27年度								
13件補助	13件補助	12件補助								

3-10 孤立対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震時に孤立が想定される集落の防災対策の現状を把握するとともに、通信手段やヘリコプターの離着陸場の確保に向けた対策を進めます。	①	緊急搬送や輸送手段の確保のために、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に対して補助を行います。	共通	公助	—	市町村	南海地震対策課
	②	連絡通信手段の確保のために、連絡通信体制などの整備に対して補助を行います。	共通	公助	—	市町村	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	緊急用ヘリコプター離着陸場整備の支援 (新規に30箇所程度を整備)	37箇所整備(H24末まで)	10箇所整備	13箇所整備	8箇所整備	孤立集落への輸送手段の確保
			整備必要箇所の把握		整備の継続	
			整備計画策定の促進(離着陸場として整備が必要な箇所を抽出)			
②	連絡通信体制整備の支援 衛星携帯電話等の配置の支援	集落調査など既存の調査	孤立集落の防災体制の現状の再把握	非常時連絡体制の確保		孤立集落への通信連絡手段の確保
			通信手段・衛星携帯電話等の配置			

3-11 災害時における公共用地利用計画の策定

【概要】

<p>目的</p>	(No.)	<p>県の具体的な取り組みの概要</p>	<p>対応レベル</p>	<p>区分</p>	<p>関連する計画</p>	<p>実施主体</p>	<p>担当課名</p>
<p>応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や県外からの消防や警察、自衛隊などの活動拠点などについて、必要な土地の利用計画を策定します。</p>	<p>①</p>	<p>避難所や応急救助機関の活動拠点、応急仮設住宅、災害廃棄物の一次仮置き場など、災害時に必要な土地の利用調整を進めます。</p>	<p>L1 L2</p>	<p>公助</p>	<p>市町村地域防災計画など</p>	<p>県 市町村</p>	<p>南海地震対策課 食品・衛生課 環境対策課 住宅課</p>

【詳細】

<p>(No.)</p>	<p>取り組み内容 (計画期間の目標)</p>	<p>これまでの実績</p>	<p>計画スケジュール</p>	<p>目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)</p>
<p>①</p>	<p>災害時の公共用地利用計画の策定</p>	<p>(県)最大クラスの地震津波の被害想定(H24) (国)応急対策活動要領の見直し(H24～)</p>	<p>H25年度 避難所の見直し(市町村) 活動要領の見直し(国) 公共用地利用計画の作成 ↑ 随時見直し</p>	<p>計画期間以降 円滑な応急対策の実施 早期の復旧・復興</p>

3-12 避難体制づくりの推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができるための体制づくりを進めます。	①	避難所が安全な場所に立地しているかの見直しや確認を促進します。	L1 L2	公助	—	市町村	南海地震対策課
	②	避難所等が不足した場合に備えて、広域避難の調整を行います。	L1 L2	公助	—	県 市町村	南海地震対策課
	③	避難所運営マニュアルの内容を充実させるとともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練を実施します。	共通	共助	—	県 市町村 県民	南海地震対策課
	④	県立学校における避難所対応マニュアルの策定を行います。	共通	公助	—	県	学校安全対策課
	⑤	被災時には原則として車を使用して避難はしないなど避難時の交通利用について広報誌等での啓発を行います。	共通	自助	高知県交通安全計画	県民	県民生活・男女共同 参画課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	H27年度	
①	避難所の立地状況の確認	避難所の再選定	安全性や収容力等の確認・指定見直し	取り組みの継続	安全な避難所の確保

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	広域避難調整の実施 (広域での避難調整を実施)	—	被害想定を受け避難 所等の過不足を集計	広域での相互支援体制を検討		県内での相互支援の体制の確立に より、広域での避難者の受入が可 能
③	避難所運営マニュアルの内容を充実 (マニュアルの改訂及び周知) 避難所運営訓練(HUG)の普及 (人材の育成 目標値 研修実施年4回) (訓練の普及)	「避難所運営のための手引き」 の作成(H20) HUG訓練研修 1回 (H24) 避難所運営訓練(HUG)の試行	東日本大震災等での 課題も反映したマ ニュアルの改訂	自主防災組織等へのマニュアルの周知 と見直し 訓練研修(年4回)により、訓練実施のためのノウハウを習得 各地で避難所運営訓練(HUG)を実施		事前の備えとして、避難所の円滑な 運営体制の構築
④	県立学校の避難所対応マニュアルの策定 (各学校の避難所対応マニュアル策定率 実数(避難所27校・福祉避難所2校)	独自に避難所対応マニュアル を策定した学校 2校 学校危機管理マニュアルの中 に避難所となった場合の対応 を記載している学校 7校	「県立学校避難所 対応マニュアル」作 成の手引き作成	各学校のマニユア ル策定率100% (29校) 避難所対応マニユ アルの随時見直し		
⑤	被災時の交通利用について啓発活動の実施	ラジオ広報 1回(H25.3)	ラジオ広報 年1回以上/広報誌等での啓発	年1回以上		被災時の交通利用の適切な理解に よる避難時の安全と、緊急通行車 両等の円滑な運行の確保

3-13 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進

〔概要〕

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震・津波による避難者の支援を円滑に行うため、県や市町村により備蓄を行うとともに、民間事業者との協定の締結に取り組み、発災後の支援の混乱をなくすよう、備蓄等の体制の強化を図ります。	①	被害想定に基づいた県・市町村の公的備蓄の計画策定を行います。	共通	公助	—	県 市町村	南海地震対策課 地域福祉政策課	
		②	県備蓄計画に基づいた備蓄を行います。	共通	公助	—	県	南海地震対策課 地域福祉政策課
		③	市町村備蓄計画に基づいた備蓄を促進します。	共通	公助	—	市町村	南海地震対策課 地域福祉政策課
		④	災害時に物資等の優先供給を行えるよう、流通備蓄を確保するため、民間事業者との協定を推進します。	共通	公助	—	県 事業者	南海地震対策課 地域福祉政策課 経営支援課 農業政策課
		⑤	市町村による民間事業者との協定を促進します。	共通	公助	—	市町村 事業者	南海地震対策課 地域福祉政策課
		⑥	備蓄以外による水等の確保を行います。	共通	公助	—	県	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	被害想定に基づいた県・市町村の備蓄計画の検討	最大クラスの地震津波の被害想定(H24)	被害想定に基づく備蓄量・備蓄品目を市町村と検討			早期の被災者支援の実施
②	県備蓄計画に基づいた備蓄の実施	県内で想定される避難者1日分の20%を備蓄(備蓄率100%) ・水 70,500 ^{リットル} ・食料 70,500食	備蓄計画に基づいた備蓄の整備	備蓄の適正な更新・管理	適正な更新・管理の継続	
③	市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進	現備蓄計画に基づく備蓄状況 ・市町村：水32.9%、食料48.2%	市町村の備蓄の促進		働きかけの継続	
④	民間事業者との協定の推進 協定事業者の連携の強化	協定の締結状況 ・水：7協定 ・食料品等：19協定	協定の推進		協定事業者との取り組みの継続	
⑤	市町村による民間事業者との協定の促進	市町村(食料等)の協定状況 ・176協定	協定締結の調査、市町村へ協定の締結を促進		働きかけの継続	
⑥	備蓄以外による水等の確保の検討	—	災害用井戸の確保や浄水器の備蓄の検討			

3-14 被災者支援のためのシステム整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者が安全な避難生活を過ごすことができるよう対策を推進します。	①	災害発生時に、被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興につなげるために、被災者支援システムの市町村への導入を支援します。	共通	公助	—	市町村	南海地震対策課
	②	被害認定調査及びびり災証明書の発行を市町村が円滑に行える体制づくりを支援します。	共通	公助	—	市町村	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	システム導入を希望する市町村の支援 (複数の市町村でシステムの実質稼働) ※被災者支援システムとは 被災者の住所、氏名、連絡先等の基本情報に加え、 家屋を含む被災状況全般を管理し、り災証明の発行 や各種支援金制度、義援金などの被災者支援の総合 的な管理が行えるもの	システム概要の説明会 (H22年度、H23年度) 高知市で導入	勉強会の開催	導入に向けた調整	導入市町村の拡大	被災後の行政サービスの迅速かつ 的確な運営
②	被害想定を踏まえ、円滑な被害認定調査を行う ための実施体制を検討 (H25年度検討完了) 住家被害認定士を育成	—	実施体制の検討	講習会の開催(1回/年)	取り組みの継続	被災者が速やかに支援金等を支給 されることで、生活が早期に安定

3-15 災害ボランティアセンターの体制整備等への支援

[概要]

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時におけるボランティアの受入体制をあらかじめ構築します。	①	市町村災害ボランティアセンターの圏域単位での連携体制の構築や、初期行動計画を策定するとともに、運営模擬訓練や中核スタッフ研修の実施等による人材育成など、ボランティア活動体制の強化に対する支援を行います。	共通	共助	災害ボランティア活動支援マニュアル	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	地域福祉政策課

[詳細]

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	<p>県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が進める災害ボランティアセンターの体制整備等の促進</p> <p>市町村災害ボランティアセンターの単独運営が困難な場合も予想されるため、広域的な連携の推進</p> <p>市町村災害ボランティアセンターの迅速な設置のため、初期行動計画の策定</p> <p>体制づくり完了後も体制の維持・強化を図るため、市町村社協に対して継続した支援</p> <p>復興期における支援体制の強化のため、関連機関とのネットワークの構築</p> <p>市町村災害ボランティアセンターの中核を担う人材の養成・資質向上</p>	<p>全市町村での災害ボランティアセンターの体制づくり完了(H24)</p>	<p>H25年度</p> <p>圏域支援ガイドラインの策定</p> <p>H26年度</p> <p>圏域支援ガイドラインを活用した広域連携の推進</p> <p>市町村災害ボランティアセンター初期行動計画策定</p> <p>H27年度</p> <p>市町村社協の初期行動計画作成、訓練</p> <p>市町村災害ボランティアセンター体制強化</p> <p>災害支援フォーラム開催による関係機関のネットワーク強化</p> <p>市町村災害ボランティアセンター中核スタッフ研修会</p>	<p>計画期間以降</p> <p>取り組みの継続</p>	<p>円滑なボランティア活動が展開されることでの被災者への円滑な支援</p>	

3-16 災害時要援護者の避難対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時要援護者が避難することができるための体制づくりや避難所の整備を行います。	①	災害時要援護者対策ガイドラインを見直すとともに、市町村等が行う地域での話し合いを支援し、市町村における避難支援プラン(個別計画)の策定を進めます。	共通	共助	自然災害時保健活動ガイドライン 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン	市町村	地域福祉政策課
	②	市町村における福祉避難所の指定を促進するとともに施設団体の応援体制の構築、市町村間の協力体制づくりを支援します。	共通	公助 共助	災害時要援護者対策ガイドライン 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン	市町村	地域福祉政策課
	③	社会福祉施設に、地域で生活をする要援護者が避難できるための防災拠点スペースの整備に対して、助成を行い支援します。	共通	共助	自然災害時保健活動ガイドライン	社会福祉法人	障害保健福祉課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	
①	市町村の避難支援プラン(個別計画)の策定 (全市町村での策定)	高知県災害時要援護者対策ガイドラインの作成(H19.3) 避難支援プラン(全体計画)策定済 31市町村 避難支援プラン(個別計画)策定済 5市町村 モデル市町村との協議による課題の把握	ガイドラインの改訂 ↑ 15市町村で策定 ↑ 25市町村で策定 ↑ 34市町村で策定	H27年度	災害時要援護者の安全の確保
②	市町村が行う福祉避難所の指定の支援 (すべての市町村の福祉避難所を指定化の促進) 福祉避難所間の専門人材の応援体制の構築 広域的な要援護者の受入のための市町村間の協力体制づくりへの支援	指定済市町村 18市町村(H24) 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン策定(H22.8) 施設団体との応援体制について協議 体制づくりに向けた検討を開始(H24)	25市町村 ↑ 市町村への研修会の実施、物資購入等助成制度の周知等 ↑ 施設団体種別ごと、圏域(福祉保健所単位)ごとの専門人材の応援体制の充実・強化 ↑ モデル的取り組み ↑ により市町村間の調整協議を支援 ↑ に向けた市町村協議を拡大	H27年度	必要に応じて対策を継続・拡大
③	社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペース(普段は多目的室として利用し、災害時には要援護者の避難スペースとして機能)の確保の支援	—	7ヶ所整備 ↑ 以降順次拡大	H27年度	在宅生活の災害時要援護者の安全の確保

3-17 災害時要援護者の支援

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災した災害時要援護者を支援するための仕組みづくりを行います。	①	改訂した在宅難病患者災害支援マニュアル(仮称)をもとに、市町村の要援護者台帳への登載を支援し、患者の避難支援や発災後も継続した医療ケアが提供できる支援体制づくりを進めます。	共通	自助 共助	災害時医療救護計画 南海地震時保健活動ガイドライン 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン	県民 市町村	健康対策課
	②	入院が困難となった精神障害者、特に措置入院を要する者の転院についての搬送手順を作成します。	共通	公助	—	県	障害保健福祉課
	③	手話や要約筆記など、情報・コミュニケーション支援を行うボランティア(支援者)の事前登録を行うとともに災害時の具体的な支援策等を検討します。	共通	共助	—	県民	障害保健福祉課
	④	災害時語学ボランティアの方のスキルアップを目的とした通訳・翻訳講座を開催します。 また、在住外国人を対象とした地震対策パンフレット(英語・中国語版)を作成します。	共通	共助 自助	—	県民	国際交流課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H25年度	H26年度	H27年度	
①	市町村の要援護者台帳への高度な医療を必要とする方の登載への取り組みを支援 〔全市町村で要援護者台帳へ継続的医療ケア(人工呼吸器使用や酸素療法)の必要な方を登載〕	在宅難病患者災害支援マニュアル作成(H24)	在宅難病患者災害支援マニュアル(仮称)の策定 ・市町村へのマニュアル説明会開催 ↑ 要援護者台帳への登載促進 ・市町村や地域での支援の仕組みづくりの推進 ↑ 市町村ごとに要援護者台帳への継続した医療ケアの必要な方の登載状況の把握 ↑ 人工呼吸器使用患者等の個別支援体制づくり(県・市町村) ↑ 特定疾患医療受給者証交付者及び人工透析患者に災害対応パンフレットを配布し啓発を実施	地域支援の取り組みの継続	発災時に迅速に必要な医療が受けられることによる患者の安全確保

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	措置入院者の搬送手順の作成	—	搬送手順作成		必要に応じた見直し 関係機関へ周知	措置入院者の安全確保
③	情報支援ボランティアの事前登録の支援 ボランティアの避難所等への派遣・支援方法、市町村との調整について検討	高知県災害時聴覚障害者情報支援ボランティア登録制度実施要綱制定(H24) 情報支援ボランティア登録数110人(H24.12.1)	情報支援ボランティアの登録の促進	手話や要約筆記のスキルアップや養成講座を実施	派遣方法等の検討・支援体制の充実 市町村との協議等を通じて受入体制の検討	障害者の方への情報保障と安心の確保
④	災害時語学サポーターを含む語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催 在住外国人を対象とした南海地震対策パンフレット(英語・中国語版)改訂版の作成、配布 英語・中国語版以外の言語(ベトナム語等)の翻訳に着手	毎年1~2回開催 通訳・翻訳講座開催(H25.2.2) 受講者数9人(H24年度) 災害時語学サポーター数(101人)(H24)	講座の内容等に改良を加えながら毎年1回(定員20名から30名程度)以上開催	パンフレットの作成及び配布		災害時の外国人支援

3-18 保健衛生活動の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者の健康を守るために実施する保健衛生活動について、市町村や保健師、栄養士など関係者の事前の取り組みを進めるため、活動マニュアル等を整備します。	①	保健活動を円滑に実施するために各市町村での職員数や被害想定等を勘案した、市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの策定の支援を行います。	共通	公助	高知県南海地震時保健活動ガイドライン	市町村	健康長寿政策課
	②	避難生活の長期化による栄養状態の悪化を最小限にとどめるために、県、市町村、施設等の役割や連携体制、また、他県等からの支援の受け入れ体制など、栄養・食生活支援活動(栄養指導含む)を効果的に行うために、高知県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定を行います。	共通	公助	—	県 市町村 給食施設	健康長寿政策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)		
			H25年度	H26年度	H27年度			
①	市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援 (計画期間内 海岸沿いの全市町村)	高知県南海地震時保健活動ガイドラインの策定(H25.1) ガイドラインの市町村等への説明会の開催(H25.1) 25年度策定市町村の打診、決定(H25.3)	県ガイドラインの改訂と市町村のマニュアル策定に向けた研修会等の実施	福祉保健所管内1市町村以上で策定	他の市町村にマニュアル策定の働きかけを拡大	福祉保健所の資機材整備 (完了)	未作成市町村への支援	住民の健康被害を最小限に抑えるための保健衛生活動が円滑・迅速に展開
②	高知県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定と市町村マニュアル策定の支援	福祉保健所栄養士に対する説明	県ガイドラインの策定	市町村や施設に対する説明	市町村マニュアルの策定支援	引き続き市町村マニュアルの策定支援を実施		

3-19 災害時の心のケア対策の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害発生直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制の確保を行います。	①	災害時心のケアマニュアルに基づき、市町村を対象とした研修会や訓練、人材の養成等を通じて、全県での心のケア体制整備を進めます。	共通	公助 自助	高知県災害時心のケアマニュアル	県 市町村	障害保健福祉課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度		H27年度
①	<p>災害時心のケアマニュアルに基づく市町村への体制整備等に関する研修会及び図上訓練の実施（全市町村の参加）</p> <p>災害時心のケア体制整備検討会の開催</p> <p>市町村・福祉保健所職員等を対象とした心のケア活動を実践できる人材の育成</p>	<p>災害時心のケアマニュアルの作成(H22)→改訂(H24)</p> <p>心のケア従事者養成研修開催(1回)(H24)</p>	<p>H25年度</p> <p>研修会の開催(全市町村の参加)</p> <p>マニユアルに沿った訓練の実施</p>	<p>H26年度</p> <p>心のケア体制整備検討会の開催、災害時情報システムワーキングの開催</p> <p>災害時の心のケアについての知識及び技術を習得するための研修会の開催</p>	<p>H27年度</p> <p>マニユアルの見直しを進めるとともに、引き続き災害時の心のケア体制の確立に努める</p>	<p>被災者の精神的健康の確保</p> <p>発災後の精神科医療の確保</p>

3-21 被災後の速やかな応急仮設住宅の供給

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるように、供給体制づくりや県内で不足する場合の対応について検討を進めます。	①	被災後に応急仮設住宅を早期に建設できるよう、事前に供給計画を策定し、供給体制を検討します。	L1 L2	公助	応急仮設住宅供給計画	県	住宅課
	②	応急仮設住宅が不足する場合に、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる(応急借上げ住宅)ことについての検討を進めます。	L1 L2	公助	—	県	住宅課
	③	県内の応急仮設住宅で収容できない場合に備え、県外に被災者を受け入れてもらうための体制づくりを行います。	L2	公助	—	県	住宅課
	④	応急仮設住宅建設に必要な、建築資材提供等の検討を行います。	共通	自助	—	事業者	木材産業課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	応急仮設住宅の供給体制の検討	応急仮設住宅供給計画の策定(H24)	応急仮設住宅建設マニュアルの策定	応急仮設住宅の必要戸数を把握するための机上訓練	必要に応じて供給計画の見直し	被災後の速やかな応急仮設住宅の確保
②	応急借上げ住宅の検討 関係団体との連携及び体制づくり	関係団体との協定締結(3団体)(H24)	空き住宅リストの作成	空き住宅リストの定期的な見直し(随時)	関係団体との役割分担内容の点検及び見直し(随時)	取り組みの継続
③	県外での被災者受け入れについての検討	各都道府県へ照会及び調査(H24)	県担当事務のフロー作成	内容の点検及び見直し(随時)	協定運用細則策定、締結	取り組みの継続
④	建築資材の安定供給計画の策定の支援	業界との協議	必要に応じ協定締結、被災者への情報提供体制の検討	(被災者への情報提供の方策を含めた)内容の点検及び見直し(随時)	建築資材の安定供給計画の策定	取り組みの継続

3-22 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震等に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりを進めます。	①	被災建築物の応急危険度判定の体制整備や応急危険度判定業務への県民理解を促進します。	共通	公助	—	県	建築指導課
	②	被災宅地の応急危険度判定の体制整備や応急危険度判定業務への県民理解を促進します。	共通	公助	—	県	都市計画課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	被災建築物の応急危険度判定の体制整備 (判定士168人登録 →コーディネーター70人体制の維持) 県民理解の促進	被災建築物応急危険度判定士 732人登録(H24末) 応急危険度判定コーディネーター 70人登録(H24末) 14市町村に掲載(H24)	判定士56人登録	判定士56人登録	判定士56人登録	被災建築物や宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに住民へ情報提供することによる、二次災害の防止
			コーディネーター70人体制の維持	コーディネーター70人体制の維持	コーディネーター70人体制の維持	
②	被災宅地の応急危険度判定の体制整備 (判定士500人体制の維持 →調整員40人養成→体制の維持) 県民理解の促進	被災宅地応急危険度判定士 548人登録(H24末) 14市町村に掲載(H24)	判定士500人体制維持	判定士500人体制維持	判定士500人体制維持	被災建築物や宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに住民へ情報提供することによる、二次災害の防止
			調整員40人体制に向けて養成	調整員40人体制の維持	調整員40人体制の維持	

3-23 緊急輸送のための啓開活動

[概要]

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震直後から必要となる緊急輸送のため、啓開活動のための事前準備を行います。	①	地震発生後に早急に緊急輸送道路を確保するため、啓開の優先順位等を検討し、通行確保までの日数を設定します。	共通	公助	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画	県	道路課
	②	港湾における事業継続計画(BCP)の策定し、定期的な防災訓練等の実施による実効性の検証・改訂を行う。	共通	公助	—	県	港湾・海岸課
	③	国が行う空港機能の早期復旧対策構築への協力と情報共有を行います。	L2	公助	—	国	交通運輸政策課

[詳細]

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	緊急輸送道路確保計画の策定	緊急輸送道路の地震による被害想定調査実施(H24)	緊急輸送道路確保計画(素案)作成 ↑ 計画を作成	土木事務所ごとに緊急輸送道路確保計画を作成 ↑ 計画を作成	必要に応じた見直し	早期の道路啓開
②	高知港をモデルとした港湾BCPの策定と訓練等を通じた継続的な運用・改訂 他の防災拠点港(須崎港、宿毛湾港、奈半利港)への港湾BCPの反映	高知港BCPの策定(H24) (基本編:L1想定) 継続運用のための運営主体の発足(H24) 対象港湾の課題整理及び関係者会議の設置準備(H24)	高知港BCPの更新(応用編:L2想定)訓練等を通じた実効性の検証による、高知港BCPの継続的な評価と改訂 ↑ 高知港BCPの継続的な評価と改訂 港湾BCPを他の防災拠点港(須崎港、宿毛湾港、奈半利港)へ反映 ↑	定期的な訓練等を通じた高知港BCPの継続的な評価と改訂 他の防災拠点港にも反映 ↑	必要に応じた見直し	発災後の港湾における航路啓開、応急復旧及び緊急物資受入れを迅速かつ円滑に行うことによる、物流機能の早期回復
③	高知空港の機能早期復旧対策について情報収集	現地調査(国)(H24)	国等による対策検討(津波早期復旧対策検討会) ↑ 国等の諸動向に関する情報収集	国等による対策検討(津波早期復旧対策検討会) ↑ 国等の諸動向に関する情報収集		空港機能を早期復旧することにより、円滑な緊急物資・人的支援の受け入れが可能

3-24 陸上における緊急輸送の確保

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震直後から必要となる緊急輸送のため、陸上輸送の要となる緊急輸送道路の機能を確保するための対策を行います。	①	橋梁の損傷を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路としての機能が確保されるよう、緊急輸送道路にある橋梁の耐震化を行います。	共通	公助	地震防災緊急事業五箇年計画	県	道路課
	②	地震の揺れによる落石・崩壊箇所の減少を図るため、法面の防災対策を行います。	共通	公助	地震防災緊急事業五箇年計画	県	道路課
	③	道路構造物の健全度を把握するための施設点検を行います。	共通	公助	—	県	道路課
	④	高知県管理道路沿いにある道の駅12箇所を対象に防災拠点となりうる箇所を選定し、整備を行います。	共通	公助	—	県	道路課
	⑤	緊急輸送道路である四国8の字ネットワークの未整備区間の早期整備を推進します。	共通	公助	—	国県	道路課
	⑥	緊急輸送道路等と交差または並行する、鉄道の橋梁・高架橋等の耐震化を進めます。	共通	公助	—	事業者	交通運輸政策課
	⑦	緊急通行車両確認標準交付訓練や、停電に備えた対策を進めます。	共通	公助	地震防災緊急事業五箇年計画	県	警察本部交通規制課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	緊急輸送道路の橋梁耐震化 (13橋完了(全104橋 H27完了))	91橋完了(H24末)	3橋完了	5橋完了	5橋完了	緊急輸送道路の橋梁耐震化による円滑な緊急輸送の確保
②	緊急輸送道路法面の防災対策 (45箇所対策完了)	法面防災対策の実施 H8防災総点検の再調査を実施 (H24～)	H8防災総点検箇所の再調査 15箇所対策完了	15箇所対策完了	15箇所対策完了	落石・崩壊箇所の抑制による被害の軽減

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度		
③	緊急輸送道路等の道路付属施設の総点検 緊急輸送道路等の橋梁点検	緊急輸送道路上のトンネル防 災点検(覆工) 橋梁点検の実施 (1巡目点検 H18～H22)	トンネル内附属物、道路照明・標識等 必要に応じて施設点 検を継続的に実施 2巡目点検の実施 (H23～H27)			安全な道路交通の確保	
④	道の駅防災拠点化整備	現状調査及び運用管理者 へのヒアリング(H24)	基本構想策定 詳細設計 優先順位の高い道の駅から整備を実施	詳細設計 完了	防災拠点化整備を 順次進める	道の駅に防災拠点機能を付加する ことにより、災害発生後の救援・復 旧に寄与	
⑤	四国8の字ネットワークの整備 (整備率 54%)	四国8の字ネットワーク 整備率 49% (H24末)	整備率 50% 整備率 52% 整備率 54% 円滑に事業が進むよう、国や市町村とも連携し、地元調整等を実施		ミッシングリングの 早期解消に向けた 取り組みを継続	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施	
⑥	鉄道の橋梁、高架橋等の耐震化	[土佐くろしお鉄道] 高架橋等の耐震診断完了(H24末)	(土佐くろしお鉄道) 8橋完了(緊急輸送道路対策完了) 順次耐震化を進める (阿佐海岸鉄道) 耐震診断 診断結果により耐震化を進める (JR四国) 緊急輸送道路対策の実施(終期未定)			迅速かつ円滑な緊急輸送の確保	
⑦	災害時を想定した訓練の実施 信号の非常用電源の確保 (可搬式98台購入、配分(H27完了) 固定式40台購入、配分(H27完了))	緊急交通路予定路線及び点検 要点の選定完了(H24) 可搬式発動発電機15台 固定式発動発電機 4台	訓練計画の策定と実施 可搬式40台 固定式16台 可搬式30台 固定式14台 可搬式28台 固定式10台		今後の対策につい ては検討中	発災時における交通流と物流の確 保 停電時における安全かつ円滑な交 通の確保	

3-25 海上における緊急輸送の確保

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震直後から必要となる緊急輸送のため、海上輸送機能確保するための対策を行います。	①	防災拠点港に耐震強化岸壁を整備します。	共通	公助	—	県	港湾・海岸課
	②	防災拠点漁港での岸壁の耐震強化及び防波堤等を粘り強い構造へ整備します。	共通	公助	—	県	漁港漁場課
	③	漁船による緊急輸送活動を円滑かつ速やかに実施するとともに、非常用通信手段を確保します。	共通	公助	—	県	漁業管理課
	④	内航貨物船、フェリーなどによる緊急輸送活動を円滑に行うための体制づくりを進めます。	共通	公助	—	県	港湾・海岸課 交通運輸政策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		計画期間以降	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム) 発災後の緊急物資等の輸送に必要な海上輸送ネットワークを構築
			H25年度	H26年度		
①	防災拠点港への耐震強化岸壁の整備 (耐震強化岸壁整備計画策定(H26末))	耐震強化岸壁 3バース (奈半利港 2, 高知港 1) 防災拠点港の基本計画策定 (配置計画見直し)(H24)	耐震照査・地質 データ収集 ↑ 耐震強化岸壁整備 計画策定 ↑	既存岸壁の耐震照査及び対策工の検討 ↑ 優先順位の高い港 湾での詳細設計 ↑ 耐震強化岸壁の整備	高知港三里地区 -11m岸壁着手 ↑	

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度	H27年度		
②	防災拠点漁港への耐震強化岸壁等の整備 (5漁港の岸壁耐震強化完了)	防災拠点漁港の選定(H23) (室戸岬漁港、安芸漁港、佐賀漁港、清水漁港、田ノ浦漁港、沖の島漁港) 安芸漁港、室戸岬漁港、佐賀漁港、清水漁港、沖の島漁港の計5港で整備に着手(H24)			H25年度 5漁港の岸壁の耐震強化が完了	H28に全6漁港で岸壁の耐震強化、防波堤等の粘り強い構造への補強が完了	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開
③	漁船による緊急輸送活動のための実施マニュアル作成 非常通信手段の確保 (衛星携帯電話2基設置(H25完了)) 海上保安部主催の訓練への参加	漁船による緊急輸送活動の協定を締結(H23末)	実施マニュアル素案の作成	実施マニュアル作成	衛星電話設置 (室戸漁業指導所 (室戸無線局との連絡用)、県庁) (完了)	海上保安部主催の訓練への参加	円滑な緊急海上輸送体制の構築
④	内航貨物船、フェリーなどによる緊急輸送活動のための体制整備	日本内航海運組合総連合会と船舶による輸送協定の締結(H24.10)	連絡体制の確立と定期的な情報伝達訓練の実施	フェリー運航会社などとの協定締結に向けた協議・検討			

4-1 災害公営住宅の早期建設のための事前準備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
被災者の生活再建を支援するため、災害公営住宅を早期に建設できるよう事前に準備を進めます。	①	早期に災害公営住宅を建設するために、「災害公営住宅建設計画」を市町村と調整しながら策定します。	L1 L2	公助	—	県 市町村	住宅課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	災害公営住宅建設計画の策定 (建設計画策定完了)	津波浸水深による団地の被害 チェック	県営住宅や被災地の 現状調査、市町村 ヒアリング	災害公営住宅建設 計画策定委託業務 完了	災害公営住宅建設 計画策定委託業務 完了	災害後の迅速な災害公営住宅の供給

↑ 発注 ↑ (完了)

4-2 災害廃棄物の処理体制の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震発生時ににおいて大量の災害廃棄物が発生することが予想されることから、県の広域的な調整を図り、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村においても災害廃棄物処理計画を策定するよう支援します。	①	地震・津波による災害廃棄物の発生量の予測に基づき、県災害廃棄物処理計画(基本計画及び実施計画)を策定します。	L1 L2	公助	—	県	環境対策課
	②	市町村版の災害廃棄物処理計画のひながたを作成し、市町村の計画策定を支援します。	L1 L2	公助	—	市町村	環境対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	高知県災害廃棄物処理計画(実施計画)の策定 (H25末完成)	高知県災害廃棄物処理計画 (基本計画)策定(H25.6予定)	高知県災害廃棄物処理計画(実施計画)策定	高知県災害廃棄物処理計画(実施計画)の策定状況や既存処理施設の状況(新設や廃止)等によるデータの見直し	計画期間以降	災害廃棄物を円滑に処理することにより県民の生活基盤の早期回復に寄与
②	市町村災害廃棄物処理計画策定の支援 (H25末ひながた完成、策定支援)	高知県災害廃棄物処理計画 (基本計画)策定(H25.6予定)	高知県災害廃棄物処理計画(基本計画)及び津波、地震動におけるがれき等の発生量の説明会開催 市町村災害廃棄物処理計画のひながた作成	市町村災害廃棄物処理計画の策定支援	市町村災害廃棄物処理計画の策定支援継続	

4-3 災害時の消費生活の安定

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
災害時の消費生活の安定を図るための対策を推進します。	①	災害時に生活関連物資の安定的な供給を確保するため、需給・価格動向の監視指導マニュアルを作成します。	共通	公助	—	県	県民生活・男女共同参画課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム) 生活関連物資の安定的供給
			H25年度	H26年度	H27年度	
①	需給・価格動向の監視指導マニュアルの作成	—				
			<p style="text-align: center;"> マニュアルの作成完了 → 随時のマニュアルの見直しを実施 → 取り組みの継続 </p>			

4-4 市町村の業務継続計画の検討

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地域における被災者支援を円滑に行えるよう、市町村の業務継続計画策定を支援します。	①	市町村の業務継続計画の策定を支援します。	共通	自助	—	市町村	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H27年度	
①	市町村における業務継続計画の策定の支援	1市町村計画策定(橋原町)	計画策定のための説明会等の実施	市町村への計画策定の働きかけ	行政活動の継続

4-5 事業者の事業継続計画(BCP)の策定

〔概要〕

(No.)	目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
	事業所における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるように、事業継続計画(BCP)策定などの防災対策の推進を支援します。	①	事業者の防災対策の取り組みが広がるよう、BCP策定の必要性の啓発や防災訓練を支援します。	共通	自助	—	事業者	南海地震対策課
		②	商工業者に対する研修会の開催や個別支援を通じてBCP策定を支援します。	共通	自助	—	事業者	商工政策課
		③	交通・運輸事業者におけるBCP策定を促進します。	共通	自助	—	事業者	交通運輸政策課
		④	JA等におけるBCP策定を支援します。	共通	自助	—	農業協同組合等	農業政策課 環境農業推進課
		⑤	木材加工業界、県森林組合連合会のBCP策定を促進します。	共通	自助	—	事業者	森づくり推進課 木材産業課
		⑥	各漁協のBCP策定を支援します。	共通	自助	—	漁業協同組合	漁業振興課 漁港漁場課
		⑦	建設会社のBCP策定を促進します。	共通	自助	—	事業者	土木企画課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H25年度	H26年度		H27年度
①	事業者のBCP策定の促進 (策定率50%(従業員50人以上)) 事業者の地震対策の支援 防災士の派遣による講習会等 防災の取り組みが優れた事業者の認定 BCP訓練マニュアル策定による防災訓練の支援	BCP策定率 12.1% (H23.8) 防災士の派遣:30回/年(H24)	H25年度 BCP策定率 25%	H26年度	H27年度 BCP策定率 50%	被災後の短期間での事業再開

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	H27年度	
②	商工業者のBCP策定の支援 (BCPの策定率50%(従業員50人以上))	BCP策定率 12.1% (従業員50人以上)	BCPプロジェクトを中心とした県内事業者のBCP策定支援 業界団体などでの策定支援や具体的な訓練セミナーの開催	BCP策定済企業割合のさらなる増加	事業の早期再開	事業の早期再開
③	交通・運輸事業者における事業継続計画(BCP)の策定の促進	バス協会 講習会開催(H24) BCP策定 1社(H24) トラック協会 講習会開催(H23~) BCP策定 5社(H24累計) 土佐くろしお鉄道 津波避難マニュアルの作成 (H24)	(バス事業者) 6社策定予定 (トラック事業者) 策定予定 (土佐くろしお鉄道) 策定予定 (路面電車) 策定予定	取り組みの継続 取り組みの継続	地震時の利用者の安全の確保や、 公共交通機関の早期復旧	地震時の利用者の安全の確保や、 公共交通機関の早期復旧
④	JA等における事業継続計画(BCP)策定の支援 除塩対策マニュアルの作成 (除塩対策マニュアルの完成 (H25))	JAグループ「自然災害時事業 継続計画策定指針」作成 (H23.2) 除塩対策マニュアル(素案)の 作成	JAの策定チームに県職員が参画しBCP策定を促進 除塩対策マニュアルの周知 指導員等へのマニュアルの周知 必要に応じて、記載内容の見直し・追加	引き続き策定促進	被害を最小限に抑えることによる営 農活動の早期再開 津波による被害状況の把握および 農地の早期復旧	被害を最小限に抑えることによる営 農活動の早期再開 津波による被害状況の把握および 農地の早期復旧
⑤	木材加工業界・県森林組合連合会の事業継続 計画(BCP)の策定の支援	業界との協議	県森林組合連合会 のBCPの策定 木材加工業界のBCP検討		復旧用の資材の早期供給	復旧用の資材の早期供給
⑥	漁業協同組合の事業継続計画(BCP)策定の支援 (15漁協・支所作成)	水産業BCPモデル作成 すくも漁漁協(田ノ浦漁港)(H24)	6漁協・支所 策定 5漁協・支所 策定 4漁協・支所 策定	H28 6漁協・支所 策定(H28 全22漁 協・支所で策定完 了)	水産物の生産流通活動の早期再 開	水産物の生産流通活動の早期再 開
⑦	高知県建設業BCP認定制度により認定 (120社認定)	認定制度の創設(H24) 69社認定(H24末)	60社程度認定 60社程度認定 継続更新	各建設会社の策定 したBCPの認定・ 継続更新	事業継続力の確保による、迅速か つ的確な応急復旧活動の実施	事業継続力の確保による、迅速か つ的確な応急復旧活動の実施

4-6 地震からの復興の事前検討

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震発生後に早く復興に着手できるよう、あらかじめ復興の際の課題や方法などについて検討を進めます。	①	東日本大震災の事例を参考にしながら、震災復興計画の策定に向けて事前準備を行います。	共通	公助	—	県	南海地震対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度	
①	震災復興計画の事前準備のための「復興の考え方」を作成	—			被災後の震災復興計画の速やかな策定

4-7 地籍調査の推進

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取り組みの概要	対応レベル	区分	関連する計画	実施主体	担当課名
地震の揺れや津波等で土地の境界が不明確となることによって復旧や復興が遅れることを防ぐため、地籍調査を推進します。	①	市町村が行う地籍調査に対して国の補助金を活用し支援します。	共通	公助	国土調査事業十箇年計画	市町村	用地対策課

〔詳細〕

(No.)	取り組み内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール		計画期間以降	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H25年度	H26年度		
①	地籍調査事業の支援 (進捗率 53%)	進捗率 50%(H24末)	進捗率 51%	進捗率 52%	進捗率 53%	速やかな境界の復元が可能となることによる復旧・復興事業の早期実施

(5) これまでの取り組み状況



東日本大震災を踏まえ対策の充実強化を図るため、内容と計画期間の見直し

これまで南海地震対策行動計画で進めてきた「具体的な取り組み」について、平成21年度～24年度までに目標を達成した取り組みは次のとおりです。

No.	具体的取り組み項目	取り組みNo.	目標	これまでの取り組み	特記事項	第2期行動計画での関連する取り組み	担当課
1	13 ブロック塀等の安全対策の促進	16	②ブロック塀等の転倒防止のための支援方法等の検討(前期)②支援方法の検討	支援方法の検討→補助要綱策定	コンクリートブロック塀耐震対策事業に関する要綱制定	2-16-① 避難路・避難場所の安全の確保	住宅課
2	14 自動販売機の安全対策の促進	17	(前期)協議会を設置(平成21年度)し、具体的な対策の検討	転倒防止対策約99%(平成23年12月)	業界団体の取り組みにより転倒防止対策完了の見込み	-	南海地震対策課
3	24 高知港の水門の自動降下化	28	(前期)5水門の対策工事を完了	5排水機場の自動降下化完了(平成18年度) 5排水機場の遠隔操作化完了(平成21年度) 5排水機場の水門耐震化完了(平成23年度) 4排水機場の耐震化完了(平成24年度)	開口部の耐水化が必要な港湾管理 海岸4排水機場について平成24年度完了	2-19-③ 河川等における津波浸水対策の推進	河川課 港湾・海岸課
4	25 海岸保全施設等の整備	29	(前期)ランクAの海岸を整備 3海岸(平成21年度まで)	平成21年度完了	年次点検結果に基づき順次着手	2-18-③ 海岸等の地震・津波対策の推進	港湾・海岸課
5	31 ため池の地震防災対策の推進	35	①ため池のカルテ・ハザードマップの作成 (前期)①貯水量1,000m ³ かつ堤高が2m以上のため池すべてでカルテを作成(183箇所分作成)	貯水量1,000m ³ かつ堤高が2m以上のため池のカルテ・ハザードマップを作成(H21) ・カルテ:290箇所(作成済107箇所を含む) ・ハザードマップ:280箇所 ハザードマップ地域住民への周知(H23) 避難計画・訓練への反映要請(H24)	平成21年度に作成	2-27-①② ため池の地震防災対策の推進	農業基盤課
6	33 県における応急活動体制の整備	39	(前期)南海地震応急活動計画の作成(平成21年度)	南海トラフ地震応急活動計画の作成	平成24年度に「応急活動計画」と業務継続計画を一本化し、応急活動要領(案)を策定 平成25年度に策定を行い、検証、見直しを実施	3-2-① 応急対策活動体制の整備	危機管理・防災課
7	34 県における業務継続体制の整備	40	(前期)業務継続計画の作成	業務継続計画の作成			
8	35 県外からの受援体制の整備	41	(前期)広域受援計画の作成	国の東南海・南海地震応急活動要領に対応した受援計画については、概成	運動地震に対応した国の見直しに合わせ見直しが必要	3-4-① 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備	危機管理・防災課
9	36 広域防災拠点のあり方の検討	42	(前期)広域防災拠点のあり方の検討の実施	平成24年度に総合防災拠点として一定整理	総合防災拠点の整備、運営マニュアルの作成に引き続き取り組み	3-3-①② 総合防災拠点の整備	危機管理・防災課

No.	具体的取り組み項目	前期No.	目標	これまでの取り組み(H24未)	特記事項	第2期行動計画での関連する取り組み	担当課
10	38 学校における地震防災体制の整備	44	(前期)すべての学校等で学校防災マニュアルを作成	すべての学校等で学校防災マニュアルを作成	必要項目が網羅された防災マニュアルの策定や避難訓練等にも取り組む	2-1-② 学校等の防災対策の促進	学校安全対策課 私学・大学支援課
11	51 長期浸水対策の検討	59	(6年間)長期浸水対策の検討	平成21年度 長期浸水対策検討会準備会開催(3回) 平成22年度 長期浸水対策検討会の開催(3回)、止水、排水ワーキンググループの開催(1回) 平成24年度 長期浸水対策検討会の開催(2回)、止水・排水、住民避難、救助・救出、燃料の4ワーキンググループの開催(計12回)	平成24年度で長期浸水対策の検討は最終取りまとめを行い完了	-	南海地震対策課
12	52 災害時の医療救護活動体制の整備	60	①「高知県災害医療救護計画・高知県災害緊急医療活動マニュアル」の見直しと周知 (前期)①「高知県災害医療救護計画・高知県災害緊急医療活動マニュアル」の改訂	「高知県災害医療救護計画・高知県災害緊急医療活動マニュアル」の改訂→高知県災害時医療救護計画策定(平成23年度)		3-6-①② 災害時の医療救護活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事薬務課
13	52 災害時の医療救護活動体制の整備	63	④医療従事者関係団体との災害時協力協定の締結 (6年間)④医療従事者関係団体との協定締結	災害時協力協定の締結完了(平成23年度)	平成23年度で完了 (締結先:高知県歯科医師会、高知県薬剤師会、高知県医薬品卸業協会、高知県衛生材料協会、日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療カス部門高知県支部、高知県医療機器販売業協会)	3-6-① 災害時の医療救護活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事薬務課
14	57 緊急輸送道路の確保	71	②緊急輸送道路ネットワークの見直し(前期)②見直しの完了	見直し完了(平成21年度)	平成21年度に見直しを実施	3-24-①②③ 陸上における緊急輸送道路の確保	道路課
15	61 都市施設の復旧対策の促進	78	(前期)都市災害復旧マニュアル完成・配付	都市災害復旧マニュアル完成	「都市災害復旧マニュアル」の完成、県下市町村への配布	-	都市計画課
16	71 地震防災に携わる人材の育成	89	②効果的な人材育成の推進(前期)②指針の作成	指針作成(平成22年度)	平成22年度に策定	1-4-① 防災人材の育成	南海地震対策課
17	81 福祉避難所の設置体制の整備	104	②福祉避難所として利用可能な施設の把握・整理 (前期)②福祉避難所として利用可能な施設の把握 調査率 100%	【調査結果公表施設数】 母子・児童施設 10、老人ホーム 50、通所介護施設 175、老人保健施設 30、特別養護老人ホーム 52、障害者施設 114 計431	必要な調査を実施し、その結果を整理し「こうちぎょうせいネット」に掲載し、市町村への周知が完了	3-16-② 災害時要援護者の避難対策の促進	地域福祉政策課
18	81 福祉避難所の設置体制の整備	105	③福祉避難所における介助員等の人材の確保 (前期)③人材確保の方法等の検討	各団体間での協定締結に向け調整	各団体間での協定締結を予定(平成25年6月に締結予定)	3-16-② 災害時要援護者の避難対策の促進	高齢者福祉課

参考資料

- 1 高知県の南海トラフ地震対策全体の計画体系
- 2 高知県南海トラフ地震対策行動計画における長期浸水対策

高知県の南海トラフ地震対策の計画体系

予防(応急、復旧・復興を見据えた事前対策)

応急

復旧・復興

災害対策基本法

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

地震防災対策特別措置法

災害救助法

被災者生活再建支援法

東南海・南海地震防災対策推進計画

東南海・南海地震対策大綱
予防から、応急、復旧・復興までの対策のマスタープラン

東南海・南海地震対策応急活動要領
地震発生時の各庁の具体的な役割や応援規模等を定める計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
東南海・南海地震の地震防災戦略
定量的な減災目標と具体的な実現方策を定めた戦略

推進計画を統合

高知県地域防災計画

- 一般対策編
- 地震・津波対策編
- 火災及び事故災害対策編

災害対策基本法40条に基づき、各種の災害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、本県において防災上必要な諸施策の基本を行政、事業者、住民それぞれ役割を明らかにして定めた計画

実行計画

連携

関係

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例

南海地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、予防から応急、復旧・復興までの対策を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会づくりを目指して相互に連携しなから南海地震対策を推進していくために制定

高知県南海トラフ地震対策行動計画

被害の軽減や地震発生後の応急、復旧・復興のための事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれ立場で実施すべき取組をまとめた南海トラフ地震対策のトータルプラン

高知県南海トラフ地震応急対策活動要領

南海トラフ地震の発生に際して、県が行うべき対応業務について、災害対策本部をはじめ、各部や各所属の役割を整理するとともに、事前に行っておくべき準備や、県職員として日頃から心がけなければならない事項を整理したマニュアル

高知県津波避難計画
策定指針

地震防災緊急事業
五箇年計画

高知県緊急消防
援助隊受援計画

高知県広域受援計画

調整

調整

市町村

市町村地域防災計画

市町村津波避難計画・地域津波避難計画

市町村業務継続計画

市町村震災復興計画

【参考資料2】

高知県南海トラフ地震対策行動計画における長期浸水対策

高知市の中心市街地で発生が予測されている長期浸水に対しては、平成22年度に「南海地震対策長期浸水検討会」を設置し、事前の被害軽減対策や、発災後の迅速な復旧・復興に向けた対策を検討してきました。

これらの対策は、目標期間や各機関の役割を明確にし、平成25年3月に取りまとめました。

取りまとめた対策は、本行動計画により進捗管理を行っていくほか、引き続き検討を行うことが必要な項目については、「高知県・高知市南海トラフ巨大地震対策連携会議」等により検討を進めていきます。

○行動計画に記載する対策

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策	行動計画における記載（再掲）
止水・排水	長期浸水に備えた道路の整備 ・ 橋梁の耐震化推進 ・ 高知南国道路の整備	3-24陸上における緊急輸送の確保 ①緊急輸送道路の橋梁耐震化 ⑤四国8の字ネットワークの整備
	発災後の速やかな道路啓開の実施 ・ 資機材の備蓄、保管、調達 ・ 道路啓開実施体制の構築	3-23緊急輸送のための啓開活動 ①緊急輸送道路確保計画の策定
	堤防・護岸の機能強化 ・ 堤防、護岸の耐震補強 ・ 水門、ゲートなどの補強、排水路などの止水対策	2-18海岸等の地震・津波対策の推進 ①県管理護岸、防潮堤の耐震化 2-19河川等における津波浸水対策の推進 ①河川堤防の耐震化
	排水機場の地震・津波対策 ・ 優先度を踏まえた耐震、耐水対策 ・ 事業制度創設、拡充 ほか	2-19河川等における津波浸水対策の推進 ②浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化 ③高知港における排水機場の耐水化
住民避難	避難場所の確保 ・ 高台への避難路整備、津波避難ビル指定の推進 ・ 長期浸水区域内への物資備蓄	2-15津波避難路・避難場所の整備 ①避難路・避難場所の整備
	緊急避難のあり方・行動計画 ・ 市民への啓発 ・ 地区別避難行動計画策定	2-14津波からの避難対策の推進 ②地域津波避難計画の策定
	要援護者の避難対策 ・ 災害時要援護者台帳作成及び個別避難計画の策定 ・ 福祉避難所（緊急時）の確保	3-16災害時要援護者の避難対策の推進 ①市町村の避難支援プラン（個別計画）の策定
	避難所の確保 ・ 収容避難所の新規指定 ・ 収容避難所への物資備蓄 ・ 開設・運営マニュアルの改訂 ほか	3-12避難体制づくりの推進 ①避難所の立地状況の確認 ③避難所運営マニュアルの内容を充実させる 3-13避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ③市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進
	福祉避難所の確保 ・ 福祉避難所の確保 ・ 物資備蓄 ほか	3-16災害時要援護者の避難対策の推進 ②市町村が行う福祉避難所の指定への支援
	広域避難対策 ・ 広域避難所の確保及び避難者の搬送計画策定 ・ 開設、運営の役割分担 ほか	3-12避難体制づくりの推進 ②広域避難の調整
救助救出	命を守るための人・資機材の確保	3-2応急対策活動体制の整備 ④浸水域の救出活動体制の整備
	救助を支援する防災拠点整備	3-3総合防災拠点の整備 ②総合防災拠点の整備
	要援護者の把握と情報共有	3-2応急対策活動体制の整備 ①高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の検証
	孤立者へのフォローアップ	3-4県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備 ①応急救助機関などの応援部隊の受援計画の策定

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策	行動計画における記載（再掲）
燃料	タナスカ石油基地の耐災化	2-23燃料タンク等の安全対策の推進 ①石油・ガス施設の安全対策検討
	SSの耐災化の促進	3-9災害対応型給油所整備の支援 ①災害対応型給油所の整備に対する支援
医療	浸水域内の医療従事者確保等の医療機能維持	3-6災害時の医療救護活動体制の整備 ①災害時の医療従事者の確保 広域医療搬送体制の確立、通信手段の確保など ②災害時に必要となる医薬品の備蓄 (県市連携会議でも引き続き検討)
	浸水域内外の医療連携	
	入院患者等の搬送	
	備蓄（浸水域内の備蓄計画）	
衛生	感染症や健康被害等の拡大防止 ・感染症の予防対策と衛生資材の充実	3-18保健衛生活動の推進 ①市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援
	し尿及び生活ごみ等の衛生的処理対策 ・携帯、簡易トイレの備蓄促進 ・避難所等における衛生的処理ルールの明確化 など	3-12避難者、避難所体制づくりの推進 ③避難所運営マニュアルの内容の充実
	ご遺体の衛生的処理対策 ・災害時のご遺体処理体制の構築 ・広域火葬等に関する各種訓練の実施	3-7遺体に対する対策の推進 ②広域火葬計画の策定
	避難所での衛生対策 ・高齢者や子供への配慮 ・救援物資等の確保	3-12避難体制づくりの推進 ③避難所運営マニュアルの内容を充実
	その他の避難場所等での衛生対策 ・備蓄資材の配備	3-13避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ①被害想定に基づいた県・市町村の備蓄計画の策定
廃棄物	廃棄物集積場の確保	3-11災害時における公共用地利用計画の策定 ①災害時の公共用地利用計画の策定
	災害廃棄物処理に係る課題への対応	4-2災害廃棄物の処理体制の整備 ②市町村災害廃棄物処理計画策定の支援

○南海トラフ巨大地震対策連携会議等で引き続き検討する対策

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策
止水・排水	止水資機材の確保・備蓄 ・浸水域外での資機材備蓄、保管 ・県外からの資機材調達 ほか
	効率的な緊急復旧（止水）の実施 ・建設関係団体との事前協定の具体化 ・効率的な緊急復旧実施体制の構築
	排水ポンプ車・応急ポンプの確保 ・ポンプ及び燃料の確保
衛生	浸水域内外の初動及び広域連携体制の充実 ・災害時地域保健推進体制の構築 ・訓練の実施
	防疫体制の充実 ・関係団体との協定締結 ・死亡獣畜の適正処理 など
廃棄物	組織体制の構築
	迅速な収集・運搬・処理のための事前検討

○啓発等を行っていく対策

対策項目	長期浸水検討会でとりまとめた対策
住民避難	孤立者へのフォローアップ対策 ・ 情報把握方法の確立 ・ 早期救出、自主避難対策 ほか
燃料	災害復旧車両の優先給油対策
衛生	感染症や健康被害等の拡大防止 ・ お薬手帳携行などの啓発
	化学薬品流出対策の充実 ・ 市民、事業者への啓発や指導
	その他の避難場所等での衛生対策 ・ 非常持ち出し品等の普及啓発

高知県南海トラフ地震対策行動計画
(平成 25 年度～平成 27 年度)
平成 25 年 6 月

作成

高知県南海地震対策推進本部
(事務局 南海地震対策課)
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
電話 088-823-9798 fax 088-823-9253

南海地震対策課ウェブサイト
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>

啓発サイト「南海地震に備えてGOOD!!」

南海地震に備えてGOOD

検索